

平成17年 第1回(定例)壱岐市議会会議録(第1日)

議事日程(第1号)

平成17年3月4日 午前10時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名	19番 中村出征雄 20番 橋本 早苗
日程第2	会期の決定	22日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	施政方針の説明	市長 説明
日程第5	認定第5号 平成15年度郷ノ浦町各会計決算認定について	決算特別委員長報告・認定 本会議一括採決異議なし、認定
日程第6	認定第6号 平成15年度勝本町各会計決算認定について	決算特別委員長報告・認定 本会議一括採決異議なし、認定
日程第7	認定第7号 平成15年度芦辺町各会計決算認定について	決算特別委員長報告・認定 本会議一括採決異議なし、認定
日程第8	認定第8号 平成15年度石田町各会計決算認定について	決算特別委員長報告・認定 本会議一括採決異議なし、認定
日程第9	認定第9号 平成15年度壱岐広域圏町村組合各会計決算認定について	決算特別委員長報告・認定 本会議一括採決異議なし、認定
日程第10	認定第10号 平成15年度壱岐市各会計決算認定について	決算特別委員長報告・認定 本会議一括採決異議なし、認定
日程第11	議案第18号 壱岐市税条例の一部改正について	総務部長 説明 委員会審査付託省略、可決
日程第12	議案第3号 平成16年度壱岐市一般会計補正予算(第4号)	財政課長 説明
日程第13	議案第4号 平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	健康保険課長 説明
日程第14	議案第5号 平成16年度壱岐市老人保健特別会計補正予算(第1号)	健康保険課長 説明
日程第15	議案第6号 平成16年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	健康保険課長 説明
日程第16	議案第7号 平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)	水道課長 説明
日程第17	議案第8号 平成16年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	水道課長 説明
日程第18	議案第9号 平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計補正予算(第3号)	水道課長 説明

日程第19	議案第10号	平成16年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算(第2号)	水産課長 説明
日程第20	議案第11号	平成16年度壱岐市病院事業会計補正予算(第1号)	公立病院事務長 説明
日程第21	議案第12号	土地取得の変更について	教育次長 説明
日程第22	議案第13号	壱岐市総合計画基本構想の策定について	総務部長 説明
日程第23	議案第14号	壱岐市職員定数条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第24	議案第15号	壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第25	議案第16号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第26	議案第17号	壱岐市特別会計条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第27	議案第19号	壱岐市手数料条例の一部改正について	市民生活部長 説明
日程第28	議案第20号	壱岐市老人福祉施設整備基金条例の一部改正について	市民生活部長 説明
日程第29	議案第21号	壱岐市ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第30	議案第22号	壱岐市地域福祉基金条例の一部改正について	市民生活部長 説明
日程第31	議案第23号	壱岐市中山間ふるさと活性化基金条例の一部改正について	産業経済部長 説明
日程第32	議案第24号	壱岐市立老人ホーム事業及び壱岐市立特別養護老人ホーム事業財政調整基金条例の一部改正について	市民生活部長 説明
日程第33	議案第25号	壱岐市農業振興機械使用に関する条例の一部改正について	産業経済部長 説明
日程第34	議案第26号	壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	郷ノ浦支所長 説明
日程第35	議案第27号	壱岐市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正について	水道課長 説明
日程第36	議案第28号	壱岐公立病院の移転新築及び名称変更に伴う関係条例の整備について	病院管理課長 説明
日程第37	議案第29号	壱岐市消防団の設置等に関する条例の一部改正について	消防本部消防長 説明
日程第38	議案第30号	壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	消防本部消防長 説明
日程第39	議案第31号	平成17年度壱岐市一般会計予算	財政課長 説明

日程第40	議案第32号	平成17年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	健康保険課長	説明
日程第41	議案第33号	平成17年度壱岐市老人保健特別会計予算	健康保険課長	説明
日程第42	議案第34号	平成17年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	健康保険課長	説明
日程第43	議案第35号	平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	水道課長	説明
日程第44	議案第36号	平成17年度壱岐市下水道事業特別会計予算	水道課長	説明
日程第45	議案第37号	平成17年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	市民福祉課長	説明
日程第46	議案第38号	平成17年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	郷ノ浦支所長	説明
日程第47	議案第39号	平成17年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	郷ノ浦支所長	説明
日程第48	議案第40号	平成17年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算	水産課長	説明
日程第49	議案第41号	平成17年度壱岐市病院事業会計予算	公立病院事務長	説明
日程第50	議案第42号	平成17年度壱岐市水道事業会計予算	郷ノ浦支所長	説明
日程第51	議案第43号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	総務部長	説明
日程第52	議案第44号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について	総務部長	説明
日程第53	議案第45号	長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について	総務部長	説明
日程第54	議案第46号	長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について	総務部長	説明
日程第55	議案第47号	長崎県市町村土地開発公社定款の変更について	総務部長	説明
日程第56	議案第48号	市道路線の廃止について	土木課長	説明
日程第57	陳情第1号	「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の採択を求める陳情	写し配布	説明省略

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員（60名）

1番	菊田 光孝君	2番	町田 光浩君
3番	小金丸益明君	4番	深見 義輝君
5番	坂本 拓史君	6番	今西 徹也君
7番	平尾 典子君	8番	町田 正一君
9番	今西 菊乃君	10番	市山 和幸君
11番	田原 輝男君	12番	長島 清和君
13番	山下 澄夫君	14番	豊坂 敏文君
15番	富田 邦博君	16番	山下 正業君
17番	立石 和生君	18番	坂口健好志君
19番	中村出征雄君	20番	橋本 早苗君
21番	立川 省司君	22番	鵜瀬 和博君
23番	中田 恭一君	24番	東谷 伸君
25番	馬場 忠裕君	26番	久間 進君
27番	小園 寛昭君	28番	眞弓 倉夫君
29番	大久保洪昭君	30番	山内 道夫君
31番	江川 漣君	32番	西村 勝人君
33番	大浦 利貞君	34番	榊原 伸君
35番	長岡 末大君	36番	酒井 昇君
37番	久間 初子君	38番	浦瀬 繁博君
39番	末永 浩君	40番	倉元 強弘君
41番	横山 重光君	43番	平畑 光君
44番	吉田 寛君	45番	吉富 忠臣君
46番	佐野 寛和君	48番	永田 實君
49番	森山 是蔵君	50番	山川 峯男君
51番	近藤 団一君	52番	牧永 護君
53番	品川 洋毅君	54番	長山 茂彌君
55番	川谷 力雄君	56番	赤木 英機君
57番	中村 瞳君	58番	入江 忠幸君
59番	立石 一郎君	60番	原田 武士君
61番	深見 忠生君	62番	瀬戸口和幸君

欠席議員（１名）

42番 川添 隆君

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 川富兵右エ門君 事務局書記 松永 隆次君
事務局課長 山川 英敏君 事務局係長 瀬口 卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	長田 徹君	助役	澤木 満義君
収入役	布川 昌敏君	教育長	須藤 正人君
総務部長	松本 陽治君	市民生活部長	園田 省三君
産業経済部長	末永 榮幸君	建設部長	（ 欠 席 ）
消防本部消防長	山川 明君	郷ノ浦支所長	吉永 正司君
勝本支所長	鳥巢 修君	芦辺支所長	立石 勝治君
石田支所長	喜多 丈美君		
教育次長兼教育総務課長			吉富 一敬君
総務課長	米本 実君	企画課長	山本 善勝君
合併プロジェクト室長			堤 賢治君
情報管理課長	大浦 栄治君	財政課長	久田 賢一君
税務課長	浦 哲郎君	市民福祉課長	川畑 文隆君
保護課長	高下 莞司君	健康保健課長	小山田省三君
環境衛生課長	榊崎 精司君	農林課長	白石 廣信君
水産課長	今村 光一君	観光商工課長	西村 善明君
土木課長	長山 栄君	建築課長	酒村 泰治君
水道課長	松本 徳博君	会計課長	浦川 信久君
病院管理課長	上川 孝一君	公立病院事務長	竹下 立喜君
かたばる病院事務長代行			前田 正博君
農業委員会事務局長 ...	市山 保信君		
選挙管理委員会書記長兼監査委員事務局長			山口浩太郎君
学校教育課長	長岡 信一君	生涯学習課長	目良 強君

文化財課長 (欠 席) 代表監査委員 (欠 席)

午前10時00分開会

議長(瀬戸口和幸君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は60名であり定足数に達しております。ただいまから平成17年第1回壱岐市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長(瀬戸口和幸君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、19番、中村出征雄議員及び20番、橋本早苗議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長(瀬戸口和幸君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期につきましては、去る2月24日に議会運営委員会が開催され協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。立石議会運営委員長。

議会運営委員長(立石 一郎君) 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告について報告致します。平成17年第1回定例会の議事運営について協議のため、去る2月24日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果を御報告をいたします。

会期日程につきましては、各議員のお手元に配付いたしておりますが、本日から3月25日までの22日間といたしております。本定例会に提案されます議案等は、16年度補正予算9件、条例17件、17年度予算12件、その他8件、また陳情が1件提出されておりますが、お手元の配付のとおりであります。

本日は会期の決定、議長の報告、市長の施政方針説明の後、決算委員長の審査報告、質疑、討論、採決を行い、本日送付された議案の上程、説明を行います。議案第18号壱岐市税条例の一部改正については、不動産登記法の改正に伴い、3月7日に施行に合わせるべく、本日議決を願いたいとのことありますので、よろしく願いをいたします。

なお、本案については、委員会付託を省略することで協議をいたしております。

3月5日から8日まで、休会といたしておりますが、一般質問並びに質疑についての通告をされる方は、3月7日月曜、正午までに提出をお願いします。

3月9日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、各議案等を所管の委員会へ審査付託を行います。

なお、上程議案のうち一般会計予算につきましては、補正予算を含め、予算特別委員会を設置して審査すべきということを確認をいたしましたので、よろしく願いをいたします。

3月10日から3月14日までの間、12日、13日を除き、実質3日間で一般質問を行います。一般質問について、質問の順序は受け付け順のくじにより番号の若い順とし、方法についても前回同様30分の制限とし、一括質問、一括答弁方式とします。

なお、同一趣旨の質問については質問者間で、ぜひ調整をお願いをいたします。

一般質問が予定の日程より早く終了した場合は、残り日程は休会とします。

3月15日から3月23日のうち4日間を、委員会開催日といたしております。

3月25日本会議を開催、委員長報告を受けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

なお、本定例会会期中に人事案件2件、工事請負締結関係議案1件が追加議案として提出される予定であります。

以上が第1回定例会の会期日程案でございます。本市議会の円滑な運営ができますようお願いを申し上げ御報告といたします。平成17年3月4日、吉岐市議会運営委員長立石一郎。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月25日までの22日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月25日までの22日間と決定いたしました。

日程第3．諸般の報告

議長（瀬戸口和幸君） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中における議員の辞職許可に関する報告を申し上げます。安川芳一議員より、平成17年2月15日付で議員辞職願が提出されましたので、本人の意思を尊重し、地方自治法第126条の規定により同日付で許可をいたしましたので報告をいたします。

次に、今回、第1回吉岐市議会定例会に提出され受理した議案等は46件、陳情1件であります。

次に、監査委員より例月出納検査並びに定期監査結果の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。去る1月19日、長崎市で開催された長崎県町村議会議長会理事会に出席しました。理事会においては、市町村合併に伴い、町村の減少による町村議会議長会の今後のあり方が協議されましたが、最終的な結論には至りませんでした。また、定期総会の議事録についての協議がなされました。

次に、1月20日の長崎県離島振興市町村議会議長会理事会においても定期総会の議事等について協議がなされましたが、本会についても会員数が減少してまいります。

次に、2月17日開催された長崎県離島振興市町村議会議長会定期総会並びに長崎県町村議会議長会定期総会に出席、いずれも平成17年度事業計画並びに17年度予算等が承認されました。

なお、さきに協議いたしましたように、壱岐市議会としては3月末日をもって長崎県町村議会議長会から脱退することになります。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては事務局に保管しておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

次に、本定例会において議案等説明のため、長田市長を初め関係部課長に説明員として出席を要請しておりますので御了承願います。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第4．施政方針の説明

議長（瀬戸口和幸君） 日程第4、長田市長から施政方針の説明の申し出がありましたので、これを許します。長田市長。

市長（長田 徹君） 皆さん、おはようございます。本日ここに平成17年第1回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様方には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。平成17年度の各会計当初予算を初め、条例、その他の案件を御審議いただくに当たり、市政運営に対する所信と新年度施策について御説明を申し上げますとともに、市議会並びに市民皆様の御理解と御協力をお願いする次第でございます。

さて、昨年3月1日、壱岐市が誕生いたしました、ちょうど1年が経過いたします。また、私が市政の重責を担わせていただくようになりまして10カ月余りが経過したところでありますが、合併によりサービスの低下を招くことのないよう、新生壱岐市のかじ取りに日夜努力しているところであります。

特に、行財政改革の推進を図るとともに交流人口の増加を図ることによって、人口減少の歯どめと地域の活性化に努めてまいりました。御承知のとおり、合併はいたしましても、三位一体改革のあおりを受け交付税の減額、また景気の低迷による税収の減少と相まって厳しい財政状況にあります。このような中、新生壱岐市といたしましては、「海とみどり、歴史を活かす癒しのし

ま、壱岐」をスローガンに、壱岐にしかない自然をもとに、原の辻遺跡を初めとする歴史遺産を中心とした観光の振興を図りながら、観光と農業、漁業が結合して地域振興が図れるような新しいまちづくりに取り組んでまいり所存でございます。

平成17年度予算編成について 平成17年度の地方財政は、地方財政計画の規模の抑制に努めても、なお平成16年度に引き続き大幅な財源不足の状況にあります。地方財政の借入金残高は平成17年度末には205兆円に達する見込みとなっておりますが、今後、その償還負担の一層の増加や社会保障関係経費の自然増が見込まれるところであり、これにより将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されております。現下の極めて厳しい地方財政の状況、国、地方を通ずる財政構造改革の必要性を踏まえると、引き続き地方団体においては、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため徹底した行財政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、また歳入面でも、自主財源について積極的な確保策を講じるなど、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務であるとされております。本市の財政も景気回復のおくれにより、市税を初め地方交付税やその他の収入についても伸びは期待できず、歳入の確保に苦慮しているところであります。

他方、歳出では、合併による広域的で効率的な公共施設の整備や産業振興などのまちづくりのため諸施策の実施など、市民のニーズにこたえた施策の展開に多額の資金需要が見込まれております。

こうした中、新市建設計画の基本指針に基づき、新生壱岐市の新しい時代のまちづくりを進めていかなければなりません。本年度予算の編成に当たっては、昨年10月29日、行政改革推進委員会から答申された壱岐市の行財政改革について、中間答申を踏まえ自主財源の確保に努めるとともに、職員の欠員不補充、補助金の一部見直し、単独事業の見直しなどを行い、限られた財源を重要かつ緊急性のある事業に重点的に配分し予算を編成しておりますが、なお不足する財源につきましては、基金の取り崩し、市債借入金により補てんいたしております。

特別会計の統合について 事務事業の効率化を図るため、特別会計の見直しを行ったところであります。壱岐市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計、壱岐市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計及び壱岐市老人ホーム事業特別会計を一般会計へ、壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計を壱岐市下水道事業特別会計へ統合をいたしました。これに伴い、合併時企業会計を含めて16会計ありましたが、新年度から12会計へ減少することとなります。

平成17年度税制改革等について 平成17年度の税制改正に関する政府税制調査会の答申は、向こう数年にわたり取り組むべき税制改正を展望しつつ、平成17年度改正に当たっての指針を示したものであります。平成17年度税制改正につきましては、現在、国会で審議中のため、決定次第、関係条例の改正を提出する予定にしております。主な内容は、一つ目に個人住民税所得

割額の定率減税の見直しで、現行の定率減税を2分の1に縮減し、平成18年6月徴収分から実施。二つ目に人的非課税の範囲の見直しで、65歳以上の者で前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置を、平成18年度分の個人住民税から段階的に廃止の内容であります。また、不動産登記法の改正により、「土地登記簿」及び「建物登記簿」が「登記簿等」に改められ、これに伴う「不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が平成17年3月7日から施行されることとなりました。このことを踏まえて税条例の一部を改正する必要がありますので改正議案を提出いたしております。

市税等の申告及び納税について 2月16日から所得税確定申告及び市・県民税申告が始まりましたので、各支所等に税務職員が出向き申告相談を受けております。今回より、従来行われていた各役場等での税務署職員による所得税等の出張相談が廃止になりましたので、各公民館、集落ごとの相談日を設けて、申告相談業務が円滑に行えるようにいたしております。1月末の納税状況は、現年度分市税及び国民健康保険税においては収納率で昨年同期よりポイントでやや上回っており、滞納分については市税滞納調定額2億513万円に対し1,304万円、収納率6.36%で、国民健康保険税は滞納調定額2億4,495万円に対し1,832万円、収納率7.48%で、昨年同期より下回っている状況であります。本年、年明けてから預金調査を実施いたしました。差し押さえに至るまでに及んでいません。今後も滞納解消に努めてまいります。

また、今後ますます重要となる自主財源の確保並びに多様化する税務事務の省力化の取り組みとして、申告受け付け支援システム及び滞納整理システム導入の所要の予算を計上いたしております。

なお、旧郷ノ浦町の平成6年度からの土地の評価見直しにつきましては、連絡がとれない、納得されていない方などの分、153人のうち32人について還付返還に至っておりません。

市の総合計画の策定について 壱岐市総合計画は、21世紀のまちづくりに向け、10年後における壱岐のあるべき将来像を描くもので、これまで各種団体や機関、市職員アンケートなどを実施し、多くの御意見をいただき、これらの御意見や市行政改革推進委員会の中間答申等を参考にして原案を作成し、市の総合計画審議会及び4地区の地域審議会へ諮問を申し上げ、それぞれ答申をいただきました。市では、答申書をもとに総合計画案を策定したところでございます。

また、基本構想は、壱岐市の目指すまちづくりの理念、指針、市の将来像及びこれらを実現するための施策の大綱を定め、まちづくりの基本方向を明らかにするものでございます。

市の「花木、花、木、鳥」の指定について 壱岐市誕生を記念して、市民の皆様に親しまれシンボルとなる「花木、花、木、鳥」の選定につきましては広く公募をし、多くの方々に御協力をいただきました。10名の選定委員の皆様に審議していただき、市民になじみが深く広く親しまれていて、市を代表するにふさわしいものとして、市の花木をヤブツバキ、花をスイセン、木を

マキ、鳥をメジロに決定をいたしました。

なお、指定日は、壱岐市誕生1周年と合わせて平成17年3月1日といたしました。これから市民の皆様へ普及周知してまいりたいと思いますので、守り育てるために御協力をお願いを申し上げます。

市歌の制定について 壱岐市では、新市の誕生を機に、新しい市のイメージづくりのシンボルとして壱岐市市歌を制作しました。歌詞を応募したところ、324点もの作品が全国から寄せられ、選定委員7人による公平かつ厳正な審査の結果、藤本健人さんの作品が採用され、作詩作曲家の小椋佳さんに作曲を依頼いたしました。壱岐市誕生1周年を記念し制定したもので、この歌が壱岐市及び市民の皆様にとってコミュニケーションを図るために愛唱されることを願っております。

なお、3月27日に市歌発表会を開催する予定にいたしております。

地方バス路線維持費補助と高齢者75歳以上の路線バス無料化について 生活交通の確保を図るため、現在、壱岐市内の公共交通機関である壱岐交通株式会社に対し、地方バス路線維持費として補助をいたしますとともに、さらなる経営努力をお願いしまして路線維持に努めていただいておりますが、車社会の進展等に伴う乗客数の減少により非常に厳しい経営状況にあり、生活路線の廃止、あるいは減便を考えざるを得ないのが実情のようであります。地方バス路線維持補助金は、平成13年度まで6,500万円、平成14年度から5,200万円となっておりますが、平成17年度は7,570万円の要望に対し6,000万を補助することとしております。

そこで、補助金の増額に合わせて、75歳以上の高齢者の方につきましては市内路線バスの利用について無料化ができないか、壱岐交通株式会社に申し入れをしておりましたところ、内諾をいただいております。

ちなみに、壱岐市における65歳以上の高齢化人口比率は28.38%で県平均を上回り、市・郡比較でも上位となっております。今回対象となります75歳以上の高齢者は14.51%、約4,800人となります。

ペイオフ対策会議の設置について 去る1月20日、ペイオフ対策会議を設置いたしました。来る平成17年4月1日を期してペイオフ全面解禁になりますが、これは規制緩和をしようとする金融制度改革の一環でございまして、政府、日銀、民間金融機関を初め、新聞、テレビなどマスコミ報道にて既に承知のことと存じます。特例的に一時凍結されていたペイオフが全面解禁となることによって、全国自治体もおのおの一預金者とみなされ、一般個人同様、自己選択と自己責任の原則を踏まえた公金管理を、より一層厳しく求められる時代を迎えるに至りました。

ちなみに、預金者1人当たり1金融機関ごとに元本1,000万円と、その利息のみを預金保険機構で法的に保護するとするものです。逆に元本1,000万円を超える部分については法的

保障は全くありません。よって、金融機関をみずから選択し、預け入れたその結果については、一消費者同様、苓崎市もすべて自己責任を余儀なくされる制度であります。

したがいまして、安全で効率的な公金の管理運用を図り、もって本市の健全財政の持続と地域経済の安定に資するため、英知を結集し、合理的な対応策を調査研究する必要があります。そこで、それらを任務とする庁内プロジェクトチーム、パイオフ対策会議を編成、設置するに至ったものであります。目下、4月1日の解禁をにらみ、適時適切に対処をすべく鋭意検討を加えているところでございます。要は、市民の税金である約500億円台にも上る巨額の苓崎市財政資金及び公営企業会計資金を1円たりとも欠損を招かぬよう確実に保護をしなければなりません。今後とも、安全で安心して暮らせる島づくりの観点からも、すべての責任を担う市長として、収入役ともども、何よりも安全を最優先に掲げ、市の公金は絶対心配なしと真に御安心をいただけるよう、慎重かつ的確な管理に最大の努力を傾注してまいり所存でございます。

苓崎市次世代育成支援行動計画の推進について 苓崎市次世代育成支援行動計画は、平成17年度から平成26年度までの10年間の計画期間であります。苓崎市の今後の最重要課題である少子化対策の柱として、5年ごとに前期・後期として計画を実施し、評価と見直しを図ってまいりたいと考えております。平成17年度においては学童保育や預かり保育、病後児保育等を施行し、制度としての整備を図りたいと考えております。

また、乳幼児医療についても県と協議の上、対象の拡大に努めたいと考えております。

また、平成17年度において、関係機関からなる子育て支援、児童虐待予防ネットワークを整備したいと考えております。

デイサービスセンター建設について 郷ノ浦町保健デイサービスセンターは、施設が狭隘な上、3階に設置されており、要介護高齢者の急増による多様な介護サービス等に対応できない状況であり、これを改善のために旧郷ノ浦町初山開発用地に、面積約1,900平方メートルのデイサービスセンターの建設を予定いたしております。今後、介護保険制度等の見直しにより居宅介護サービスの強化が求められる中、認知症 これ、痴呆症の新しい呼称でございます 認知症対応型のデイサービスやヘルパーステーション及び障害者デイサービス等の機能を充実した施設として計画いたしております。敷地の造成は既に終了しており、平成16年度に実施計画も終了いたします。平成17年度は設計監理費と建設費について所要の予算を計上いたしております。

戸籍事務の電算化について 合併前から旧4町で準備中でありました戸籍事務の電算化を、平成17年度で実施いたします。戸籍の電算化については、長崎県下市町村で49の自治体において既に導入されており、全国的にも大半が導入を終え、現在急速に導入が進んでおります。戸籍電算システムの導入により戸籍除籍等の記載、発行業務及び各種資料作成など大幅な事務改善が図られ、住民サービスに資するものと考えております。

なお、財源については合併市町村特別交付金を活用することとし、所要の予算を計上いたしております。

シルバー人材センターの設置について 少子高齢化が急進する中で、今後、活力ある経済社会を維持するためには、高齢者の知識、技能、経験等を地域社会に活用することが今後の課題であり、市長としての重要な政策と考えております。県下でも、市町村の合併に伴いシルバー人材センターの設置に活発な取り組みがなされており、長崎県も強く推進をいたしております。壱岐市の今後の福祉活動や環境美化、まちづくり等へのボランティア活動から、高齢者自身の雇用の創出まで幅広く対応できるものと期待しております。国の補助対象となるためには社団法人方式による公益法人の設置が必要となりますので、これの準備にかかわる所要の予算を計上いたしております。

介護保険計画及び老人保健福祉計画の策定について 平成17年度は、介護保険及び老人保健福祉計画の見直しの年となっております。介護保険制度の今後の利用移行と、それに対応するサービス供給量等について高齢者実態調査を実施し、壱岐市における新しい介護サービス計画と健康で活発な高齢社会の実現を目指して、介護予防の強化や高齢者の人材活用、健康、体力の維持増進、余暇活動等について具体的な計画を策定してまいりたいと思っております。

障害者プランの策定について 平成17年度壱岐市の障害者プランを作成いたします。障害者対策については、家族会の御努力や関係機関の御支援により充実しつつありますが、県下の市町村と比較しますと、まだ十分な環境とは言えません。通所系の施設等につきましては、平成17年度において知的障害者の授産施設が民間で開設予定であり一定の水準に達したかと思われませんが、離島にあって、入所施設の未整備や療育に従事する専門スタッフの不足が今後の重要課題であり、障害者プランの大きな柱と考えます。

また、支援費制度の見直し等もあり、障害者対策は今後もいろいろと変化するものと考えられますが、国などの動向を見きわめ、早期の実現を目指し計画を策定したいと考えております。

生活保護業務について 平成16年3月に、生活保護の実施機関が長崎県から壱岐市に移管されまして1年が経過いたしました。この間、国の監査におきましても特に問題もなく、適正に保護業務の執行がなされ順調に推移しております。本市における平成16年12月現在の保護世帯の状況は434世帯で654人、保護率は20.41パーミル（4分率）であります。国は近年の生活保護の動向を踏まえ、国民の生活困窮の実態を受けとめ、その最低生活保障を行うだけでなく、生活困窮者の自立就労を支援する観点から、社会保障制度や社会福祉サービス等の他制度の保障水準との関連において、生活保護制度の見直しを進めていく方針であります。

平成16年度生活保護基準改正においては老齢加算の見直しがなされ、平成17年度生活保護基準改正においては母子加算の見直し、高校就学費用の給付、多人数世帯の生活扶助基準額の適

正化、若年層の衣と食の費用にかかわる年齢区分の見直し等が予定されております。

また、生活保護費にかかる国庫負担金の国の負担率についても、平成17年度に見直しを検討されることになっております。実施機関である福祉事務所といたしましては、今後とも現業職員の研修に努め、法令等に基づき、公正、適正な生活保護業務の執行を図ってまいります。

健康介護予防の推進について 我が国は高齢化社会の道を歩みつつあり、10年後の平成27年には国民の4人に1人が高齢者であると予測されております。このような状況の中、国は平成17年から平成26年の10年間を、健康フロンティア戦略として健康施策を展開することとしております。この施策は国民の健康寿命を伸ばすことを基本目標に、生活習慣病対策と介護予防の推進を二本柱として、国民一人一人が生涯にわたり元気で活動的に生活できる、明るく活力ある社会の構築を目指そうというものであります。

当然、壱岐市における高齢化は、全国平均より、さらに早く進行しておりますので、早い時期からの健康推進対策が必要となってまいります。このような状況のもと、平成17年度においては、国がさきに定めた「健康日本21」やこの戦略施策等を取り入れて、向こう10年間を目標とした壱岐市の健康保健計画の策定に着手するための予算を計上いたしております。この計画は旧4町の計画を基本ベースに、成人を中心に壱岐市民の将来を見据えた健康推進の目標値を設定し、健康推進の基本事項となる生活習慣病対策、介護予防の推進を重点において計画目標の達成を目指し、計画書の策定に当たっては広く市民の方々や民間の専門家などの意見を取り入れ、充実した内容のあるものにしたいと考えております。

その他、母子保健法、老人保健法に基づく健康教育、健康相談、健康指導、健康診査を初め予防接種等の各事業については、予算の範囲内でこれまでどおり実施し、住民の健康と福祉のサービス向上に努めてまいりたいと考えております。

国民健康保険特別会計について 我が国の医療を取り巻く状況は、年々厳しさを増しております。昨年は、国民の医療、介護、年金の問題が活発に論議され、これを含めた社会保障についての一体的見直しが求められるなど、負担と給付の関係は国家の大きな課題となっております。壱岐市の国民健康保険は、合併により保険者の規模はこれまでと比べて随分と大きくなりました。

しかしながら、保険者としての努力はいたしておりますものの、医療費は一向に下がる気配がなく、加えて長引く不況の影響を受け所得の減少等によって、国保運営の基本となる国保税の収納額の低下により滞納累積額は増加し、国保運営は年々厳しさを増しております。特に、国保は国民皆保険の基盤をなしているため、被保険者は高齢者、低所得者や現役引退者などの弱い立場の方々を受け入れる立場にある関係上、より一層の運営手法と改善策が必要となってまいります。平成17年度の予算においては、国が進める三位一体改革に伴う税源移譲に沿って、国費から県費へ歳入財源の内容を大きく変更しております。

次に、被保険者の方々の最大の関心事であります国保税の税率につきましては、現在、所得税の確定申告の期間中であり、5月中ごろには算定のめどがつくものと思っております。算定ができ次第、協議してまいりたいと考えておりますが、年々、課税の基礎となります所得の基本額の減少と介護給付費の増加により、医療分、介護分の税率の見直しは段階的では避けられない状況下にあります。

収納対策につきましては、累積する国保税の滞納の処理については旧町からの引き継ぎ額が大きく非常に頭の痛いところでありますが、最大限の努力をしなければならないと思っております。その対策としましては、戸別訪問徴収を基本において、嘱託徴収員の確保等を図り徴収体制を確立する、短期資格証明書制度を積極的に活用する、滞納処分の厳正な実施をする、地域の実情に応じた積極的な収納対策をすることなどを考えております。

また、医療費の適正化を図るための被保険者資格の適応適正化とレセプト点検にも力を入れてまいり所存であります。勝本、湯ノ本の両直営診療所につきましては、これまでどおりに市民の身近な医療機関として、住民の健康づくりとサービスの向上に努めてまいります。

老人保健特別会計について 老人保健特別会計は、平成14年10月から医療受給対象年齢が75歳に引き上げられ、この制度改革から4年目の移行期間となります。これまでどおり健康指導に重点を置いた訪問指導、健康相談や無受診者の表彰を積極的に行い、高齢者の健康の保持と増進に努めてまいります。

介護保険特別会計について 平成12年4月に介護保険制度がスタートし、はや5年が経過し、平成17年度は第2期事業計画の最終年度となります。この5年間は、全国的に見ると介護保険におけるサービスの量及び利用者は増加し、給付費は毎年10%超しの右肩上がりの伸びが続いております。

このような中、平成17年度は介護保険制度が見直される年に当たります。先月上旬には見直し法案が通常国会に提出され、6月の法案成立に向けて活発な論議が交わされているところであります。新年度になりますと、直ちに第3期介護保険事業計画の策定に入らなければなりません。この見直し作業は老人保健福祉計画と一体となった計画書としての策定が求められており相当の業務量となってまいりますので、事務体制の強化も合わせて図っていく必要が生じてまいります。

また、1号被保険者の保険料も、向こう3年間の事業量を見越して見直すこととされており、負担のあり方と制度運営の見直しも、今回の制度改革の大きな柱の一つとされております。制度の見直しに当たって保険者である壱岐市といたしましては、市民の皆様には十分な制度改革の内容を周知するとともに、介護給付を受けられる方々が安心してサービスを受けられるよう努め、また平成18年4月からの第3期事業計画がスムーズにスタートできるように準備を進めてまいり

たいと思います。

また、介護事業の指導の強化と人材育成にも力を注ぎ、健全な事業運営に当たってまいりる所存であります。

勝本町自給肥料供給施設建設について 本施設建設につきましては、先般の臨時会におきまして契約議案の承認を受けたことに伴い、電気工事、管工事の入札を実施し、請負業者も決定し、着工に向けて鋭意努力してまいります。契約につきましては、債務負担行為にかかわる契約におきまして、各会計年度における請負代金の支払い年度額を、平成16年度は前金払い相当額の4割以内とし、残額は平成17年度に債務負担行為にかかわる分として予算計上をいたしております。

なお、空運転、水運転の試運転は工期内に行うものとし、工事完了後の試運転期間は運転指導等を実施しながら、平成18年度の早い時期に供用開始ができるよう進めてまいります。

海岸漂着物について 壱岐市が保有する海岸線延長は191キロメートルとなり、季節風の影響等で海岸漂着物は後を絶たない現状であります。観光立島を掲げております壱岐市といたしましては海岸線は貴重な観光資源であり、訪れる観光客にすばらしい海岸線を提供することが壱岐市の使命ではなかろうかと考えております。長崎県の補助事業で平成14年度から3カ年取り組んでまいりました不法投棄法等撤去事業が平成17年度から廃止されますので、今年度からは市単独予算を計上し、継続的に海岸漂着物の撤去に努めてまいりますとともに、国、県への対応策の確立について強く要望をしております。

平成16年度まで3支所（芦辺、勝本、石田）の環境管理組合は、それぞれの管理組合規約等のもとで運営されておりましたが、平成17年度から壱岐市環境管理組合として、規約、規則、規定等を見直し管理運営を統一したところであります。

農業振興について 経済の停滞が続く中で農業を取り巻く状況は大きく変わり、市場原理の導入や世界貿易機構や自由貿易協定の体制のもとで多岐にわたっての自由化、さらには消費者志向などの動きが顕在化し、一方、農村は農業従事者の高齢化や後継者不足などで、さまざまな課題に直面しております。こうした状況の中、壱岐の基幹産業である農業は、基幹作物の安定生産と産地形成、また施設園芸の高生産、高収益性を実現できる対策を講じ、農業マーケティングへの目配りと担い手確保を重視した施策により農業の振興を図ってまいります。

まず、米の生産においては、米政策改革大綱の「米づくりのあるべき姿」の実現に向けて、売れる米づくりを推進します。このため、売れる米産地化、有機栽培米など推進事業に取り組むとともに、壱岐市水田農業ビジョンに基づく生産調整を行います。

葉たばこは品質面で全国のトップクラスを維持するなど、良質葉の生産により安定した経営が営まれておりますが、高齢化と後継者不足が顕在化し、平成16年の廃作奨励とも相まって農家

戸数が107戸から77戸に30戸減少、作付面積で約25ヘクタール減少しました。このため、1戸当たりの面積拡大を進めるため、省力化、低コスト経営に対する支援を行い、産地の維持に努めるものでございます。

施設園芸におきましては、アスパラ部会、イチゴ部会、メロン部会がエコファーマー認定を受け、環境への負荷を軽減した持続性の高い農法への取り組みが一段と進み、消費者ニーズに基づく生産が本格化したところであります。今後、生産性の向上、品質の均一化と優良品種への転換を促進し、他産地との競争力を高めてまいります。

次に、担い手の確保及び育成につきましては、農業農村の持つ最大の課題であり、多様な担い手を確保する観点から、これまでの中核的担い手である認定農業者の育成確保に加え、集落営農や営農集団が中心となり、地域営農を進めるような構造改革を推進してまいります。以下、農業の振興の主な事業について概要を説明いたします。

強い農業づくり交付金事業 幡鉾川流域の21世紀型圃場を中心に麦生産に取り組んでいますが、麦の赤カビ病について、農産物検査法において否混入が買い入れ条件となったことを受け、生産者が安心して出荷できる体制整備を整えるため、麦比重選別機導入にかかわる支援をすることにいたしております。

また、差別化商品の生産は導入種子の産地由来がますます強調されるようになっており、壱岐では大豆種子生産に続き、米、麦についても品質保証のできる壱岐産種子の生産体制確保は急務であり、種子調整施設を導入し産地形成を促進することにしております。

ながきさ「食と農」支援事業 集落営農支援事業により、アグリランドいき、機械利用組合等が生産性の向上と省力化を図るため設備する農業機械導入を支援いたします。また、市場流通型対応強化支援事業により産地の強化育成と栽培面積の拡大を図るため、アスパラハウス85アール、メロンハウス30アールを建設するための支援を行います。

新規就農者対策 新規就農者が研修等を終え就農する際に、設備投資や営農資金など自己資金が必要となることから、一定の資金を助成することにより円滑な就農を促進し、早期に優良な担い手を確保することを目的に新規就農者独立支援事業を実施します。また、農協事業の研修事業等による新規就農者の育成が着実に成果を上げておりますが、研修を受け入れる農家の確保に苦慮する面もあり、研修事業の円滑な推進を図るため、研修受け入れ対策支援事業を実施します。

中山間地域直接支払い制度 中山間地域直接支払い制度については、平成16年度で最終年度を迎え、第三者機関で構成された検討会において現行制度の検証が行われ、引き続き制度継続となったところであります。次期対策においては、集落マスタープランの作成や集落活動のレベルに応じた段階的単価の設定などが予定されており、今まで以上の集落協定活動や共同取り組みを各集落ステップアップとしていただき、地域の発展向上に寄与できる制度として取り組みを強化

していきたいと考えております。

有機資源利用開拓支援事業 環境問題は各分野で重要な課題であり、農業においても家畜のふん尿を初め廃プラスチックなど適正な処理について法整備もなされ、これらの遵守に取り組んでいるところであります。また、自然に生息する土着菌を使った家畜ふん尿の処理や家庭生ごみの堆肥化など試験的に実施し、効果の検証と実用化に向けた取り組みを進めてまいります。

有害鳥獣対策 カラス、台湾リスによる被害が農産物や森林に拡大し、特に台湾リスは壱岐全島に拡大する勢いがあります。このため、生育区域の拡散を防ぎ、被害の防止、減少を図るため、壱岐地域鳥獣被害防止対策協議会を主体とした駆除対策を講じてまいります。

松くい虫防除について 松林の保全は、海岸線や観光地としてふさわしい景観の維持向上に極めて重要であり、航空防除を中心として松くい虫の被害防止に努めてまいります。

畜産振興について 肉用牛は壱岐農業の地域特性に最も適応したものであり、これまでの優良系統牛への改良対策が功を奏したことと、農家の積極的な改良更新と肥育技術の向上により、子牛価格は高値安定傾向で推移し、平成16年の全国子牛市場ランキングにおいて、去勢で10位、全体で14位と全国のトップクラスに入り、子牛生産基地として、その地位を確立しました。

さらに、購買者の求める牛づくりを進め、繁殖牛の増頭を図り、市場における安定上場頭数を確保することにより、壱岐牛のブランド化、肉用牛の振興に努めてまいります。

また、今年は長崎牛づくり振興大会が、11月2日、五島市において開催されることから、壱岐市の名声を高める絶好の機会ととらえ、市の選考会から県出品牛に対する支援を予定しております。以下、畜産振興の主な事業について概要を説明いたします。

和牛改良増頭対策事業 優良繁殖牛の造成と、さらなる壱岐肉用牛改良率の向上と産肉能力の向上を図るため、優良系統牛育成対策費、肥育素牛導入事業補助金、若雌牛群レベルアップ事業、受精卵移植事業等にかかる補助金を計上いたしております。

施設機械等の整備事業 増頭に対する牛舎の整備につきましては、規模別に対象事業を明確化し、大規模農家の育成に加え、小・中規模肥育農家も増頭可能となる施設整備に努め、繁殖牛7,000頭の目標達成を支援してまいります。また、農協の第2キャトル・繁殖センターの建設に対する予算を計上しております。

農村整備事業について 農業の基盤整備については、水田の74%が圃場整備を完了し、水田の汎用化が可能な状況であり、圃場整備営農検討委員会を中心に土地改良区などと共同し農地の有効利用を図り、生産性の向上に努めてまいります。ハード面については、農村総合整備事業、基盤整備促進事業、ふるさと農道整備事業により総合的に実施し、農業生産基盤の整備を促進します。

また、県営事業による原田地区圃場整備事業の区画整備、湧水処理事業に今年度から着手し、

平成20年の完成を目指します。同時に、市の事業として排水路整備工事を実施します。

水産振興について 近年の水産業を取り巻く環境は依然として低迷を続けておりますが、平成16年度の間中期では、スルメイカを中心として漁価は安定傾向にあるとはいえ、漁価経営は回遊魚の減少や漁業者の高齢化並びに後継者不足に加え、燃油価格の高騰を受け、依然として厳しい状況にあります。

しかしながら、平成16年度には、島内において大型の黒マグロが相次ぎ水揚げされるなど漁獲される魚種も多様化しており、引き続き漁価経営安定向上に必要な施策支援に取り組むことといたしております。

一方では、海水温の上昇や貧海藻地帯、いそ焼け地帯の拡大により漁場環境は悪化の一途をたどっており、水産業の生産構造にも変化が求められております。そこで、従来行われた漁船漁業から資源管理型漁業への転換を進めるとともに、漁獲物の鮮度向上やブランド化の推進により、漁業者の所得向上を図ってまいりたいと考えております。

また、壱岐の豊潤な自然環境を活かすため、多種多様化している観光客のニーズに対応した漁業体験型メニューの開発を積極的に推進し、都市と漁村の共生・対流による交流人口の増加を図ることで、漁村地域の活性化につなげたいと考えております。

以下、現行の漁協経営安定支援、漁協組織団体活動及び育成支援、漁価経営安定及び生産向上対策支援、漁場整備に加えて、水産振興策の主な事業について概要を説明いたします。

緊急いそ焼け対策モデル事業 藻場造成事業は従来から展開されておりますが、壱岐島内におきましてもいそ焼けの海域が拡大し、その対策に苦慮しているところでありますが、平成16年度より国の新規事業として緊急いそ焼け対策モデル事業が実施され、3カ年計画でいそ焼け原因の究明と回復対策に取り組んでおります。今年度は、その2カ年目に当たり、藻場試験礁の沈設と母層の移植効果調査を計画しており、その予算を計上しております。

新規就業促進事業 急速に進行している漁業者の高齢化、後継者不足対策として、平成17年度より、I・J・Uターンによる新規就漁者の確保に努めるとともに、新規就漁者や漁業後継者に対して研修等を実施し、漁業者の育成を図ることといたしております。

三島海洋利用計画マスタープラン策定事業 郷ノ浦町三島地区を栽培漁業の拠点として、平成18年度に着工予定である(仮称)壱岐地域栽培センターを中心に周辺の漁場整備を進めてまいります。あわせて、地域資源発掘を進め、観光及び体験漁業を展開し、交流人口増加を図るために必要なマスタープランの策定に必要な予算を計上しております。

港湾漁港の整備について 港湾事業におきましては、印通寺港と唐津を結ぶ現行のフェリーが、平成19年春に大型化し就航するため、長崎県では接岸施設の改修と航路の確保について地元関係者と協議を進めているところでございますが、壱岐市としての対応は既存のターミナルビルの

改修とボーディングブリッジの新設が必要となり、大型フェリー就航時に供用開始する必要があることから、平成17年度において施設の改修及びボーディングブリッジの設計委託の予算を計上いたしております。漁港事業につきましては、大久保漁港、初瀬漁港、湯ノ本漁港、諸津漁港、八幡浦漁港の整備をすることで予算の計上をいたしております。

観光振興について 壱岐を訪れる観光客は、長引く景気の低迷、天候の不順等で、ここ数年横ばいの傾向にあり、壱岐の経済浮揚にとって観光振興は重要であり、すばらしい自然、原の辻遺跡を中心とした歴史、グルメ、温泉でいやしを図り、各種体験イベントを組み合わせ、さらには農業、漁業と連携を強化しながら新しい観光メニューを検討し、交流人口の増加を図ります。

また、国民宿舎、サンドーム、イルカパークの各施設については営業努力を重ねつつも、老朽化による施設整備不良と経営の好転にはほど遠く厳しい状況下であり、抜本的に検討の時期に来ていると思われまふ。以下、主要事業について概要を説明いたします。

観光資源の開発と勝本浦美しいまちづくり事業 元寇、朝鮮通信使など歴史的遺産等を地域活性化に資するため、歴史的建造物が数多く残る勝本浦の街並み景観の保全について地域とともに話し合いを進め、街並み景観が観光資源となり、地域産業発展への意識高揚につながるよう基本計画の策定に取り組みます。

岳ノ辻園地整備事業 壱岐最高峰の岳ノ辻園地につきましては、昭和43年に展望台が建設され、歳月の経過により老朽化が目立ち、今回、県営事業によって3カ年計画で全面改修工事に入っております。平成17年度は整備のため、2期工事の用地購入、用地測量、展望台の解体などの予算を計上しております。

各種誘致事業と交流人口の増加 観光メニューの多様化に伴い、地域ごとに取り組んでまいりました各種誘致事業については、あらゆる組織を網羅して各種体験イベント支援、誘致等、多岐にわたって取り組むため、体験型観光受け入れ協議会 仮称でございますが を立ち上げ、交流人口の増加に努めます。

また、地域密着型スポーツ合宿の島づくりを目指し島外からのスポーツ団体を誘致するとともに、県の支援をいただき、一流選手を招き、地域とふれあいの中で各種スポーツ団体合宿について支援をいたします。

商工振興について 全国的には一部景気の持ち直しの動きが見られるものの、島内を取り巻く雇用失業情勢は厳しい状況下にあります。今年4月1日には商工会が合併し壱岐市商工会が誕生いたしますので、これを機に関係機関、事業所が連携をとり、一丸となって地元企業の活性化を図るとともに、雇用の創出に努めてまいります。以下、主要事業について概要を説明いたします。

商工会の合併 平成13年11月に壱岐地区商工会合併協議会が組織され、13回にわたり17項目について協議を重ねられ、昨年12月7日に合併契約調印が行われました。合併に当た

り、壱岐市商工会の円滑な運営が図れますよう最大の支援をいたします。

特産品の販路拡大 合併の効果により、昨年は物産展開催依頼がふえ、売り上げも前年度を大幅に上回る好調を維持いたしております。これは、開催地でのイベントとの同時開催により多くの人出があったことや、天候に恵まれたことなどが大きな要因と思われませんが、あわせて福岡事務所からの情報発信の効果もあると考えられますので、引き続き壱岐のセールスマンとしての活動を期待いたしております。

土木課事業について 道路整備につきましては、補助事業、起債事業、単独事業等により整備を進めておりますが、本年度は補助事業3路線、起債事業の9路線の整備を計画いたしております。単独事業では継続地区22路線について、引き続き整備を進める計画でありましたが、財政事情等により休止せざるを得ない状況であります。

河川整備につきましては、準用河川町谷川の整備を進めてまいります。本河川は、平成16年度事業として工法検討を行い関係地域への説明を終わりましたので、工事入札をいたしておりますが、年度内完成ができませんので繰り越すよう所要の手続をいたしております。

郷ノ浦町馬立地区につきましては、県営海岸環境整備事業に合わせて背後地の埋め立て整備を進めてまいります。急傾斜地崩壊対策事業につきましては、継続事業として石田町の志自岐地区を、新規地区として勝本町の本町2地区、郷ノ浦町の宇土地区の整備を行うため補助要望をいたしております。

都市計画事業のまちづくり事業につきましては、道路整備2路線と弁天崎公園整備を進めてまいります。

簡易水道事業について 施設の老朽化が著しいため、郷ノ浦支所管内の沼津柳田地区、勝本支所管内の勝本浦地区、芦辺支所管内の八幡諸吉地区について基幹改良事業を実施し、有収率の向上と飲料水の安定供給を図ることといたしております。

また、勝本町片山触採石場跡地につきましても、水道水源としての方向性を御協議いただきましたので、早急に確保できるよう、調査費など所要の予算を計上いたしております。三島地区簡易水道施設整備事業につきましては、関係機関との調整に不測の日数を要したため繰り越しをお願いすることにいたしております。箱崎国分地区簡易水道施設整備事業につきましては予定どおりの進捗状況であり、その給水区域にあっては、今後、水量、水圧ともに安定した給水ができることとなります。

なお、使用料の徴収につきましても、鋭意努力中でございます。

公共下水道事業について 中央水処理センター建設工事につきましては、処理施設本体工事と管理棟建築工事の部分は予定通り完成し、本年度に管理棟内部の機械電気設備工事と場内整備工事を実施し、処理場施設が完成予定であります。

なお、管渠工事につきましては、本町の益川薬局の前から壱岐海運の事務所前までの布設を行い、中央汚水処理センターへの幹線の接続が完成いたしますので、平成18年4月ごろには一部について供用開始を予定しているところであります。

今後につきましては、下水道加入率の向上、啓蒙推進に努めてまいります。

また、新公立病院までの管渠工事につきましては、交通規制や一部夜間工事を実施し地域住民の方々には大変御迷惑をおかけいたしました。計画どおり完了予定であり、新公立病院の汚水につきましては、中央汚水処理センターの完成までの間は、暫定的に北部水処理センターで処理することにしております。

漁業集落環境整備事業について 芦辺漁港集落環境整備事業として排水処理施設への侵入路の整備、施設本体の用地整備、集落道の用地買収、照明施設の整備と排水管理設工事を計画しているところであります。なお、集落道整備事業2カ所、管渠工事3カ所、舗装復旧工事の2カ所につきましては計画どおり完成予定であります。水処理施設侵入路及び管渠工事1カ所につきましては、その事業区分の見直し等のために繰り越し工事をお願いすることにしております。

合併浄化槽設置整備事業について 点在した家屋の生活環境整備のため取り組んでおります本事業は、平成16年度合計で115基の設置をいたしております。平成17年度も引き続き120基を実施するよう計画しているところであります。

公営住宅建設事業について 今宮団地公営住宅建設事業につきましては、昨年12月末に屋根のコンクリートを打設し、現在、3月末完成を目指し、内装工事と敷地周囲の擁壁工事などを進めているところであります。

学校教育について 新年度から実施予定の預かり保育につきましては、教育委員会の中で預かり保育実施条例や実施規則の原案を作成し、定例教育委員会でも審議いたしました。現在、他部局との最終調整中でありまして、6月定例議会に提案をし、平成17年度途中から実施したいと考えております。長崎県教育委員会は、平成15年度から文部科学省の指導を受けて「特別支援教育推進体制モデル事業」を行っております。特別支援教育とは、これまで特殊教育の対象でなかった軽度発達障害も含めて、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行うものです。平成17年度は、壱岐市もモデル事業の推進地域として指定されます。校長会や教頭会で、その事業の趣旨や具体的な取り組み等を説明し、各学校でスムーズに取り組めるよう支援していきたいと考えております。

あわせて、学力向上拠点形成事業、幼保・小連携事業、「育てよう！健康な体とタフな心」研究推進事業、コミュニティースクール推進事業等につきましても、文部科学省や県教育委員会の研究指定校等に指定されることになっておりますので、充実した取り組みができるよう支援に努めていきたいと考えております。

また、障害のある子供の教育につきましては、本市に養護学校がないため、県知事部局及び県教育委員会に養護学校分教室の設置に向け要望をいたしております。

社会教育について 社会教育や生涯学習の推進につきましては、人権尊重に基づいた人権学習を初め青少年の健全育成、心豊かな人をはぐくむ芸術文化の推進、いつでもどこでも気軽にスポーツに親しむことができるコミュニティスポーツの推進や、社会体育施設の整備等環境づくりを進めてまいります。

また、婦人の地位向上を図るため、男女共同参画社会の推進並びに発信と定着を合言葉に市独自の「タフ事業」の継続的な推進を、関係諸機関、諸団体の方々の御支援、御協力をいただきながら取り組む所存であります。

原の辻遺跡関連整備事業について 原の辻遺跡復元整備事業については、壱岐市のシンボルとなる歴史観光資源として、財政事情の厳しい中ではございますが、島の再生をかけ、最小の経費で最大の効果をかもし出すよう工夫をこらしながら、平成17年度から本格的な復元に取りかかることになります。国の特別事業としての採択を初め関係機関などの支援、御協力をいただきながら実施する計画でございます。所要の予算を計上いたしております。

なお、平成16年度事業で体験や交流を目的とした体験広場整備にかかわる工事を実施しておりますが、昨年11月及び12月に開催しました原の辻遺跡保存整備委員会の御意見を取り入れるよう努めた結果、必要な資材の調達時期の関係などで十分な工期の確保ができなくなっておりますので、今回、次年度へ繰り越しについて御承認をいただくよう必要な手続を行っております。

(仮称)長崎県埋蔵文化財センター及び(仮称)一支國博物館の建設につきましては、両施設を一体的に整備する方向で整備基本計画案を取りまとめ、閲覧や市民説明会の開催などを通じ、市民の方々からの御意見の募集を行ったところであります。期間中にいただきました御意見やそれを踏まえた内容につきましては、議員皆様にも報告し御意見をいただきたいと考えております。

現在、民間活力の導入の可能性について、長崎県と一体となって調査研究を行っているところでありますが、必要な予算につきましては、この結果を踏まえて計上していく考えであります。

また、建設用地における進捗につきましては、すべての地権者により御了解をいただいておりますが、現在、契約締結前に必要な事務手続など関係機関との協議を行っている段階であります。敷地造成工事にかかる予算につきましても、現在実施している実施設計の結果を踏まえて予算計上したいと考えております。

なお、平成17年は、特別史跡の原の辻遺跡の国指定5周年の節目の年であります。これまでも多くの著名人に原の辻遺跡の魅力を語っていただくなど普及宣伝活動に取り組んでまいりましたが、今年度はさらに、市民の方々を初め島外者に対しても積極的にPRできるよう多種多様な

手段によって実施したいと考えております。そのため、県を初め関係機関、諸団体の御支援御協力をいただきながら広報する機会をふやしてまいりたいと考えており、所要の予算を計上いたしております。

島内遺跡の発掘調査について 島内の各遺跡の発掘調査にかかる事業計画につきましては、原の辻遺跡の本調査を初め、主に車出遺跡、松崎遺跡、百合畑遺跡、都城遺跡にかかる遺跡範囲確認のための調査及び双六古墳出土品の保存処理について計画いたしており、所要の予算を計上いたしております。

病院事業について 公立病院は総合病院としての機能や救急医療の高度設備整備など、また採算性が低い部門や赤字部門を担って経営をしております。今後の医師招聘問題、医療費の抑制など、これからの病院経営にとってはさらに厳しいものがあり、経営基盤の確立が必要であります。

5月1日、新病院の開院に伴い、かたばる病院より一般病床20床、結核病床6床が移転となり、また人工透析室の設置を予定しております。本格的な中核病院としてその機能を発揮するところでありますが、4月以降の外科医師の確保ができておりません。外科医の招聘につきましては、6大学、7医局、独立行政法人、地域医療提携及び島内医師会へ依頼、交渉いたしました。が、大学などの話では、これまでの派遣を続けてきた関連病院も臨床研修医制度の影響で縮小している現状ですので、新規の派遣は困難との返答であります。4月からの外科医不在になりますと島民にとって不安な事態を招きますので、空白期間を置かないよう、残された期間、鋭意努力してまいります。

これからの診療体制と医師確保対策ですが、まず4月1日からの診療体制につきましては、泌尿器科を常勤で開設、内科5名、外科2名、整形2名、精神科2名、他課1名ずつ、計15名でスタートの予定であります。

なお、現在の医師の招聘状況でございますが、泌尿器科につきましては、九大泌尿器科から新年度より常勤の診療体制の予定で、内科につきましては、4月より九大診療内科から1名の増員で常勤体制、精神科につきましては、今年1月から九大精神科より1名の増員で、その他の科はこれまでと変わりはありません。

1月までの経営状況であります。1日当たりの平均患者数は入院で136.9人、外来で368.3人と、前年度と比較しますと入院で5人減、外来で10人減となっております。収支状況では、今年度の決算見込みは1,000万円前後の黒字決算を見込んでおります。増収対策といたしまして、新病院の開設に伴い職場の体制改善を図りながら、最新医療機器MRI、エックス線テレビ透視台などの設備充実による増収、また検診業務の増加など波及効果を見込んでおります。

病院建築につきましては、3月末日までに竣工検査などを終了し、その後、医療機器、入院患

者等の移転引っ越しを行います。5月1日、オープン、6日、一般外来診療開始に向けて、現在準備を進めております。

かたばる病院は、高齢者に対しての質の高い医療の提供及び保健、医療、福祉の一体的サービスに努めております。外来では生活習慣病対策として生活習慣病検診、事業所検診等についても積極的に実施しています。1月までの1日当たり平均患者数は、入院で60人、外来で28人となっております。5月より新公立病院の開院に伴い、現有病床の74床から48床の療養型病床として再出発することとなります。ところが、片原病院の院長が退職されることになりましたので、早急に後任医師の確保を迫られております。

吉岐公立病院の解体について 現在の吉岐公立病院を新病院へ移転後、リハビリ室を除き、早い時期に解体したいと考えております。解体後は、仮本庁舎も狭隘で会議室等も不足し事務事業に支障を来している状況でありますので、リハビリ室、医局を改修し、事務室、会議室等を確保したいと考えております。跡地は来客者用の駐車場として利用したいと思っております。当初予算には、これらの事業費を積算してもらうための設計委託料を計上いたしております。解体改修費につきましては、この設計によりまして6月定例議会で予算の補正を予定いたしております。

また、既存の吉岐公立病院用地は企業会計の行政財産から一般会計の普通財産へ、新病院用地は一般会計の普通財産から企業会計の行政財産へ、それぞれ移転後、速やかに所管替を行いたいと思っております。

消防本部関係 平成16年度中の火災発生件数は55件、救急出動件数は1,303件となっており、平成15年度と比較いたしますと火災で24件の増、救急で86件の減となっております。

また、今年1月中、火災が5件発生し、うち建物火災が4件であり、これからの季節は空気が乾燥するとともに、野焼きなどによる火災の発生が多くなることが予想されますので、市民各位の警戒心の高揚と防火思想の普及徹底をさらに進めてまいります。

かねてより懸案の各町消防団の統合につきましては、関係各位の協議により、今年5月1日付で吉岐市消防団として発足することとなりましたので、設置条例等の改正案を提案いたしております。

平成18年度長崎県消防ポンプ操法大会の操法要領が水出し操法に変更されますので、新年度、芦辺町の吉岐島開発総合センター北側に水出し操法訓練場を建設するための必要経費を計上いたしております。

以上、平成17年度の市政運営に当たりまして、私の所信の一端と予算の概要について申し上げましたが、山積みする行政課題に対応しながら、また同時に行財政改革の推進に努め、新しい吉岐市づくりに誠心誠意全力で取り組んでまいりますので、議員各位を初め市民皆様の御理解と

御支援を賜りますよう心からお願いを申し上げ、施政方針の説明といたします。

なお、本日提出いたしました条例関係 17 件、予算 21 件、その他 8 件の議案につきまして関係部課長より説明をさせますので、慎重なる御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（瀬戸口和幸君） これで施政方針の説明は終わりました。

しばらく休憩します。

午前11時30分休憩

.....
午前11時40分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

日程第 5 . 認定第 5 号 ~ 日程第 10 . 認定第 10 号

議長（瀬戸口和幸君） 次に、日程第 5、認定第 5 号平成 15 年度郷ノ浦町各会計決算認定についてから、日程第 10、認定第 10 号平成 15 年度壱岐市各会計決算認定についてまで 6 件を一括議題とします。

本案の審査は、決算特別会計委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査の結果について委員長から報告を求めます。決算特別委員長、原田議員。

決算特別委員長（原田 武士君） 決算特別委員会審査経過と結果の報告を申し上げます。

平成 16 年度 12 月 17 日に第 1 回の特別委員会を開きまして、審査の方法等について協議をいたしました。その結果、各町ごとの審査を行うことにいたしまして、5 分科会を設置いたしております。平成 17 年 1 月 12 日と 13 日の両日、午前 10 時より、それぞれの旧町の決算審査を行っております。それから、1 月 14 日に壱岐市会議室におきまして平成 15 年度の 3 月分について、全体で審査をいたしました。そして、平成 17 年 1 月 17 日午後 1 時 30 分より、各分科会の主査によります報告を受けまして、報告書のまとめをしたわけでございます。そして、1 月 20 日午前 10 時から、勝本支所の会議室におきまして平成 15 年度の 3 月分の壱岐市の会計に対する審査を行いました。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則 103 条の規定により報告をいたします。

認定第 5 号平成 15 年度郷ノ浦町各会計決算認定について、結果は認定であります。

続きまして、認定第 6 号平成 15 年度勝本町各会計決算認定につきましても、同じく認定であります。

認定第 7 号平成 15 年度芦辺町各会計決算認定についても認定をいたされました。

認定第 8 号平成 15 年度石田町各会計決算認定についても、同じく認定をされました。

認定第 9 号平成 15 年度壱岐広域圏町村組合各会計決算認定についても認定をされました。

認定第10号平成15年度各町各会計決算認定についても、同じく認定をされました。

審査意見といたしまして、一つ、各種税、使用料等、各町より引き継がれた多額の収入未済額が計上されています。これらは単に市の財政を圧迫するのみでなく、市民サービスの低下につながるものである。特に悪質な滞納者に対しては強制執行も含めて検討されるとともに、その徴収特例に特段の努力を要請する。

二つ目、不納欠損処分については、単に徴収不納というだけで適宜の認定により整理すべきでなく、その内容について十分精査の上、慎重なる対応を求める。この点につきましては、不納欠損処分に至る前の職員による十分なる検討と、不納欠損に至らせない方法での努力が望まれるということであります。

3番目に、各会計の共通事項として予算の流用が数多く見受けられる。予算の補正時において十分検討し必要最小限にとどめるべきであり、特に予備費からの充用について細心の配慮がなされるべきであるという3点の審査の意見を述べたわけですが、その中でも、平成15年度は各町から市に移行した経緯もあり、予算の流用についてはやむを得ない部分もあったかとは思いますが、それにしても多過ぎるということが特別委員会の委員の多くの皆様方の指摘であったことを報告して、特別委員会の報告を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） これから委員長の報告に対する質疑を行います。認定第5号から認定第10号まで6件に対し一括して質疑を行います。

なお、ここで申し上げておきますが、委員長の報告に対する質疑は審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので参考までに申し上げておきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑はないようですので、認定第5号から認定第10号まで6件に対する質疑を終わります。

これから、認定第5号平成15年度郷ノ浦町各会計決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

ここでお諮りします。認定第5号平成15年度郷ノ浦町各会計決算認定については、一般会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、三島航路事業特別会計、農業機械銀行特別会計、各町特別土地保有税審議会特別会計について一括して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号平成15年度郷ノ浦町各会計決算認定については一括して採決することに決定しました。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。認定第5号平成15年度郷ノ浦町各会計決算認定については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、認定第5号平成15年度郷ノ浦町各会計決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号平成15年度勝本町各会計決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

ここでお諮りします。認定第6号平成15年度勝本町各会計決算認定については、一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計について一括して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号平成15年度勝本町各会計決算認定については一括して採決することに決定しました。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。認定第6号平成15年度勝本町各会計決算認定については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、認定第6号平成15年度勝本町各会計決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号平成15年度芦辺町各会計決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

ここでお諮りします。認定第7号平成15年度芦辺町各会計決算認定については、一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、芦辺港ターミナルビル特別会計、宅地供給特別会計について一括して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。したがって、認定第7号平成15年度芦辺町各会計決算認定については一括して採決することに決定しました。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。認定第7号平成15年度芦辺町各会計決算認定については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、認定第7号平成15年度芦辺町各会計決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第8号平成15年度石田町各会計決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

ここでお諮りします。認定第8号平成15年度石田町各会計決算認定については、一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計について一括して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。したがって、認定第8号平成15年度石田町各会計決算認定については一括して採決することに決定しました。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。認定第8号平成15年度石田町各会計決算認定については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、認定第8号平成15年度石田町各会計決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第9号平成15年度壱岐広域圏町村組合各会計決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

ここでお諮りします。認定第9号平成15年度壱岐広域圏町村組合各会計決算認定については、一般会計、公立壱岐老人ホーム事業特別会計、公立壱岐特別養護老人ホーム事業特別会計、ふるさと市町村圏振興整備事業特別について一括して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。したがって、認定第9号平成15年度壱岐広域圏町村組合各会計決算認定については一括して採決することに決定しました。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。認定第9号平成15年度壱岐広域圏町村組合各会計決算認定については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、認定第9号平成15年度壱岐広域圏町村組合各会計決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第10号平成15年度壱岐市各会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

ここでお諮りします。認定第10号平成15年度壱岐市各会計決算認定については、一般会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、漁業集落排水整備事業特別会計、老人ホーム事業特別会計、特別養護老人ホーム事業特別会計、精神障害者地域生活支援センター事業特別会計、精神障害者福祉ホームB型事業特別会計、三島航路事業特別会計、農業機械銀行特別会計、芦辺港ターミナル事業特別会計について一括して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。したがって、認定第10号平成15年度壱岐市各会計決算認定については一括して採決することに決定しました。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。認定第10号平成15年度壱岐市各会計決算認定については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、認定第10号平成15年度壱岐市各会計決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。

午後0時00分休憩

.....
午後1時00分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

日程第 1 1 . 議案第 1 8 号

議長（瀬戸口和幸君） 次は、日程第 1 1、議案第 1 8 号 壱岐市税条例の一部改正についてを議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 議案第 1 8 号について御説明を申し上げます。

壱岐市税条例の一部改正について、壱岐市税条例の一部を別紙のとおり改正する。平成 1 7 年 3 月 4 日提出、壱岐市長。

提案の理由でございますが、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い改正をするものでございます。

次のページをごらんください。壱岐市税条例の一部を改正する条例、壱岐市税条例の一部を次のように改正する。第 5 4 条は固定資産税の納税義務者等に関する条項でございますが、今回の法の改正に伴いまして、「土地登記簿」及び「建物登記簿」が「登記簿等」に改めることに伴い改正をするものでございます。

それから、第 7 2 条、これにつきましては土地及び建物についての登記の申請、あるいは変更登記の申請の期間を規定するものでございますが、期間等に変更はございません。この条項につきましても法の改正に伴いまして、例えば不動産登記法の第 8 0 条が第 3 6 条に変わるなどの条の数字が変わるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 1 7 年 3 月 7 日から施行するということでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（瀬戸口和幸君） これから議案第 1 8 号 壱岐市税条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑はないようですので、議案第 1 8 号についての質疑を終わります。

お諮りします。議案第 1 8 号 壱岐市税条例の一部改正については、会議規則第 3 7 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 1 8 号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、議案第 1 8 号 壱岐市税条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。議案第18号壱岐市税条例の一部改正については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第18号壱岐市税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第12．議案第3号～日程第57．陳情第1号

議長（瀬戸口和幸君） 次に、日程第12、議案第3号平成16年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）についてから、日程第57、陳情11号「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の採択を求める陳情についてまで46件を議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（久田 賢一君） 議案第3号について説明いたします。

平成16年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）、平成16年度壱岐市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億8,689万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ223億2,037万6,000円とします。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によります。債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の変更は第3表債務負担行為補正によります。地方債の補正、第4条、地方債の変更は第4表地方債補正によります。平成17年3月4日提出、壱岐市長。

次に、6ページをお開き願います。第2表繰越明許費でございます。4款の衛生費から11款の災害復旧費まで、合計34事業につきまして繰り越しをお願いするものでございます。事業名、それから繰り越しの理由につきましては、平成16年3月の補正予算の概要のところの2ページから4ページに記載をさせていただいておりますので説明を省略させていただきます。

第3表債務負担行為補正、1、変更でございます。自給肥料供給施設整備事業でございますが、これは平成16年度中の工事出来高が見込めませんので、平成16年度の予算を減額すると同時に、平成17年度の債務負担行為の額を増額するものでございます。

次のページの第4表地方債補正でございます。1、変更で、合併特例事業債を6億7,590万

円から5億770万円へ減額をいたしております。これは自給肥料供給施設整備事業、芦辺港ターミナルビル建設事業、(仮称)一支國博物館整備事業の分でございます。事業費の変更により減額をいたしております。災害復旧事業債1億5,070万円から1億700万円へ減額をいたしております。これは農地債の分でございます。これも事業費の減額による変更でございます。

次に、12ページをお開き願います。歳入の1款5項の入湯税でございます。利用者の減少によりまして60万円減額をいたしております。次に地方交付税でございますが、補正財源といたしまして普通交付税を9,090万2,000円追加をいたしております。次に分担金でございますが、農業費分担金325万5,000円の減額でございます。これは県営圃場整備事業原田地区の分でございます。事業費の減額によるものでございます。次の農地災につきましては、事業費の精算による減額でございます。手数料の家畜診療等手数料でございますが、これは家畜診療所の分でございます。病傷事故が増加をしたために病傷事故診療手数料等を追加をいたしております。次の国庫負担金の社会福祉負担金435万6,000円でございますが、国民健康保険の基盤安定の負担金でございます。補助の決定額に合わせて追加をいたしております。次の児童福祉負担金でございます。これは児童福祉施設の整備事業で八幡保育所の大規模改修事業の分の補助金でございますが、事業費の確定によりまして減額をいたしております。生活保護費負担金の減額でございますが、本年度の精算見込みによりまして減額をいたしております。

次のページをお願いいたします。衛生費国庫補助金の清掃費補助金915万9,000円の減額でございますが、合併処理浄化槽の設置事業の補助金ですが、本年度160基で予算を計上いたしておりましたが、精算見込みで115基になる見込みでございますので45基の減額をいたしております。保健体育費補助金1,466万6,000円でございますが、学校給食施設整備事業費補助金、NTT特定資金分でございます。これは平成13年度に施工されておりました旧石田町の給食センターの整備事業の分でございます。NTTの株式売却収入による無利子貸し付けを受けておりましたので、その償還に対する補助金を計上いたしております。次の社会福祉費負担金、それから児童福祉費負担金につきましては、国庫負担金と同内容でございます。

次に、15款2項県補助金の社会福祉費補助金の335万円の減額でございます。それから、もう1行下の児童福祉費補助金の500万の減額でございますが、補助実績見込みに合わせまして減額をいたしております。保健衛生費補助金の30万は救急の患者輸送確保対策事業の補助金で、実績見込みによりまして15件分を追加をいたしております。1行飛びまして、農業費補助金761万4,000円でございます。中山間地の直接支払い制度の補助金でございますが、これは面積の減によりまして減額をいたしております。ながさき「食と農」支援事業補助金611万7,000円は、知事の特認事業といたしまして有限会社アグリランドいきへの補助内

示がっておりますので、追加をいたしております。野菜産地復旧緊急対策事業費補助金 199万9,000円は、アスパラ部会への防風ネット、ハウスの補強材についての補助内示が
あっておりますので追加をいたしております。

次のページでございます。資源リサイクル畜産環境整備事業費補助金 136万5,000円は
堆肥センターの建設にかかるものでございまして、事務費の追加内示が
あっておりますので追加をいたしております。水産業費補助金でございますが、これは事業費の確定などによりまして、
それぞれ減額をいたしておりますが、一番下の行の地域水産物供給基盤整備事業費補助金、N T
T特定資金分でございます。これも平成13年度施工の初瀬漁港の整備にかかるものでございま
して、内容につきましては先ほどの石田の給食センターと同内容でございます。次の青少年劇場
開催事業補助金の減額は、台風接近によりまして事業が実施できませんでしたので減額をいたし
ております。次の農地債の補助金でございますが、これは15年災の16年度施工分と16年災
分の事業費の確定見込みにより追加をいたしております。

次、15款3項県委託金の選挙費でございますが、これにつきましては参議院議員選挙費と海
区漁業調整委員会選挙費を、これは補助金の決定額に合わせて減額をいたしております。農業費
委託金35万円でございますが、これは完了地区営農状況調査図面作成委託金ということで、芦
辺の北部土地改良へのトンネル補助金となっております。

一番下の行、指定寄附金1,861万5,000円は、壱岐4町家畜診療所協議会の精算完了に
伴います寄附金でございます。

次のページ、お願いします。基金繰入金で財政調整基金、それから減債基金を、歳入財源の確
保によりまして財調を6,000万円、減債を1億円減額をいたしております。それから、地域
振興基金の繰入金の減額でございますが、これは勝本の最終処分場の調査設計分につきましては地
域振興基金を繰り入れるようにいたしておりましたが、事業費の減額によりまして減額いたして
おります。

次のページをお願いします。歳出でございます。1款の議会費でございますが、ここでは会議
録の作成委託料を250万円減額をいたしております。

次、2款1項総務管理費の6目の企画費の中でございます。19節で135万7,000円追
加をいたしておりますが、これは地方バス路線維持費の補助金でございますが310万7,000円。
これは県単独補助金の追加内示が
あっておりますので、市負担分を追加をいたしております。

それから次に、2款2項徴税費の税務総務費、13委託料の678万1,000円の減額でご
ざい
ますが、国土調査字図作成委託料を面積の減によりまして減額をいたしております。それか
ら、固定資産評価システム整備委託料につきましては、入札による執行残分を減額いたして
おります。

それから、2款4項の選挙費でございます。5目の市長選挙費につきましては、不用額を460万円減額をいたしております。

次のページをお願いします。8目の参議院議員選挙費、10目の長崎県北部海区漁業調整委員会選挙費につきましては、交付決定額に合わせて減額をいたしております。

次に、3款1項社会福祉費の20扶助費1,670万円の減額でございますが、障害者の福祉医療費、乳幼児・母子・寡婦の医療費を実績見込みによりまして減額をいたしております。次の老人福祉費の繰り出し金の5,045万2,000円の追加でございますが、これは老人保健特別会計の医療費の増によりまして追加をいたしております。次の国民健康保険事業の繰り出し金の追加でございますが、国民健康保険基盤安定補助金に合わせて871万3,000円追加をいたしております。それから、減額といたしましては出産育児一時金を10人分、200万円、ここでは減額をいたしております。

次のページでございます。3款2項5目の児童福祉施設費で15の工事請負費の900万円の減額でございますが、八幡保育所の事業費の確定によるものでございます。

次、3款3項の生活保護費でございます。これは実績見込みによりまして不用額を減額をいたしております。

4款1項保健衛生費の4目の病院費でございます。ここでは、かたばる病院事業会計の分でございます。平成15年度の決算に伴う国からの赤字補てん分の額を、ここでは繰り出し金の減額をいたしております。

次に、4款2項の清掃費の13委託料354万2,000円の減額でございますが、入札による執行残を減額しております。

次のページでございます。2目の塵芥処理費の委託料の938万円の減額でございますが、この中では芦辺のクリーンセンターの焼却灰の処分委託料が不足が見込まれますので、ここでは40トン分追加をいたしております。それから、最終処分場調査設計業務委託料 これは勝本の方でございますが 調査内容の変更によりまして減額をいたしております。し尿処理費でございますが、ここでは入札による執行残分といたしまして8,557万6,000円減額をいたしております。次の合併処理浄化槽につきましては160基から115基へ、45基分の減額をいたしております。それから、住宅改造資金の利子補給費の補助金につきましては、本年度申し込みがございませんので、ここでは全額減額をいたしております。

6款1項農業振興費の19節168万7,000円でございます。農地流動化奨励費補助金につきましては、更新時期が4月になるために減額をいたしております。中山間地域につきましては、面積の減による減額でございます。集落営農担い手支援事業補助金は、知事特認事業のアグリランドいきへの補助金でございます。野菜産地復旧緊急対策事業補助金は、アスパラ部会への

補助金でございます。

それから、4目の畜産業費の19節で173万円の追加をいたしておりますが、これは堆肥センターの建設にかかる事務費のJAへの補助の分でございます。

5目の農地費でございますが、事業費の精算によりまして、ふるさと農道整備事業5本、基盤整備事業3本、農村総合整備事業、それから県営事業の負担金につきまして組み替えをいたしております。

次のページの下の方で、6款3項の水産業費の13委託料500万円の減額でございます。これは吉岐地域栽培センターの基本設計委託料を減額をいたしております。埋立工事が平成18年度に完成予定であるため、地盤を安定させるために1年間運休をするものでございます。

15の工事請負費は漁業経営構造改善事業工事請負費、これは築いその工事でございますが、事業費の確定による減額でございます。体験資材格納庫建築工事、これはシーカヤックの格納庫の建築工事でございますが、これも事業費の確定による減額でございます。

19節でございますが、ここでは事業費の確定などによりまして、それぞれ増額、減額をいたしております。

次のページでございます。6款3項3目の漁港管理費でございます。28の繰り出し金で8,360万9,000円減額をいたしておりますが、芦辺港ターミナルビル建設事業費の減額によるものでございます。

それから、5目の漁業集落環境整備費、13委託料の500万円の減額でございますが、芦辺港背後地基本計画策定委託料の減額で、これは地元住民の意向を尊重するため、本年度はアンケートを調査を実施し、計画策定は行わないために減額をするものでございます。

それから、7款商工費の4目の観光費でございます。19節で100万円減額をいたしておりますが、これは島外利用者の誘致事業で、利用者の減によるものでございます。

次に、8款2項の道路橋梁費の13委託料80万円の減額でございますが、測量設計業務委託料、これは市道左京鼻線の用地測量の分でございますが、海岸線を県が施工することになりましたので減額をいたしております。次の工事費も、その関連で左京鼻線の仮設道路工事分を減額をいたしております。

次の19負担金の225万の追加でございますが、これは県営道路整備事業の負担金で県道湯ノ本勝本線、それから県道郷ノ浦沼津勝本線の事業費の追加によるものでございます。

8款3項河川費の19節220万円の減額でございますが、ここは築出迎地区の減額、それから小崎地区の事業費の増によるものでございます。

次のページ、8款5項4目の土地区画整理費でございますが、本村元居線、大谷公園線を事業内容の変更により組み替えをいたしております。

9款1項消防費でございますが、8節の報償費で急患移送分といたしまして、ここで15名分追加をいたしております。

それから、11の需用費の53万、修繕料でございますが、石田の久喜消火栓の漏水修理の修理代を追加をいたしております。

1行飛びまして、次の11節の修繕料90万5,000円でございますが、勝本町の防災無線関連施設の修理費を追加をいたしております。

それから、10款2項小学校費の19節781万9,000円の減額でございますが、学校用務給食会補助金(用務員)の分の減額でございます。これは石田町の方でございますが、嘱託の報酬と二重計上をいたしておりましたので、減額をいたしております。それで、その関連で次の中学校費、そしてその次のページの幼稚園も同内容でございます。

それから、35ページをお開き願います。10款5項の社会教育費でございます。青少年育成費の19節58万3,000円は、青少年劇場の台風による開催中止のための減額でございます。

6目の文化財保護費の17節132万1,000円の追加でございますが、埋蔵文化財センター博物館用地を分筆買収、現況買収によりまして追加をいたしております。なお、ここで補正額が132万1,000円になっておりますが、公有化の事業分の減額が含まれておりますので、実質の埋蔵文化財センター博物館用地の補正額は220万6,640円になっております。次の補償費につきましては、ボーリングの2本分の移転補償費でございます。

それから次の、10款6項保健体育費でございますが、大谷公園の水洗化事業の分で、入札によりまして執行残の分を790万円減額をいたしております。

それから、10款7項学校給食費の19節864万6,000円の追加でございますが、芦辺町の給食調理員4名分の退職金を追加をいたしております。

次の37ページをお開き願います。11款1項農林水産施設災害復旧費でございますが、ここでは事業費の精算によりまして減額をいたしております。

12款の公債費でございますが、NTT特定資金の分でございますが、石田の給食センター、それから初瀬の漁港分の償還金を計上いたしております。

それから、次のページで給与費明細書でございますが、職員手当、これは時間外勤務手当と管理職員特別勤務手当でございますが、選挙事務費の分を減額をいたしております。

以上で説明を終わります。

議長(瀬戸口和幸君) 健康保健課長。

健康保健課長(小山田省三君) 議案第4号平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について説明いたします。

1ページをお開きください。平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第

3号)は、次に定めるところによります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,731万7,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9,943万5,000円と、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,151万4,000円と定めるといたしております。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等の内容は、2ページから9ページに掲載のとおりです。

10ページをお開きください。歳入予算の補正の主なものについて説明いたします。

1款の国民健康保険税については、一般被保険者健康保険税の医療給付費分、現年度課税分を9,826万5,000円、介護納付金分、現年度課税分を1,079万円、合わせて1億905万5,000円を減額し、退職被保険者分の医療給付費分、現年度課税分を300万円を増額して計上しております。

今回の国保税の増減の理由は、平成16年度予算については、御承知のように合併前の旧4町ごとに編成して、それを調整して壱岐市の予算としております。合併前は課税の税率等も異なり、保険者の財政状況もまちまちでありました。合併時におきましては、当然高い課税水準にあったところと低い課税水準にあったところに二分化されておりました。この水準を一度にそろえることは、低い水準にあるところは納税者の急激な負担ともなります。

したがいまして、一般被保険者医療給付費分の現年度課税については、合併時に専決承認された条例に基づいて課税をし、また介護納付金分の現年度課税分については、平成16年5月の臨時議会で議決いただいた条例に基づき課税をした結果、予算額には達せず、今回の補正により減額するものでございます。幸いにいたしまして、この減額分については国庫支出金等でカバーできる状況になったことです。

なお、退職被保険者に対する課税の税率は一般被保険者の税率をすべて適用することとされておりまして、今年度の課税客体により増額したものです。

3款の国庫支出金の中の国庫負担金で療養給付費等にかかる分は、旧郷ノ浦町、勝本町、芦辺町の15年度分として1,978万5,000円が精算交付されるものです。同じく国庫支出金で財政調整交付金の普通調整交付金は算定結果に基づき増額し、特別調整交付金は優良保険者として事業運営及び合併効果が特別に認められたことにより、交付予定分を見込んで増額して、それぞれ計上しております。

5款の療養給付費交付金は、支払い基金から交付される退職者医療にかかる旧4町の15年度精算分を増額して計上しております。

6款の高額医療共同事業交付金は、国保連合会から交付される分を増額して計上しております。

8 款の繰入金は一般会計からの繰入金で、保険者支援及び保険税軽減に相当の基盤安定繰入金 8 7 1 万 3 , 0 0 0 円を増額して、出産者 1 人に対する 2 0 万円の出産育児一時繰入金が、1 0 人分の 2 0 0 万円を減額して計上しております。以上が、歳入予算の補正に関する分です。

続いて、歳出予算の補正について説明いたします。

1 4 ページをお開きください。2 款保険給付費は、国保事業会計では、診療費については 3 月診療分から翌年の 2 月診療分について、1 会計年度で処理されます。一般被保険者分の 3 , 0 0 0 万円が当初より多く見込まれますので増額し、退職分については財源調整をし、それぞれ計上しております。4 項の出産育児一時金は 1 人当たり 3 0 万円の 1 0 人分が少なく見込まれますので、3 0 0 万円を減額して計上しております。

9 款諸支出金中、1 項の償還金及び還付加算金は、旧石田町分の平成 1 5 年度分の精算により返納する分です。以上が事業勘定です。

次に、診療施設勘定について説明いたします。

1 7 ページから 1 9 ページには、款ごとの補正金額の内容を掲載しております。

2 0 ページをお開きください。歳入予算の補正について説明いたします。5 款繰入金は歳入財源として 4 0 0 万円を計上しております。

次に、歳出予算の補正について説明いたします。

2 2 ページをお開きください。2 款の医薬費については、医薬材料費の不足分が見込まれますので 4 0 0 万円を増額して計上しております。

以上で、議案第 4 号平成 1 6 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。

次に、議案第 5 号平成 1 6 年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

1 ページをお開きください。平成 1 6 年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 , 7 5 6 万 5 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 3 億 9 8 3 万 6 , 0 0 0 円と定めるといたしております。

歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額等の内容は、2 ページから 7 ページに掲載のとおりです。

8 ページをお開きください。歳入予算の補正の主なものについて説明いたします。1 款の支払い基金交付金は、医療給付費の増加により支払い基金から交付される現年度分 4 , 6 6 8 万 9 , 0 0 0 円を増額し、審査支払い手数料交付金は、見込み数の減により 1 2 4 万 4 , 0 0 0 円を減額して計上しております。

2 款の国庫支出金中、国庫負担金の医療費負担金、現年度分 3,933 万 7,000 円を減額し、過年度分は平成 15 年度精算分の増で 1,140 万 8,000 円を増額して、それぞれ計上しております。2 項の国庫補助金は、レセプト点検等による医療費適正化事業補助金を 20 万 6,000 円増額して計上しております。

3 款の県支出金中、県負担金の医療費負担金現年度分を 335 万 3,000 円を減額し、過年度分は平成 15 年度の精算により 274 万 4,000 円を増額して、それぞれ計上しております。

4 款の繰入金は、一般会計からの市町村負担分を含めた 5,045 万 2,000 円を増額して計上しております。

続いて、歳出予算の補正について説明いたします。

10 ページをお開きください。1 款の総務費は財源調整によるものです。

2 款医療諸費は、老人保健は 3 月診療から 2 月診療分までが 1 会計年度で処理されます。医療給付費が 5,000 万円不足が見込まれるため、増額して計上しております。審査支払い手数料は財源調整によるものです。

3 款諸支出金中、償還金は、平成 15 年度の精算により支払い基金へ返納金 1,756 万 5,000 円を増額して計上しております。

以上で、老人保健特別会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 6 号平成 16 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。

1 ページをお開きください。平成 16 年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出金額の追加はなく、歳入歳出予算の総額は従前のとおりです。

歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額の内容は、3 ページから 5 ページに掲載のとおりです。

歳入予算の補正については、今回はございません。

続いて、歳出予算の補正について説明いたします。

6 ページをお開きください。2 款の介護給付費中、審査支払い手数料は、国保連合会への支払い手数料です。件数の増加により支払い額の不足が見込まれますので、32 万円を増額して計上しています。3 項の高額介護サービス費については不用額が見込まれますので、32 万円を減額して計上しております。

以上で、介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 水道課長。

水道課長（松本 徳博君） 議案第 7 号平成 16 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第

5号)について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。平成16年度苓崎市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,077万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,204万1,000円と定めるものでございます。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。平成17年3月4日提出、苓岐市長。

次のページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正につきましては、記載のとおりでございます。

4ページをお開き願います。第2表繰越明許費の説明をいたします。第2表繰越明許費、1款総務費1項総務管理費、事業名は水道管布設替補償工事2,245万6,000円につきましては、道路改良工事等の関係により繰り越しをお願いするものでございます。

2款施設整備費1項簡易水道施設整備費、事業名、三島地区簡易水道施設整備事業2億4,700万円につきましては、海上保安庁等関係機関との調整に不測の時間を要したため繰り越しをお願いするものでございます。

次に、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、歳入を5ページに、歳出を6ページに記載しております。

8ページをお開き願います。2、歳入でございますが、2款使用料及び手数料につきましては、収納状況により滞納繰り越し分200万円を追加いたしております。

6款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を89万4,000円の減額をいたしております。

8款諸収入につきましては、道路改良工事の変更等により、水道管工事補償金1,187万6,000円の減額をしております。

10ページをお願いいたします。3、歳出でございますが、1款総務費2目施設管理費11節需用費の550万円の追加につきましては、各支所間での漏水箇所が多発したため修繕料が不足したものでございます。14節使用料及び賃借料74万円の減額につきましては、水道係で使用しておりました工事設計積算システムが他の部署で利用することになったためでございます。15節工事請負費1,553万円の減額の内容でございますが、水道管布設工事請負費減につきましては、県道勝本芦辺線 これは安国寺付近でございますが 改良工事がおくれたため減額をいたしております。次に、水道管布設替補償工事請負費減につきましては、道路改良工事の進捗状況により減額したものでございます。

以上で、議案第7号平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

続きまして、議案第8号平成16年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。平成16年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。繰越明許費、第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、第1表繰越明許費による。平成17年3月4日提出、壱岐市長。

次ページをお開き願います。第1表繰越明許費、1款総務費2項下水道建設費、事業名、公共下水道整備事業。金額1億7,167万4,000円でございますが、これは郷ノ浦支所管内で工事をしております中央水処理施設工事の中で、処理場機械電気機器が受注生産であったため納品がおくれましたので、繰り越しをお願いするものでございます。

以上で、議案第8号平成16年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

続きまして、議案第9号平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ534万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,782万1,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。平成17年3月4日提出、壱岐市長。

次のページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正につきましては、記載のとおりでございます。

4ページをお願いいたします。第2表繰越明許費について御説明申し上げます。1款総務費2項漁業集落排水整備費、事業名、漁業集落環境整備事業1,528万円でございますが、内容につきましては施設本体への侵入道路の工法変更により事業内容変更を実施したため、繰り越し事業となったものでございます。

次のページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、歳入を5ページに、歳出を6ページに記載のとおりでございます。

8ページをお開き願います。2、歳入、1款使用料及び手数料1目下水道使用料1節現年度分

50万円の追加をいたしております。

次に、3款繰入金1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金584万円の減額につきましては、歳出の減額によるものでございます。

10ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費1項総務管理費19節の負担金補助及び交付金134万円の減額につきましては、加入申し込みが少なかったための減額でございます。次に、2項漁業集落排水整備費22節補償補てん及び賠償金400万円の減額につきましては、水道管布設がえ工事の精算見込みによる減額調整でございます。

以上で、議案第9号平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 水産課長。

水産課長（今村 光一君） 議案第10号平成16年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。議案第10号平成16年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算（第2号）、平成16年度壱岐市の芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,360万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,513万6,000円と定めるものでございます。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるものでございます。平成17年3月4日提出、壱岐市長。

次のページをおあけください。2ページ、3ページでございますが、第1表歳入歳出予算補正は記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。第2表繰越明許費でございますが、芦辺港ターミナルビル建設事業の3億348万2,000円を次年度に繰り越すということで計上をさせていただいております。理由といたしましては、諸般の都合によりまして国の認可が1月に入ってから認可がおりた関係で、工事がどうしても16年度内に終わらないということで、3億348万2,000円の繰り越しをお願いしているところでございます。

次に、歳入の御説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開き願います。歳入、3款繰入金1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金8,360万9,000円を減額しております。この額につきましては、設計委託料と工事費の入札による額決定、あるいは実施積算による減額、それに岸壁補強工事を平成17年度に実施するため減額となっております。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。歳出、総務費2項施設整備費1目ターミナルビル建設費13節委託料2,357万9,000円の減でございますが、本体工事設計監理と既設建物の解体工事、それに積算業務委託を入札及び見積もりにより執行した結果780万9,000円の減となり、またボーディングブリッジ設計委託を本体工事を設計した業者と契約したことにより1,590万円と減額となっております。本体工事の基礎工事の委託につきまして未計上であったため165万9,000円を追加し、差し引き2,205万円の減額となっております。

次に、港内調査業務委託につきましては、見積もりにより確定したために152万9,000円の減額を計上いたしております。

次に、15節工事請負費の6,003万円の減額につきましては、本体工事の実施設計により5,195万5,000円の減、既存建物の解体の実施積算と工事入札による2,330万円の減、仮待合所の入札結果により367万5,000円の減、それと岸壁補強工事を市単独工事といたしておりましたが、県と協議の結果、公共事業で対応できるとのことで2,600万円を減額しております。平成16年度の国・県費の増額の変更ができないために、平成17年度に実施することにいたしております。本体工事の基礎工事費4,490万円が未計上であったため、予算を追加しております。よって、差し引き6,003万円の減額となっております。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（瀬戸口和幸君） 公立病院事務長。

公立病院事務長（竹下 立喜君） 平成16年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）を御説明させていただきます。

1ページ目をお開きくださいませ。議案第11号平成16年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）、第1条、平成16年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）は、以下定めるところによる。第2条、平成16年度壱岐市病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。壱岐公立病院事業、科目でございます。重要な建設改良事業といたしまして、固定資産購入費、既決予定額7億8,036万7,000円、補正予定額、三角の2億円、計5億8,036万7,000円といたしております。これは医療機械のMRI等の入札後の不用額でございます。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。科目、第2款かたばる病院事業収益、第2項医療外収益、既決予定額はそれぞれ5億8,412万9,000円、1億5,277万4,000円。補正予定額はゼロになっておりますけど、これは目のところで交付金と補助金に組み替えでございます。計が5億8,412万9,000円、1億5,277万4,000円。

第4条、予算第4条、本文括弧書き中、不足する額5億5,288万1,000円は過年度損益勘定留保資金5,288万1,000円を、不足する額1億1,719万円は過年度損益留保資金1億1,719万円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものとするということで、自己財源で賄うということでございます。科目でございますが、第1款壱岐公立病院資本収入、既決予定額、補正予定額、計ですね。収入といたしまして37億4,676万2,000円、補正予定額、三角の2億6,430万9,000円、計34億8,245万3,000円。第3項企業債33億8,950万円、補正予定額、三角2億1,470万円、計31億7,480万円。第4項補助金、2億5,470万5,000円、補正予定額、三角4,960万9,000円、計といたしまして2億509万6,000円でございます。この企業債の三角の2億1,470万円は医療機械等の減額分でございます。それから、補助金につきましては施設整備の補助金、要するに精神科の施設整備の補助金が減額となっております。

支出でございます。第1款壱岐公立病院資本的支出37億9,964万3,000円、補正予定額、三角2億円、計の35億9,964万3,000円。第1項建設改良費37億2,090万9,000円、補正予定額、三角2億円、35億2,090万9,000円。これは先ほど申しました医療機械分の減額でございます。次のページをお願いします。平成17年3月4日提出、壱岐市長。

次のページでございますが、平成16年度壱岐市公立病院事業会計補正予算(第1号)実施計画書でございます。資本的収入及び支出、収入でございますが、企業債、補正予定額2億1,470万円。これは先ほど申し上げました医療機械の減額によるものでございます。補助金でございます。補助金は補正予定額、三角4,960万9,000円、これは施設整備の補助金の減額でございます。次の下の欄の支出でございますが、建設改良費、固定資産購入費の補正予定額2億円でございます。これは先ほど申し上げました医療機械等の入札後の不用額でございます。

次のページをお願いします。これは資金計画書でございます。受け入れ資金、それから支払い資金、差し引きますと 真ん中の下のところでございます 補正予定額、三角の6,430万9,000円減額でございます。

次のページでございます。かたばる病院事業の補正予算でございます。収益的収入及び支出、収入でございます。先ほど申し上げました分は補正予定額の738万2,000円、これは負担金と交付金、補助金の組み替えでございます。

次のページ、お願いします。以上、これはかたばる病院の資金計画書でございますけども、変動はございません。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長(瀬戸口和幸君) ここで休憩します。再開は14時10分とします。

午後 2 時00分休憩

午後 2 時10分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

教育次長。

教育次長兼教育総務課長（吉富 一敬君） 議案第 1 2 号土地取得の変更について、（仮称）一支國博物館、（仮称）県立埋蔵文化財センター建設用地を下記のとおり変更するため、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成 1 7 年 3 月 4 日提出、壱岐市長。

取得の場所です。芦辺町深江鶴亀触字鶴亀 5 0 3 番ほか 4 2 筆。2、変更後取得予定面積 3 万 1, 6 0 3. 9 2 平方メートル、4 2 9 平米の増でございます。3、変更後取得予定価格 4, 5 4 9 万 3, 2 0 0 円、2 2 0 万 6, 6 4 0 円の増でございます。4、契約の相手方、芦辺町深江鶴亀触 3 2 番地、松野善信ほか 2 0 名。

次のページ、お開きください。提案理由、（仮称）一支國博物館、（仮称）県立埋蔵文化財センターの整備に必要なため、1 6 年度におきまして 4 2 9 平米を追加取得するものでございます。土地の表示としまして 4 筆でございます。真ん中の方に 2 筆、分筆をして取得をする予定でございます。

次のページ、お開きください。図面です。真ん中の方に黒い実線を示しております。これは 1 2 月定例議会で承認、議決をいただいた分です。今回、真ん中の方に斜線の部分がございますが、これが 4 筆、1 1 名の共有でありまして、1 2 月議会まで同意が得られず、今回同意が得られたので取得をし、議決を求めるものでございます。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 議案第 1 3 号壱岐市総合計画基本構想の策定について、地方自治法第 2 条の規定に基づき、壱岐市総合計画基本構想を別紙のとおり策定したいので議会の議決を求める。平成 1 7 年 3 月 4 日提出、壱岐市長。

提案理由でございますが、平成 1 7 年度から 2 6 年度までの地域社会の特性に応じた市の振興発展の将来図及びこれを達成するために必要な施策の大綱を定め、まちづくりの基本方向を明らかにする壱岐市総合計画基本構想を作成するため、地方自治法第 2 条第 4 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いします。当計画につきましては、先般、案を配付させていただいておりますので、内容の説明につきましては省略をさせていただきたいと思っております。基本構想と基本計画

で構成をしております、2014年、平成26年度までの10年間を計画期間といたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第14号を御説明申し上げます。壱岐市職員定数条例の一部改正について、壱岐市職員定数条例の一部を別紙のとおり改正する。平成17年3月4日提出、壱岐市長。

提案理由でございますが、市立特別養護老人ホーム附属デイサービスセンター居宅介護支援事業に職員を配置するため及び壱岐公立病院の移転、新築、名称変更に伴い職員定数の改正を必要とするものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思っております。壱岐市職員定数条例の一部を改正する条例。第1条、壱岐市職員定数条例の一部を次のように改正する。第2条第2号ア中、「302人」を「301人」に改める。この第2条第2号というのは、市長の事務部局の職員の定数を定める条項でございます。その中のアというのは一般職員の定数でございます、302人を301人に改める。同号サというのはデイサービスセンター職員定数でございます、1人を2人に改める。これは介護支援専門員を配置するものでございます。第2条は、同じく第2条第2号中、「563人」を「570人」に、これは市長事務部局の職員定数でございます。563を570人に改める。その内容が、「公立病院職員138人」を「市民病院職員154人」に、それから、かたばる病院職員の「36人」を「27人」に改めるというものでございます。第2条につきましては、病院の移転新築に伴いまして新設病院の看護体制の配置計画に基づきまして増員を図るものでございます。

附則といたしまして、この条例中、第1条の規定は17年4月1日から、第2条の規定は17年5月1日から施行するということでございます。

次に、議案第15号について御説明を申し上げます。壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。平成17年3月4日提出、壱岐市長。

提案理由でございますが、人事院規則、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の一部改正に伴い、勤務時間等の改正を行うものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思っております。壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。第9条は育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の条項でございますが、国に準じて改正をするものでございます。小学校就学前の子供、あるいは要介護者、配偶者、親、子等が日常生活を営むのに支障がある者　いわゆる要介護者を　育児、あるいは介護するために職員が請求した場合に、早出、遅出勤務とする措置を行うというものでございます。

なお、その場合、仕事の始め、始業及び終業の時刻については職員の希望、また公務の運営を

考慮して、午前7時から午後10時までの間で設定するということとなります。

附則といたしまして、この条例は平成17年4月1日から施行するということでございます。

次に、議案第16号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。平成17年3月4日提出、壱岐市長。

次のページをお開きいただきたいと思います。壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。別表は報酬と費用弁償の一覧表を示すものでございますが、改正の1点目は交通指導員の報酬を日額から年額に改めるものでございます。日額5,700円から年額13万6,800円に改めるものでございますが、これは交通指導員の本来の業務であります年間を通した交通立哨等の交通指導業務、あるいは市の主催事業における交通指導等をお願いをすることを主として、他団体の主催するイベント等については、できる限り主催者で交通整理等については行っていただくことを基本とするとしております。予算的には約50万円ほど減額ということになります。

2点目は生活保護嘱託医、月額5万2,000円、同じく生活保護嘱託精神科医、月額3万3,000円を加えるものでございますが、これは別表に記載漏れであったため、今回新たに加えるものでございます。この条例は平成17年4月1日から施行をいたします。

次に、議案第17号壱岐市特別会計条例の一部改正について、壱岐市特別会計条例の一部を別紙のとおり改正する。平成17年3月4日提出、壱岐市長。

提案理由でございますが、壱岐市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計、壱岐市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計及び壱岐市老人ホーム事業特別会計を廃止し、一般会計とし、壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計を廃止し、壱岐市下水道事業特別会計とするためのものでございます。

次のページでございますが、壱岐市特別会計条例の一部を次のように改正をするということで、内容でございますが、これは提案理由で申し上げましたとおりでございますが、壱岐市障害者地域生活支援センター事業特別会計を含む3つの特別会計については、一般会計と分けて経理する必要がないということで廃止して一般会計に統合と。また、漁業集落排水整備事業特別会計については、同種の事業である下水道事業特別会計に統合をするものでございます。

附則といたしまして、施行期日は平成17年4月1日から施行すると。

経過措置といたしまして、廃止する4特別会計の出納整理期間は17年5月31日までとして、その後の債権債務については一般会計、あるいは壱岐市下水道事業特別会計において承継するものといたしております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 市民生活部長。

市民生活部長（園田 省三君） 議案第 19 号について説明いたします。壱岐市手数料条例の一部改正について、壱岐市手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。平成 17 年 3 月 4 日提出、壱岐市長。

提案理由、船員法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い改正するものでございます。

次のページをお願いします。壱岐市手数料条例の一部を次のように改正する。第 2 条の別表第 1 には、手数料を徴収する事項及び金額について定められております。今回削除します第 2 1 項は、船員法の規定に係る雇入れ契約の公認手数料として、1 件につき 430 円と定められておりますが、雇入れ契約の手続が変更になり届け出制になることから、手数料の徴収が不要となりましたので削除するものでございます。

本条例は平成 17 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で議案第 19 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 20 号壱岐市老人福祉施設整備基金条例の一部改正について説明いたします。

壱岐市老人福祉施設整備基金条例の一部を別紙のとおり改正する。平成 17 年 3 月 4 日提出、壱岐市長。

提案理由でございますが、基金の運用から生ずる収益の処理を変更するものでございます。

次のページをお願いします。壱岐市老人福祉施設整備基金条例の一部を次のように改正する。

第 5 条は、運用益金の処理でございますが、基金の運用から生ずる収益を「一般会計へ繰り入れる」となっておりますのを、「基金に編入する」に改めるものでございます。

本条例は平成 17 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で議案第 20 号の説明を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 議案第 21 号について御説明を申し上げます。

壱岐市ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について、壱岐市ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。平成 17 年 3 月 4 日提出、市長。

提案理由でございますが、地方自治法第 241 条第 2 項及び第 8 項の規定に基づき、繰替運用の規定を定めるものでございます。

次のページでございます。壱岐市ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例の

一部を次のように改正をするものでございますが、これは繰替運用の規定が未整備でございましたので、新たに加えるものでございます。

第5条として、市長は、財政上必要があると認めるときは確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるということを新たに加えるものでございます。

この条例は平成17年4月1日から施行するということでございます。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 市民生活部長。

市民生活部長（園田 省三君） 議案第22号沓崎市地域福祉基金条例の一部改正について説明いたします。

沓崎市地域福祉基金条例の一部を別紙のとおり改正する。平成17年3月4日提出、沓崎市市長。提案理由でございますが、基金の運用から生ずる収益の処理を変更するものでございます。

次のページをお願いします。沓崎市地域福祉基金条例の一部を次のように改正する。

第4条は、運用益金の処理でございますが、基金の運用から生ずる収益を「基金に編入する」となっているものを、一般会計へ繰り入れて、「地域福祉予算に充当できる」ように改めるものでございます。

本条例は平成17年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第22号の説明を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 産業経済部長。

産業経済部長（末永 榮幸君） 議案第23号について御説明を申し上げます。

沓崎市中山間ふるさと活性化基金条例の一部改正について、沓崎市中山間ふるさと活性化基金条例の一部を別紙のとおり改正する。平成17年3月4日提出、沓崎市市長。

提案の理由、基金の運用から生ずる収益の処理を変更する必要がある。

次のページをお開きください。沓崎市中山間ふるさと活性化基金条例の一部を改正する条例、沓崎市中山間ふるさと活性化基金条例の一部を次のように改正する。

第4条中、「予算に計上して編入するものとする」を、「予算の定めるところにより、第1条の目的を達成するための必要な経費の財源に充てるものほか、基金に繰り入れるものとする」に改める。

附則、この条例は平成17年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 市民生活部長。

市民生活部長（園田 省三君） 議案第24号沓崎市立老人ホーム事業及び沓崎市立特別養護老

人ホーム事業財政調整基金条例の一部改正について説明いたします。

吉岐市立老人ホーム事業及び吉岐市立特別養護老人ホーム事業財政調整基金条例の一部を別紙のとおり改正する。平成17年3月4日提出、吉岐市長。

提案の理由、吉岐市立老人ホーム事業財政調整基金を廃止するためのものがございます。

次のページをお願いします。吉岐市立老人ホーム事業及び吉岐市立特別養護老人ホーム事業財政調整基金条例の一部を次のように改正する。

この条例につきましては老人ホーム特別会計の廃止に伴うもので、本条例の題名を「吉岐市立特別養護老人ホーム事業財政調整基金条例」に改め、第1条中、「吉岐市立老人ホーム及び」と「吉岐市立老人ホーム事業及び」の字句を削り、第2条の基金の種類中、第1号の「老人ホーム事業財政調整基金」を削り、第2号を第1号とするものがございます。

この条例は平成17年4月1日から施行するものがございます。

以上で議案第24号の説明を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 産業経済部長。

産業経済部長（末永 榮幸君） 議案第25号について御説明を申し上げます。

吉岐市農業振興機械使用に関する条例の一部改正について、吉岐市農業振興機械使用に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。平成17年3月4日提出、吉岐市長。

提案理由、農業振興機械の導入により、改正の要があるために制定するものがございます。

次のページをお開きください。吉岐市農業振興機械使用に関する条例の一部改正する条例、吉岐市農業振興機械使用に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例は、今回、梱包機の新しい機種を導入しましたので、その単価を制定して提案するものがございます。まず、新しい機械を導入したものについては、カッティング、ロールベアラーという機械を導入いたしております。これは市内にはヘイベアラーといいまして、梱包機の四角いやつを乾燥したやつを集蔵機で集めて収穫する機械があるわけですが、今回の場合はこの梱包機を丸く押しまして、それを収集する作業機を導入したものでございます。

この表の中にありますように、1梱包当たり2,000円で設定をいたしております。そして、2,000円はラッピングといいましてビニールで全部くるめたものが1個2,000円、ビニールでくるめないものを1,400円に対応しようと、収穫作業をしようとするものがございます。この1個の2,000円の単価の根拠でございますけれども、通常市内で、今、収穫作業をやっております四角いヘイベアラーで四角い作業をしたものが、大体10個分が1個として収穫作業ができるということで、おおむね2,000円ということで設定をいたしております。さらには、JAの宮崎農協のこの梱包当たりの単価も参考にして設定をしているというのが現状でございます。そして、下のモアコンディショナー、ロータリーヘッダー、弾丸暗渠、この単価につきまし

ては市内の機械銀行の単価と同額でございます。

この条例は平成17年4月1日から施行するものでございます。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 郷ノ浦支所長。

郷ノ浦支所長（吉永 正司君） 議案第26号壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。平成17年3月4日提出、壱岐市長。

提案理由、三島地区簡易水道施設整備工事の繰り越しに伴い、統合を1年間延期するので改正の要がある。

次のページ。壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例の附則第2項中、「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」に改める。

附則として、この条例は平成17年4月1日から施行する。

これにつきましては三島簡水を上水に統合するというので、さきの市条例制定の際、議決をいただいておりますが、今回、繰り越しということでこのように1年延期するというのでございます。

以上で説明を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 水道課長。

水道課長（松本 徳博君） 議案第27号壱岐市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案第27号壱岐市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正について、壱岐市簡易水道事業の設置に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。平成17年3月4日提出、壱岐市長。

提案理由、三島地区簡易水道施設整備工事の繰り越しに伴い、統合を1年間延期するので改正の必要がある。

1ページをお開き願います。壱岐市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例、壱岐市水道事業の設置に関する条例、平成16年壱岐市条例第213号の一部を次のように改正する。

附則第2項中、「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」に改める。

附則、この条例は平成17年4月1日から施行するものでございます。

この件につきましては、現在、三島地区簡易水道事業で平成17年3月31日限りで上水道へ統合する予定でしたが、三島海底送水管布設がえ工事、国庫補助事業でございますが、海上保安庁その他関係機関との調整に不測の日数を要しまして繰り越し工事となるため、ことし4月1日に事業完了とならないため、事業完了後の平成18年3月31日に統合するよう1年間延期するものでございます。

以上で壱岐市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 病院管理課長。

病院管理課長（上川 孝一君） 議案第28号について御説明申し上げます。

壱岐公立病院の移転新築及び名称変更に伴う関係条例の整備について、壱岐公立病院の移転新築及び名称変更に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。平成17年3月4日提出、壱岐市長名。

次のページをお願いいたします。壱岐公立病院の移転新築及び名称変更に伴う関係条例の整備に関する条例、第1条でございますけれども、壱岐公立病院及びかたばる病院の宿舍管理等に関する条例の一部改正でございます。まず、題名、本文中の「壱岐公立病院」を「壱岐市民病院」に改める。第2条第3号中でございますけれども、事業所の長でございますけれども、「壱岐公立病院長」を「壱岐市民病院長」に改めるということでございます。

続きまして、第2条でございますけれども、壱岐市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第39条中、これは特殊業務手当でございますけれども、「壱岐公立病院」を「壱岐市民病院」に改める。42条に次の2号を加える。42条、技師手当でございますけれども、6項といたしまして「臨床工学技士、月額1万円」、7号といたしまして「臨床心理士、月額1万円」を加える。別紙第4、医療職給料表第2表でございますけれども、医療職給料表第2表に「臨床工学技士、臨床心理士」を加えるということでございます。臨床工学士でございますけれども、生命に関する危機生命維持管理装置を扱う職員でございます。それから、臨床心理士でございますけれども、心の問題を解決を図るために、心理学の知識や職業を生かして援助する職員でございます。

続きまして、第3条でございますけれども、壱岐市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中、これは名称でございますけれども、「壱岐公立病院」を「壱岐市民病院」に改める。第3条第1項中、これは病院の位置でございますけれども、「壱岐公立病院」を「壱岐市民病院」に、「壱岐市郷ノ浦町本村触682番地」を「壱岐市郷ノ浦町東触1626番地」に改める。第4条第2項及び第3項を次のように改めるということでございますけれども、第2項が診療科目、第3項が病床数でございます。まず、2項の診療科目でございますけれども、壱岐市民病院の方でございますけれども、「9号泌尿器科、10号の皮膚科、11号の脳神経外科」を追加をいたしております。それから、かたばる病院の方でございますけれども、内科のみでございます。それから、3号の病院事業の病床数でございますけれども、まず壱岐市民病院、一般病床120床、これは5月1日よりかたばる病院より20床移転いたしますので、100床が

120床になっております。

それから、次のページをお願いいたします。精神病床70床、これは現在のままでございます。それから3の感染症病床4床、これも現在のままでございます。4の結核病床6床、これがかたばる病院より移転ということで追加をいたしております。それから、かたばる病院の方でございますけれども、「一般病床20床、結核病床6床」を削りまして、「療養病床48床」のみになっております。

続きまして、第4条でございますけれども、壱岐市民病院及びかたばる病院診療費使用料及び手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

題名中、それから第1条中、「壱岐公立病院」を「壱岐市民病院」に改めるということでございます。別表第1、2施設附属設備等の部に次のように加える。今度、新しい病院になりまして、個室ができますけれども、その料金といたしまして8号といたしまして、「特別個室1日1万円」、これは1室でございます。それから9号と「個室1日3,000円」、医師が必要と認める場合を除く、これは20室でございます。

続きまして、第5条、壱岐市民病院及びかたばる病院構内売店施設使用条例の一部を次のように改正する。

題名中、「壱岐公立病院」を「壱岐市民病院」に改めると。第1条、使用許可でございます。及び第2条中、使用料でございますけれども、「壱岐公立病院」を「壱岐市民病院」に改めると。第4条、使用期間でございますけれども、「施設の使用期間は1年とする。ただし、市長が必要と認めるときはこれを延長することができる」と改正をいたしております。別記様式、これは許可願いでございますけれども、別表様式中、「壱岐公立病院」を「壱岐市民病院」に改めるということでございます。

続きまして、第6条、壱岐市医学生奨学資金貸与条例の一部を次のように改正する。

第1条、第1条中、「壱岐公立病院またはかたばる病院」を「壱岐市民病院」に改めると。両方の病院に対して壱岐市民病院に改めるということでございます。第12条第4号中、第12条は奨学資金の選考委員の役職名でございますけれども、「壱岐公立病院長」を「壱岐市民病院長」に改めるということでございます。

附則といたしまして、この条例は平成17年5月1日から施行する。ただし、第2条給与条例でございますけれども、の中の42条の関係のところでございますけれども、条例第42条の改正規定及び別表第4の改正規定は、平成17年4月1日から施行するというところでございます。

以上で病院関係の条例改正を終わらせていただきます。

議長（瀬戸口和幸君） 消防長。

消防本部消防長（山川 明君） 議案第29号について御説明をいたします。

壱岐市消防団の設置等に関する条例の一部改正について、壱岐市消防団の設置等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。平成17年3月4日提出、壱岐市長。

提案理由でございます。平成17年5月1日付で4町消防団を統合し、壱岐市消防団とするため、改正するものであります。

次のページをお願いします。壱岐市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

第3条の表、現在、「4町消防団」になっておりますけれども、それを名称管轄区域「壱岐市消防団」、壱岐市全域ということでございます。

附則、この条例は平成17年5月1日から施行する。

次に、議案第30号を説明いたします。

壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。平成17年3月4日提出、壱岐市長。

提案理由でございます。平成17年5月1日付で4町消防団を統合し、壱岐市消防団とするため、改正するものであります。

次のページをお願いします。壱岐市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条は団長の任命と管轄区域を定めております。第12条は団員の年額報酬を定めております。内容は記載のとおりでございます。第13条は手当でございます。これも記載のとおりでございます。次に、分団運営費として第14条に規定を設けております。

附則、この条例は平成17年5月1日から施行する。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 財政課長。

財政課長（久田 賢一君） 議案第31号について説明いたします。

平成17年度壱岐市一般会計予算、平成17年度壱岐市の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ209億8,700万円と定めます。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」によります。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表、債務負担行為」によります。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起

債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表、地方債」によります。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30億円と定めます。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成17年3月4日提出、壱岐市長。

次に、10ページをお開き願います。第2表、債務負担行為でございます。8事業につきましてそれぞれ期間、限度額を定めております。

次、11ページで第3表、地方債でございますが、一般公共事業債ほか6事業につきまして26億9,380万円、限度額を定めております。

内容につきましては、後もって歳入のところで説明をいたします。

次に、16ページをお開き願います。2、歳入、1款の市税でございます。市民税の1目個人、ここでは均等割額の改正によりまして1,549万6,000円の増で、6億2,473万6,000円を計上いたしております。法人につきましては前年実績を考慮いたしまして、434万3,000円増の1億3,507万9,000円を計上しております。

次に、固定資産税でございますが、家屋新築分の増などによりまして3,729万6,000円の増の10億6,736万8,000円を計上いたしております。国有資産と所在市町村交付金でございますが、ここは芦辺の諸吉、大石の土地の減少によりまして、139万9,000円の減で計上いたしております。次に、3項の軽自動車税につきましては、現在の軽自動車の登録台数によりまして計上いたしております。市たばこ税は、前年度の実績を考慮いたしまして計上いたしております。

次のページでございます。5項の入湯税でございますが、ここでは利用者の減によりまして、70万5,000円の減で計上いたしております。都市計画税につきましては、ここはもう滞納繰越分でございます。

次に、2款の地方譲与税の1項所得譲与税でございますが、ここは17年度の国庫補助負担金の改革、要するに三位一体の改革によりますその改革に対応いたしまして、前年比の5,000万円増の1億円を計上いたしております。

次に、2項の自動車重量譲与税から次の3項の地方道路譲与税でございますが、前年度実績を考慮いたしまして、ここでは前年同額を計上いたしております。

次のページでございます。2款4項の航空機燃料譲与税でございますが、ここではもう前年同額の20万円を計上いたしております。

次、3款の利子割交付金、4款の配当割交付金、5款の株式等譲渡所得割交付金、6款の地方消費税交付金につきましては、前年実績を考慮いたしまして計上いたしております。

次のページでございます。7款1項のゴルフ場利用税交付金でございますが、利用者の減少によりまして、50万円減の250万円を計上いたしております。自動車取得税、それから次の9款の地方特例交付金でございますが、ここは前年実績を考慮いたしまして計上いたしております。

10款の地方交付税でございます。平成16年度の本市の普通交付税は91億7,600万円でございます。本年度の地方財政計画では、前年度比の0.1%の増となっておりますので、これらを考慮いたしまして、88億6,985万4,000円を計上いたしております。なお、特別交付税につきましては、前年比の75%で一応計上をいたしております。

次、11款の交通安全対策特別交付金につきましては、前年同額を計上いたしております。

12款1項の分担金でございます。農業費分担金でございますが、県営ため池整備事業は、これは勝本の丸尾ため池の改修事業の分でございます。土地改良施設、1、管理適正化事業でございますが、これは低地ため池の改修、用水路の補修事業で国分の初尾地区ほか7地区分を計上いたしております。県営圃場整備事業の地元分担金は、芦辺町の原田地区の分でございます。

12款2項負担金の老人福祉負担金でございますが、ここでは、今回、会計の統合によります老人ホームの入所者関係の負担金を計上いたしております。児童福祉費負担金は、これは保育所の入所負担金等でございますが、683名分の入所負担金を計上いたしております。保健衛生事業費負担金の1,018万円でございますが、これは老人保健の基本健診、それから婦人健診の個人の負担金を計上いたしております。

次に、27ページをお開き願います。13款1項使用料の総務使用料の2節の住民集会所使用料でございますが、これは芦辺の住民集会所を芦辺の商工会、それから壱岐測量事務所へ貸し付けをいたしておりますので、その分の収入でございます。

ずっと行きまして5節の全天候型でございますが、これは芦辺の離島センターゲートボール場の使用料でございます。それから、次の社会福祉使用料660万4,000円の中の一番最後の行でございます。これが今回の会計の統合によります福祉ホームB型の居室の使用料でございます。これは月額9,000円の12名分を計上いたしております。

次に、5目の農林水産業使用料の1、農業使用料3,123万4,000円でございます。3行目の液肥散布車使用料は、これは石田支所の関係の分でございます。トラクター使用料は石田支所、それから芦辺支所の分でございます。大豆、麦等専用機械使用料は石田支所、次の堆肥運搬車も石田の分でございます。それから、一番最後の行の飼料生産機械使用料は、芦辺支所の分のそれぞれ使用料を計上いたしております。次の水産業使用料の81万7,000円の2行目の漁

港施設使用料でございますが、これは係船料とか用地等の使用料でございます。

次に、29ページをお開き願います。13款1項の7目の土木使用料の2節の公園使用料202万4,000円の2行目でございますが、交流センター使用料、これはゴルフ場の使用料でございます。それから、4節の港湾使用料の3行目、港湾施設使用料でございますが、郷ノ浦の宇土、壱岐油槽の使用料でございます。それから、8、教育使用料の1、幼稚園使用料につきましては、473名分を計上いたしております。

次のページでございます。13款2項の手数料につきましては、戸籍手数料、ごみ処理手数料、それから家畜診療等手数料を計上をいたしております。

次のページをお願いします。14款1項の国庫負担金でございます。民生費国庫負担金の1節の社会福祉費負担金でございます。国民健康保険基盤安定負担金を存目の1,000円ということと計上いたしておりますが、これは三位一体の改革によります県費での歳入となるために存目を残しております。

それから、次の14款2項の国庫補助金の1、総務費国庫補助金、総務費補助金の2億3,230万でございます。合併市町村補助金を計上いたしておりますが、本年度の事業といたしましては、戸籍の電算化事業1億8,930万円、それから庁舎間のLAN整備で4,300万円を計上いたしております。それから、2の児童福祉費補助金でございます。1,211万8,000円でございますが、保育所整備費補助金、NTT特定資金分でございます。これは平成14年度施行の石田保育所の分でございます。

次のページをお願いします。14款2項国庫補助金の3目衛生費国庫補助金の1、清掃費補助金2,874万円は、合併処理浄化槽の120基分を計上いたしております。次の水産業費補助金1億5,760万円は、八幡浦漁港の分の補助金でございます。道路事業費補助金1億285万円は市道改築事業、これは市道寺源田線、八幡芦辺線に分でございます。それから、その下の特殊改良一種事業補助金は、市道綿打線の補助金でございます。住宅費補助金2,596万9,000円、公営住宅建設事業費補助金は、永田団地の駐車場整備、天ヶ原団地の外壁補修、公営住宅マスタープランの作成事業の補助金でございます。

3の河川費補助金1,450万円は、準用河川町谷川の改修事業補助金でございます。

4、都市計画費補助金1億2,500万円は、まちづくり総合支援事業で、現在、行っております市道本村元居線、大谷公園線、弁天崎公園の整備事業の分でございます。消防団補助金919万5,000円は、消防防災施設等の整備事業で防火水槽5基分を計上いたしております。

それから、一番下の行でございます。3、社会教育費補助金1億4,361万6,000円でございます。国宝重要文化財等保存整備費でございますが、郷ノ浦の車出遺跡、勝本の松崎、百合畑、それから芦辺の靉城の発掘調査の補助金でございます。それから、勝本の双六古墳の保存処

理の補助金になっております。史跡等購入費補助金は、原の辻遺跡の公有化事業の分でございます。史跡等総合整備活用推進事業補助金は、原の辻遺跡の保存整備事業の補助金でございます。

次のページでございます。中ほどの15款の県支出金1項の県負担金の1、市町村権限移譲等交付金でございます。5,214万2,000円は平成16年度の実績で計上をいたしております。なお、この中に砂の採取に係るもので2,144万6,000円がございますが、これにつきましては沿岸漁業振興基金へ積み立てをするようにいたしております。次の社会福祉費負担金は国民健康保険の基盤安定の分で、国庫負担からの組み替えで補助率4分の3で計上をいたしております。

それから、一番下の方で15款2項の県補助金1、総務費補助金の1億7,265万6,000円でございます。3行目の21世紀まちづくり推進総合支援事業費補助金、これは観光商工の美しいまちづくり事業補助金で、基本計画作成の補助金でございます。離島留学生ホームステイ費補助金でございますが、今年から中国語コースの新設によりまして、ここでは22名分を計上いたしております。

次に、39ページをお開き願います。新市町村合併支援特別交付金、要するに県の交付金の方でございますが、1億1,350万円を計上いたしております。内容は、行政評価システムの導入事業540万円、本庁舎施設整備事業、これは旧公立病院の解体費の設計料でございます。320万円。それから、庁舎の施設整備事業、これは今回の機構改革の予定によりまして表示板等の設置の分でございますが、これが190万円。市歌の振り付け作成で80万円、壱岐市総合計画ダイジェスト版の作成で70万円。国土調査の地籍データ統合140万円。消防の操法訓練場水出し操法の訓練場でございますが、ここに2,680万円。税等の申告受付支援システム1,260万円、税等の滞納整理システム機器導入2,770万円、それから道路台帳の統合事業3,300万円。計の1億1,350万円を計上いたしております。

次に、民生費県補助金の1、社会福祉費補助金1億107万3,000円でございます。一番下から4行目でございますが、ここでも今回の会計統合によりまして精神障害者地域生活支援センターの運営費といたしまして2,132万8,000円。その下が福祉ホームB型の運営費の補助金を1,880万7,000円計上いたしております。

次に、41ページをお開き願います。15款2項4目の農林水産業費補助金の1、農業費補助金でございます。上から6行目でございますが、ながさき「食と農」支援事業補助金4,738万6,000円、これはハウスの設置、それから機械の購入等の補助金でございます。それから、生産振興総合対策事業費補助金1,884万2,000円でございますが、ライスセンターの麦の比重選別機と種子調整施設整備の補助金でございます。

それから、低コスト肉用牛生産特別事業費補助金3,575万円でございますが、これは牛舎

建設の5戸分でございます。それから、家畜導入事業資金供給事業補助金でございますが、これは250頭分でございます。家畜ふん尿処理施設緊急整備事業補助金は、石田西堆肥生産組合の堆肥舎ホイールローダ導入の補助金でございます。肉用牛振興ビジョン21対策事業補助金1,162万5,000円は、県単牛舎でございます3戸分でございます。

下から3行目の自給肥料増産総合対策事業406万9,000円は、立石、新城、吉岐東部機械利用組合の機械導入補助金でございます。地域肉用牛振興対策事業補助金1,275万円は、これは新規参入者4名分の牛舎の建設補助金となっております。畜産振興対策事業1億6,739万4,000円は、JAの第2キャトル・繁殖センターの建設補助金でございます。

次のページでございます。基盤整備促進事業費補助金4,912万5,000円は、堺地区、乙島大板地区、錦太地区の農道整備の補助金でございます。それから、農村総合整備事業につきましては、芦辺地区の分でございます。基盤整備地区営農強化モデル事業費補助金、これは県営圃場整備の完了地区であります芦辺北部地区の圃場の利用率のアップ事業の補助金でございます。それから、一番下の行、里地棚田保全整備事業費補助金1,702万5,000円は、芦辺の山水地区の棚田の小規模区画整理、それから遊水処理の補助金でございます。

3の水産業費補助金3億864万2,000円でございます。地域水産物供給基盤整備事業費補助金、これは八幡浦漁港の分でございます。地域水産物の一般の方でございます。2億8,237万7,000円は、初瀬漁港、勝本西漁場、大久保漁港、湯ノ本漁港、諸津漁港の分でございます。それから、漁業集落環境整備事業費補助金1,189万5,000円は、芦辺の集落道、それから防犯灯の整備の補助金でございます。栽培漁業地域展開事業費補助金900万円は、緊急磯焼け対策モデル事業の補助金になっております。

次の河川費補助金1,200万円でございますが、急傾斜地崩壊対策事業、石田町の志自岐地区、勝本の本町2地区、郷ノ浦の宇土地区3地区分を計上いたしております。住宅費補助金240万5,000円は、住宅マスタープラン作成事業の補助金でございます。

次のページをお願いします。15款3項の総務費委託金の3、選挙費委託金でございます。今年度は県知事選挙でございますので、委託金を2,762万1,000円を計上しております。それから、次の統計調査費では、今年は国勢調査の年でございます、国勢調査の委託金といたしまして1,450万5,000円、それからその他の統計が3統計ございます。それから、農林水産業費委託金の1の農業費委託金650万円でございますが、県営圃場整備事業の換地業務委託金でございます。これは芦辺町の原田地区の換地業務の分でございます。

次に、47ページをお開き願います。17款の寄附金でございます。指定寄附金でございますが2,510万4,000円でございます。これは社団法人吉岐郡家畜診療所協議会の解散に伴う残余財産の指定寄附金を計上いたしております。

次に、49ページをお開き願います。18款2項の基金繰入金でございます。財政調整基金を3億円、減債基金を2億5,000万円、財源不足のために繰り入れをいたしております。地域振興基金の2,600万4,000円につきましては、合併特例債の一般財源部分に繰り入れをいたしております。それと、勝本の産業振興事業所の機械購入の補助金のうち160万4,000円繰り入れをいたしております。

それから、次の老人ホームの施設整備基金につきましては備品購入の財源として繰り入れております。特定農山村地域活性化基金につきましては旧勝本町の基金で、歳出の6款1項3目の農業振興費の農業振興補助金、それから朝市祭りの補助金への充当をいたしております。

家畜導入事業資金供給事業基金繰入金につきましては、導入頭数224頭の補助金の財源として繰り入れております。栽培漁業振興基金繰入金は、アワビ種苗センターの管理費、それから種苗の購入助成金の財源として繰り入れております。教育振興基金の繰入金は、渡良小学校、三島小学校、初山中学校の備品購入の財源として繰り入れをいたしております。松永記念館維持管理基金繰入金は、松永記念館生家の屋根の改修事業の財源として繰り入れをいたしております。地域福祉基金の繰入金は、デイサービスセンターの建設財源として繰り入れをいたしております。

19款は前年度の繰越金でございますが、一応3億円を計上いたしております。

次のページの20款の諸収入、4項の雑入でございます。1の雑入で4,074万1,000円を計上いたしておりますが、この中に4行目のコミュニティー助成金を730万円計上しております。これは平成17年度の内示があっておりまして、今年は芦辺支所の環境美化備品といたしまして側溝ふたの吊り具等の整備費120万円、それから大谷公園、永田団地の公園遊具の整備、それから勝本町の吉州荒海太鼓、風舞組の太鼓等の整備、これは250万でございますが、これの内示があっておりますので計上をいたしております。

次のページでございます。中ほどに土地改良施設維持管理適正化事業交付金がございます。これは郷ノ浦の物部本村地区、芦辺の椎ノ木地区の交付金を計上いたしております。

次に、55ページをお開き願います。21款の市債でございます。一般公共事業債を1億6,350万円、その中で水産基盤事業、これは初瀬漁港ほか7事業の分でございますが1億3,150万円。港湾事業、これは印道寺港の県営港湾整備事業の負担金分でございますが、3,200万円を計上しております。辺地対策事業は市道有安線ほか6事業分、それから新規の事業といたしましてデイサービスセンターの建設事業の分、それから小型動力ポンプの購入分などを含んでおります。

過疎対策事業債は5億9,000万円でございます。農村総合整備事業ほか19事業分を計上いたしております。新規の事業といたしましては第2キャトルの建設事業、沼津柳田簡水、勝本浦地区簡水、八幡諸吉地区簡水、それから防火水槽5基分を計上いたしております。

次の臨時地方道整備事業債1億1,430万円は、ふるさと農道緊急整備事業の分で神ノ木地区外4事業の分、それから林道の緊急整備事業は本宮山林道分を計上いたしております。次の地方特定道路整備事業は、寺源田線、芦辺中央線分を計上しております。次の急傾斜地崩壊対策は、宇土地区、本町2地区、志自岐地区の分でございます。公営住宅建設事業は永田団地の駐車場、天ヶ原団地の外壁改修分を計上しております。

合併特例事業債でございます。5億250万円でございますが、その中の合併推進事業債1,440万円は、新郷ノ浦港線の県営事業の負担金分でございます。合併特例事業4億8,810万円は、自給肥料供給施設整備事業、芦辺港ターミナルビル建設事業、石田のスポーツセンター整備事業の設計料、それから印通寺港ターミナルビルの設計料、それから原の辻遺跡の復元整備事業の分を計上いたしております。それから、臨時財政対策債につきましては、本年度の計画では23%程度の減ということになっておりますので、一応25%の減ということで計上いたしております。

議長（瀬戸口和幸君） しばらく休憩します。

午後3時21分休憩

.....

午後3時30分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

財政課長（久田 賢一君） それでは、引き続いて歳出のところから説明をいたします。

57ページでございます。1款の議会費でございます。ここでは議員報酬、それから職員手当などの経常的な経費を計上いたしておりますが、議長の交際費を前年の150万円から、今年は50万円で計上をいたしております。

次のページをお開き願います。2款の総務費1、一般管理費でございます。ここでは各種委員の報酬、特別職、一般職の人件費などの経常的な経費を計上いたしております。ここでも市長交際費を前年800万円から、本年は600万円で計上をいたしております。

次に、62ページをお開き願います。2目の文書広報費でございます。主なものは広報「いき」の印刷代が主なものでございます。

次に、64ページでございます。2款1項5目の財産管理費でございます。ここでは庁舎の光熱費、電話料、コピーカウント料等の経常的な経費を計上いたしておりますが、次のページの13節の委託料3,025万7,000円の一番下の行でございます。ここで公立病院の解体改修の設計委託料を325万3,000円計上いたしております。

それから、6目の企画費の1報酬の中に、次のページをお開き願います。庁舎の建設審議会の委員報酬を10名分、補助金等の検討委員会の委員報酬を6名分計上いたしております。

13の委託料699万9,000円の中に、下から2行目でございますが、行政評価システムの導入委託料といたしまして546万円、壱岐市市歌振り付け委託料といたしまして85万4,000円を計上しております。

それから、14の使用料及び賃借料の中の一番下の行の宿舍の借り上げ料でございますが、現在、福岡事務所の方へ1名派遣をいたしておりますが、本年は福岡市の方へ1名追加するため、この宿舍の借り上げ料等の経費を計上いたしております。

それから、19節では、次のページでございます。71ページでございますが、下から5行目でコミュニティー助成金、これが勝本の風舞組への太鼓の導入補助金でございます。それから、下から3行目で集会施設の建設事業補助金でございますが、一応5自治会分を計上いたしております。それから、壱岐ブランド確立協議会補助金1,000万円でございますが、これは県の補助金が2分の1でございますが、交流推進、特産品の開発などに対する協議会への補助金でございます。

7目の情報管理費でございます。1億8,986万9,000円は、OA機器のリース料保守管理委託料などを計上いたしておりますが、次のページの15節で、庁舎間のLAN整備工事請負費といたしまして4,300万円を計上いたしております。

次に、75ページをお開き願います。2款1項10目の地籍調査費でございます。8,223万4,000円でございますが、本年度は郷ノ浦の片原4、5地区、永田第1地区、芦辺の瀬戸浦第1、第2地区の測量、それから数値情報化地域データの統合事業が主なものでございます。

次に、79ページをお開き願います。2款2項1目の税務総務費でございます。ここでは人件費、委託料などの経常的経費が主なものでございます。

次のページの2款2項2目の賦課徴収費の8節の報償費では、納期前納付報奨金といたしまして5,400万、納税組合の納税報償金を2,300万円計上しております。

18の備品購入費4,033万9,000円では、申告受付支援システムの機器購入、それから滞納整理システムの機器購入経費を計上しております。

次の2款3項1目の戸籍住民基本台帳費では、次のページの13節でございます。委託料1億8,800万円、これが戸籍の電算化業務委託料でございます。

次のページでございます。2款4項3目長崎県知事選挙費で2,762万1,000円、その下に4目で、市議会議員選挙費で4,309万5,000円を計上いたしております。

次に、89ページをお開き願います。2款5項の2目指定統計調査費でございます。ここでは国勢調査、工業統計、学校基本調査、農林業センサスの調査費を計上しております。

次のページでございます。3款1項1目の社会福祉総務費でございますが、ここでは障害者の施設支援費、居宅生活支援費、福祉医療費などを計上いたしております。

次に、97ページをお開き願います。3款1項2目の社会福祉施設費でございます。今回の会計の統合によりまして、精神障害者地域生活支援センター事業の分がこの中に2,186万1,000円、それから福祉ホームB型事業の分が4,675万3,000円、計の6,861万4,000円がこの科目の中に加わっております。

次のページの13委託料でございます。7,564万2,000円でございますが、施設管理業務委託料は、石田町の総合福祉センター、郷ノ浦町のデイサービスセンター、芦辺のつばさ、勝本かざはやの管理委託料でございます。

15の工事請負費でございます。4億3,186万5,000円でございますが、施設設備等の改修工事費といたしまして「つばさ」のトイレの排水改修工事費を、それから福祉ホームの関連でございまして片原道路施設の整備工事請負費、それから福祉ホーム施設の改修工事費としまして、現在、14床から20床へするための改修工事でございますが、その工事費、それからデイサービスセンターの建設工事費を計上いたしております。

次の3目の老人福祉費5億1,153万1,000円でございます。おおむね前年並みの事業費を計上いたしておりますが、103ページの28節繰り出し金でございます。ここで老人保健特別会計繰り出し金を前年比の2,500万円増の3億1,078万3,000円で計上いたしております。

次、4目の国民健康保険事業費でございます。28節の繰り出し金でございますが、ここでは前年比760万円減の3億2,410万9,000円に計上しております。

次のページの3款1項5目の介護保険事業費でございます。この事業費の繰り出し金の中でございますが、ここでは前年比の4,361万1,000円増の3億4,708万3,000円を計上しております。

6目の老人福祉施設費でございます。ここは、今回、会計統合によりまして老人ホーム事業の分の新設科目でございます。内容は、職員給与費、それから事務費、保護費等を計上いたしております。

次に、109ページをお開き願います。3款2項1目の児童福祉総務費でございます。ここは人件費的な経常経費でございます。次の2の児童措置費でございます。2億8,417万2,000円でございますが、ここでは児童手当等の給付費を計上いたしております。

次のページの3款2項4目の保育所費でございます。ここも人件費、物件費などの経常的経費を5億812万7,000円計上いたしております。

次に、117ページをお開き願います。3款3項の生活保護費の2目の扶助費でございます。生活扶助費、介護扶助費など10億5,118万9,000円を計上しております。

次のページでございますが、4款衛生費の1目保健衛生総務費では、次のページの13節委託

料7,839万3,000円でございますが、各種健診等の委託料を計上いたしております。

次のページの28節では簡易水道の増補改良、それから道路改良に伴います布設替の財源といたしまして3億2,064万2,000円を計上いたしております。

次の予防費は予防接種委託料、それから医薬材料費等を計上いたしております。

3の環境衛生費でございます。ここでは火葬場の管理費、それから野犬捕獲等の経費を計上いたしております。

それから、次のページでございますが、4目の病院費でございます。一番下の行の繰り出し金でございます。4億5,229万3,000円でございますが、公立病院の分といたしまして3億5,407万3,000円、かたばる病院分といたしまして9,822万円を計上いたしております。

次のページの4款2項1目清掃総務費でございます。ここでは8節の報償費でございますが、リサイクル報奨金につきましては前年並みで計上をいたしております。

次のページの13の委託料4,173万4,000円でございます。ここでは一番下の行でございますが、ごみ袋等の取り扱い委託料といたしまして、1枚6円で計上いたしております。

それから、19節ではリサイクルステーションの設置補助金、これは6カ所分を計上しております。それから、生ごみ処理機の購入補助金は55台分ということで、一応計上いたしております。

次のじん介処理費でございますが、13委託料の次のページでございます。古紙類等資源化処理委託料は県リサイクルへの委託でございます。リサイクル処理委託料は、蛍光管、乾電池、廃ガラス等の運搬処理の委託料でございます。ごみ収集運搬処理業務委託料は、郷ノ浦の環境管理センターの分でございます。2行飛びまして、一般廃棄物処理業務委託料でございます。今回、壱岐市環境管理組合を設立をいたしまして、郷ノ浦町を除く各町の施設の人件費等をまとめてここで計上をいたしております。

それから、15の工事請負費でございますが、各施設の設備等の修繕工事費で芦辺のクリーンセンター、郷ノ浦町の環境管理センター、石田の環境美化リサイクルセンター分を計上しております。備品購入費の100万円は、郷ノ浦町の環境管理センターの2トンダンプの老朽に伴います更新でございます。

それから、3目のし尿処理費の一番下の行、13節委託料7,968万4,000円でございます。施設管理業務委託料は郷ノ浦町の浄化センターの分でございます。

次のページの3行目のし尿海洋投棄業務委託料は、勝本、郷ノ浦町の分を計上いたしております。下から4行目でございますが、施設設備修繕等業務委託料1,000万円は石田の自給肥料センターの分でございます。

15の工事請負費3億2,640万円は、郷ノ浦町の浄化センターの設備等の修繕工事費、それから勝本で、現在、建設中の自給肥料供給施設整備工事請負費を計上いたしております。

4の合併処理浄化槽整備費でございます。ここで19節で中ほどで合併処理浄化槽の設置整備補助金で120基分を計上をいたしております。

次に、137ページをお開き願います。3目の農業振興費でございますが、次のページの13節でございます。委託料の3,633万1,000円でございます。施設の管理業務委託料2,576万円でございますが、ここは出合いの村、それから猿岩物産館の歳入に係るものの委託料でございます。それと、風民の郷の委託料を計上しております。

それから、次のページの19節の負担金でございますが、下の方で農地流動化奨励補助金630万円、これは流動化の31.5ヘクタール分を計上いたしております。それから、中山間地域の直接支払い交付金でございますが、急傾斜地554ヘクタール、それから緩傾斜地が52ヘクタール、120集落分を計上いたしております。

ちょっと飛びまして、生産振興総合対策事業費補助金3,385万5,000円でございます。これはJAの麦の比重選別機、米の種子調整施設導入の補助金でございます。

次のページでございます。市場流通型対応強化支援事業補助金2,936万6,000円でございます。これがアスパラハウス、メロンハウスの設置の補助金でございます。

それから、集落営農担い手支援事業補助金3,556万9,000円、これはアグリランド壱岐の特認事業としてトラクター、乗用管理機の購入、実証展示圃、遊休ハウスの移転費用の補助金でございます。それから、集落営農担い手でございますが、そのJAの補助金と、あと若松機械利用組合、大浦機械利用組合、物部本村、辻班、それから壱岐東部、新城東、立石東南の各機械利用組合等への機械の導入の補助金も含まれております。

それから、下から4行目でございます。地産地消型農作物流通費補助金は大麦の精麦経費の補助金でございます。それから、2行目で新規就農者独立支援事業補助金は、1人60万円の5名分を計上いたしております。研修受け入れ対策支援事業補助金は、受け入れ農家に対する月額3万の補助金を計上いたしております。

次のページでございます。4目の畜産費の13節委託料518万5,000円、4行目のへい獣処理施設整備事業委託料は深江平触の分でございます。それから、2行目の有機資源利用開拓支援事業委託料200万円は、土着菌の実用化に向けての開発委託料を計上いたしております。

備品購入費361万8,000円は、家畜診療所のパソコン、超音波診断装置の購入費を計上いたしております。

次の19節でございますが、次のページの低コスト肉用牛生産特別事業費補助金3,850万円、これが牛舎、堆肥舎建設の5戸分を計上しております。それから、肉用牛振興ビジョン

21 対策事業につきましては、牛舎建設の3戸分でございます。それから、肥育素牛導入事業費補助金1,200万円でございますが、肥育導入の素牛の導入補助金でございます。

それから、第2キャトル・繁殖センター建設工事の補助金につきましては、JAへの建設補助金でございます。一応規模的にはキャトルが200頭、繁殖が100頭のおよその計画になっておるようでございます。それから、家畜ふん尿処理施設緊急整備事業費補助金につきましては、池田西生産組合の堆肥舎、ホイールローダ等の購入補助金でございます。自給肥料増産総合対策事業費補助金711万7,000円は、立石東南機械利用組合、壱岐東部機械利用組合の機械購入補助金でございます。

それから、近代化施設等整備事業費補助金61万2,000円は、これは酪農組合への機械の購入補助金になっております。それから、家畜導入事業資金供給事業補助金の3,091万2,000円は、224頭分の補助金を計上しております。それから、下から3行目の地域肉用牛増頭対策事業補助金でございますが、これは牛舎建設の補助対象にならない15頭未満の農家への牛舎建設補助金を計上しております。地域肉用牛振興対策事業補助金1,700万円でございますが、これは新規参入者4戸分の牛舎、機械の購入補助金でございます。畜産振興対策事業費補助金6,720万円は、肥育牛舎、堆肥舎2戸分を計上いたしております。

それから、25の積立金でございますが、家畜導入事業の資金供給事業基金積立金といたしまして、250頭分を計上いたしております。

次のページでございます。5の農地費でございます。次のページの15節の工事請負費4億9,618万6,000円でございます。まず、適正化事業といたしまして、物部本村地区の土石改修、芦辺町の椎ノ木地区の樋門の改修工事費を計上いたしております。基盤整備事業といたしましては、堺地区、乙島大板地区、錦太地区の3地区分を計上いたしております。

農村総合整備費でございますが、これは芦辺町の事業でございますが、内容的には農道、集落道、それから景観保全、防火水槽等の事業費を計上いたしております。里地棚田保全整備工事請負費でございますが、芦辺町の山水地区分を計上いたしております。事業内容は区画整理、湧水処理等の工事費でございます。ふるさと農道緊急整備事業でございますが、これは郷ノ浦の神ノ木地区、泉ヶ山地区、小牧地区、それから勝本町の亀松、雨ノ神地区の分を計上しております。それから、一番下の工事請負費でございますが、これは原田地区の分でございます。県営事業にならなかった分の市単独の排水路の整備事業費でございます。

それから、19節の負担金でございます。1億600万9,000円でございます。2行目で土地改良施設維持管理適正化事業賦課金、これは筒城西地区ほか8地区分を計上いたしております。それから、県営自然災害防止事業負担金は256万3,000円、これは勝本の丸尾ため池の改修事業の分でございます。

それから、県営圃場整備事業負担金 2,437万5,000円は、芦辺町の原田地区の圃場整備の分でございます。それから、土地改良区経常経費補助金 5,448万1,000円は、吉岐土地改良区ほか 8 土地改良区の分を計上いたしております。土地改良施設維持管理適正化事業補助金 1,149万円は、芦辺土地改良区ほか 4 土地改良区のを計上いたしております。圃場整備組合運営費補助金でございますが 424万円、ここでは原田地区の圃場整備の分でございます、組合の運営費の補助金を計上いたしております。一番下の行で基盤整備地区営農強化モデル事業補助金でございます。これは芦辺北部地区の圃場の利用率アップ事業の補助金でございます。

次のページをお願いします。6款2項2目の林業振興費でございます。ここでは松くい虫の防除費、タイワンリス等の捕獲の委託料を計上いたしております。

15節の工事請負費 2,100万円でございますが、これは本宮山の林業整備工事費を計上いたしております。

次のページでございます。6款3項の水産業費の水産業総務費でございます。ここでは次のページの13節の委託料で、アワビ種苗センターの管理委託料といたしまして人件費、燃料費等の委託料として 1,658万5,000円を計上いたしております。

18の備品購入費 215万円でございます。ここはアワビ種苗用のポンプ、アワビ種苗いかだ用の船舶の購入費を計上いたしております。

2目の水産業振興費では、次のページの13の委託料 1,121万7,000円、上から4行目でございます。三島海洋利用計画マスタープラン策定業務委託、郷ノ浦の大島での吉岐栽培センター建設地を中心に、郷ノ浦、三島の総合的な開発計画を策定するための委託料でございます。それから、一番下の行が緊急磯焼け対策モデル事業で試験藻場礁の追跡調査の委託料を計上いたしております。

15の工事請負費では、緊急磯焼け対策モデル事業といたしまして平成16年に建設をいたしておったものの、沈設の工事費を計上をいたしております。

19の負担金でございます。上から3行目、水産資源調査事業補助金、これはアワビの放流の追跡調査の委託の補助金でございます。それから、漁業施設等整備事業費補助金 260万円は、生けすの製作、コンブの養殖、ガンガゼの駆除の補助金でございます。それから、人と魚の快適空間づくり推進事業補助金 150万円は、海の日イベントの実行委員会への補助金でございます。漁船近代化施設整備事業補助金 1,900万円は、レーダー、GPS等の導入の補助金でございます。それから、一番下の行でございますが、漁船損害等補償事業補助金 1,593万7,000円は、漁船保険の掛け金の補助でございます。

それから、25の積立金でございますが、ここで栽培漁業振興基金積立金、これはアワビの売り払い収入の分でございます。沿岸漁業振興対策基金が権限移譲基金の中にございます砂の採取

に係るものでございます。

次の3目の漁港管理費でございますが、各漁港施設の管理費用を計上いたしておりますが、次のページの15節工事請負費220万円で漁港施設整備工事費といたしまして、湯ノ本漁港のインターロッキングの工事費を計上いたしております。

それから、19節では漁港施設等の整備費補助金で品木の船だまり、浮き棧橋の改修、タンス漁港の浮き棧橋の改修工事費を計上しております。繰り出し金では、芦辺港ターミナルビルの建設費の財源といたしまして5,578万3,000円を計上いたしております。

4の漁港漁場整備費でございます。ここでは補助事業で八幡浦漁港、初瀬漁港、湯ノ本漁港、諸津、勝本西漁場、大久保漁港の補助事業を、それから単独事業といたしまして湯ノ本漁港埋立地の排水整備工事費を計上いたしております。

次のページの19節でございます。1,901万3,000円でございますが、一番下の行で県営漁港事業の負担金、これは大島漁港、芦辺漁港の負担金を計上いたしております。

5目の漁業集落環境整備費でございます。15の工事請負費では、漁業集落環境整備工事費といたしまして5号集落道、それから防犯灯7基の設置工事費を計上いたしております。それから、公有財産購入費につきましては、2号集落道の土地の購入費を計上いたしております。

次のページでございます。7款1項2目の商工振興費の一番下の行、13委託料547万3,000円でございますが、施設管理業務委託料はマリンパルの運営委託料でございます。それから、共同店舗管理委託は印通寺共同店舗の分でございます。

次のページでございます。14の使用料及び賃借料140万円でございますが、これは土地建物借り上げで勝本黒瀬の市営駐車場の借り上げ料でございます。

それから、19の負担金の中で下から4行目でございます。広域連携等地域振興事業補助金150万円、これは商工会の合併に伴うもので、設備、備品等の購入補助金でございます。それから、ふるさと商人体験事業補助金50万円は、両高校生による職場体験学習の補助金でございます。

4目観光費では、次のページの13節委託料でございます。6,017万8,000円、その中に下から4行目で測量調査業務委託料、これが岳ノ辻用地の測量業務の委託料でございます。

それから、15の工事請負費では、岳ノ辻の整備工事で岳ノ辻展望台の解体工事、それから給水の引き込み工事費を計上いたしております。

17の公有財産購入費1,000万円は、岳ノ辻の公園用地で1万平米を予定をいたしております。

次に、173ページをお開き願います。8款土木費の1目土木総務費でございます。ここはもう人件費的な経常的経費が主なものでございます。

次のページの8款2項道路橋梁費の2目道路橋梁維持費でございます。この13の委託料で3,487万円、一番下の行で道路台帳の統合整備業務委託料を3,300万円計上いたしております。

次のページでは、18の備品購入費121万3,000円、この中にコミュニティー助成金の分で芦辺支所の環境美化備品の購入費が含まれております。

3目の道路橋梁新設改良費でございます。補助事業といたしまして市道寺源田線、綿打線、八幡芦辺線、起債事業といたしまして、市道有安本線ほか計10路線分を計上しております。また、単独事業といたしましては1,800万円を計上いたしておりますが、継続の道路の単独事業につきましては財源不足のために、今回は計上をいたしておりません。

次のページでございます。8款3項1目河川総務費でございます。ここでは補助事業で準用河川、町谷川の改修事業費を計上いたしております。なお、15の中の単独事業費で普通河川小浦海川の河川整備、それから白滝川の河川整備費、それから馬立海岸の排水路の整備費を計上いたしております。

2の急傾斜地崩壊対策費でございます。ここでは本町2地区、宇土地区、志自岐地区の事業費を計上いたしております。

次のページでございます。8款4項港湾費の1目港湾管理費でございます。13委託料2,445万4,000円でございます。ここでは施設の管理費を計上いたしておりますが、下から4行目の測量設計業務委託料1,275万3,000円、これが印通寺港のターミナル、ボーディングブリッジの設計委託料でございます。一番下の行の工事請負費390万円は、郷ノ浦港ターミナルの高圧線の引き込み改修工事費を計上いたしております。

次のページの負担金でございます。3,582万7,000円、県営港湾整備事業負担金といたしまして印通寺港、郷ノ浦港、勝本港の県営事業負担金を計上をいたしております。

次の8款5項都市計画費の2目の街路事業費の15の工事請負費160万でございますが、358郷ノ浦港線の附帯工事費でございます。19の負担金1,600万円は、358新郷ノ浦港線街路事業の県営事業の負担金でございます。

次のページの3目の公園費の15の工事請負費338万4,000円でございますが、これは亀岡公園の遊具の整備、それからコミュニティー助成金の分で大谷公園の遊具の整備工事費を計上いたしております。

4目の土地区画整理費でございます。まちづくり交付金事業といたしまして市道本村元居線、大谷公園線の改良工事費と弁天崎公園の整備事業費を計上いたしております。

次のページでございます。8款6項下水道費でございますが、ここでは下水道の繰り出し金を2億3,226万9,000円計上いたしております。

8款7項1目の住宅管理費では、次のページの15節工事請負費2,113万8,000円で公営住宅改修工事、これは芦辺の八幡団地の屋根改修分でございます。それから、公営住宅敷地内整備工事請負費、これは芦辺の緑ヶ丘住宅の舗装、それから勝本の第2串山住宅のごみステーションの設置工事費、公営住宅公園整備工事費といたしまして永田団地の遊具整備、これはコミュニティー助成金の方でございますが、を計上いたしております。

次の、住宅建設費でございます。13の委託料910万8,000円でございます。2行目の設計監理業務委託料では、天ヶ原団地の改修、設計、それから公営住宅マスタープランの策定委託料を計上いたしております。

15の工事請負費1,734万円は、天ヶ原団地の外壁改修、永田団地の駐車場整備、永田団地の解体工事費を計上いたしております。

次のページでございます。9款1項の消防費の常備消防費につきましては、人件費等の経常的経費が主なものでございます。

次のページの2目の非常備消防費でございます。ここも消防団員等の報酬などの経常的な経費が主なものでございます。

次に、195ページをお開き願います。3目の消防施設費でございます。15の工事請負費4,971万4,000円、防火水槽の新設工事請負費といたしまして5基分を計上しております。消防施設等改修工事請負費で水出し操法訓練所、携帯119番の直接受信設備工事、石田町の防火水槽転落防止さく取りつけ、それから自動給水装置5基分の取りつけ工事費を計上いたしております。18の備品購入費では、小型動力ポンプ5台の購入費を計上いたしております。

4の防災費では、次のページの18備品購入費107万1,000円、機械器具費で個別受信機30台の購入費を計上しております。

5目の災害対策費の11需用費369万2,000円の2行目の印刷製本費は、地域防災計画書の印刷代を計上いたしております。

次のページでございます。10款教育費の2目事務局費でございます。ここでは人件費などの経常的な経費を計上いたしておりますが、次のページの25節の積立金127万2,000円、ここでは奨学資金の運用基金といたしまして、3名分を積み立てをいたしております。

3目の教育指導費でございます。1の報酬1,453万1,000円でございますが、語学指導助手報酬、現行の3名から1名増でここで計上いたしております。

それから、一番下の行の19節でございます。884万5,000円、離島留学生のホームステイ費補助金22名分792万円、それから交通費の補助金といたしまして7名分を計上いたしております。

次のページをお開き願います。10款2項小学校費の1目学校管理費でございます。各小学校

の管理経費を計上いたしておりますが、一番下の行の18の備品購入費2,050万円、庁用器具費は机、いすなど等の備品購入費でございます。

次のページでございます。図書購入費、これは本年が教科書の改訂年になっておりますので、指導教科書の購入費を計上いたしております。

2目の教育振興費の18節備品購入費1,327万8,000円でございます。この中に教育振興基金の繰り入れによります渡良小、三島小の備品購入費が含まれております。

次に、10款3項中学校費の1目学校管理費につきましては、各中学校10校の管理経費を計上をいたしております。

次に、209ページをお開き願います。中学校費の2目の教育振興費でございます。18の備品購入費854万6,000円でございます。この中に教育振興基金の繰り入れによります初山中学校のテニス備品の購入費が含まれております。

それから、10款4項の幼稚園費でございますが、ここでは経常的な経費といたしまして1億8,504万6,000円を計上いたしております。

次に、215ページをお開き願います。10款5項の社会教育費でございます。13の委託料50万でございます。自主事業公演委託料、これは郷ノ浦広場の日の公演委託料でございます。

それから、19節の中の下から2行目でございます。文化交流招聘事業の補助金250万円を計上いたしております。文化国際交流事業につきましては、本年は韓国との交流が予定をされております。

次の2目の青少年育成費でございます。19の負担金でございますが1,166万円。この一番下の行でございます。離島交流事業負担金、これは1島1市誕生記念交流事業といたしまして、対馬市、佐渡市との中学生の野球交流事業負担金を計上いたしております。

次のページをお開き願います。19節の負担金125万円でございますが、タフ事業推進補助金、これは、現在、霞翠小学校が14年から16年までタフ事業の県指定を受けておりましたので、引き続き霞翠とその他2校の補助金を計上いたしております。

4目の公民館費でございます。人件費、学級講座開催事業、公民館管理経費などを計上いたしておりますが、次のページの13委託料の5,136万5,000円の一番下の行、自主事業公演委託料につきましては壱岐文化ホールの自主事業の委託料を計上いたしております。

次に、223ページをお開き願います。5目の図書館費の18備品購入費300万円でございます。図書購入費でここでは石田町の図書館、郷ノ浦町の図書館の分の購入費を計上しております。

6目の文化財保護費でございます。文化財保護費といたしまして県指定文化財説明板の設置事業、これは13の委託料でございます。それから、工事請負費で松永記念館の生家の雨漏りの改

修工事費を計上いたしております。

それから、文化財の調査事業といたしまして市内の発掘調査事業でございます。これまで松崎、靉城、百合畑の分でございます。それから、双六古墳の出土、金属製品の保存処理委託料を計上いたしております。文化財保存事業といたしましては、原の辻遺跡の公有化事業、用地補償、それから土地鑑定委託料でございます。それから、原の辻遺跡の復元整備事業といたしまして、復元遺構等の調査費、それから復元整備工事、設計監理委託を計上いたしております。

それから、（仮称）一支國博物館の整備事業といたしましては13の委託料の中に、下から4行目でございますが、水質汚濁等環境調査委託料を1,500万円計上いたしております。それから、13の一番最後の行で、原の辻遺跡の指定5周年の記念事業といたしまして、写真切手作成、エコはがきの作成などの委託料を計上いたしております。

次に、227ページをお開き願います。10款6項の保健体育費でございますが、次のページの13節の委託料でございます。2,751万1,000円でございます。この一番下の行でございますが、ここに石田スポーツセンターの建設工事の設計料を計上いたしております。

次のページでございます。10款7項の学校給食費でございますが、ここでは人件費、物件費等の必要経費を計上いたしております。

次に、233ページをお開き願います。11款の災害復旧費につきましては農地災、公共土木災害復旧費を計上いたしております。

次に、235ページをお開き願います。12款の公債費でございます。元利で合計、本年度34億8,944万9,000円、前年比2億168万7,000円の減で計上をいたしております。これは、本年は前年度減税補填債の借りがえ分がございました。これが2億2,220万円ございましたので、これによる減でございます。

次の237ページをお願いします。13款1項では普通財産取得費といたしまして、新公立病院用地の購入償還金を計上いたしております。

13款2項公営企業費は、三島航路事業の財政不足の繰り出し金でございます。

それから、予備費は、前年比500万円減の1,000万円を計上をいたしております。

次に、239ページをお開き願います。給与費明細書の2の一般職でございます。まず、職員数でございますが、本年度が440名で15名の増となっております。増の原因といたしましては、次のページに説明はございますが、会計の統合によるもので21名プラス、それから退職で14名、採用で6名、それから会計間異動、これは配置がえによりまして三島航路から1名、芦辺港ターミナルから1名、今2名でございます。これによりまして比較で15名の増となっております。

それから、給与につきましては、普通昇給の増によるもので4,012万5,000円、それか

ら会計の統合、それから職員の異動で3,101万2,000円になっております。職員手当は児童手当の制度の改正により増で374万円、それから会計の統合によるもので5,535万2,000円、あと職員の異動等に伴うもので182万2,000円の増になっております。

それから、一番最後の254ページをお開き願います。地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。一番下の行の合計の一番右端でございます。これが平成17年度末の現在高の見込みでございますが、273億325万5,000円の見込みになっております。

以上で説明を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） ここでしばらく休憩します。

午後4時20分休憩

.....
午後4時30分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

本日の会議時間は説明時間不足のため、議事日程終了まで延長します。

健康保健課長。

健康保健課長（小山田省三君） 議案第32号平成17年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について説明いたします。

初めに、壱岐市の国民健康保険被保険者数は1月31日現在、一般被保険者1万6,104人、退職被保険者1,023人、計1万7,127人、国保加入率51.78%であります。

1ページをお開きください。平成17年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億2,897万6,000円と、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,299万2,000円と定めるといたしております。

また、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2億円と定めるといたしております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額等の内容は、2ページから11ページに掲載のとおりです。

12ページをお開きください。歳入予算について説明いたしますが、その前に平成17年度の歳入予算の構成の上で大きく変わったところがあります。その内容は、国が進めるところの三位一体改革により、国から県への税源移譲によって都道府県費負担金制度が導入されたことです。

それでは、1款から主なものについて説明いたします。1款の国民健康保険税については、一般被保険者分の医療給付費、介護納付金分の現年度課税分、滞納繰越分を合わせて10億

9,274万3,000円、退職被保険者分が同じく9,897万8,000円を計上しております。課税される税率の決定につきましては、5月の連休の後ごろとなる見込みです。

3款の国庫支出金中、国庫負担金の療養給付費等に係る分はこれまで補助率40%が34%に、平成17年度は経過措置として36%の率となっております、説明欄の現年度分療養給付費負担金が7億855万6,000円、老人保健拠出金負担金が2億5,560万円、介護納付金負担金が9,305万2,000円をそれぞれ計上しております。同じく、高額医療費共同事業負担金が1,900万2,000円を計上しております。これは歳出の5款共同事業拠出金の4分の1の金額に対する分であります。

14ページをお開きください。2項の国庫補助金の中で国庫の交付税とされる財政調整交付金は、これまで10%の交付率が9%となり、普通、特別を合わせて4億5,200万円を計上しております。

4款の県支出金中、県負担金の高額医療費共同事業負担金は、国と同額の1,900万2,000円を計上しております。

2項県補助金の財政調整交付金は、国からの税源移譲に伴って新たに負担導入されたもので、交付率は7%の1億6,750万9,000円を計上しております。配分方法につきましては9月の県議会には条例化をすると伺っております。

5款の療養給付費交付金は、支払い基金から交付される退職者医療交付金、現年度分2億7,754万9,000円と昨年に比べて大きな伸びを示しております。

16ページをお開きください。6款共同事業交付金は、国保連合会から交付される高額医療費の共同事業の交付金7,000万円を計上しております。

7款の財産収入は、財政調整基金、出産資金貸付基金の利子です。

8款の繰入金は、一般会計からの繰入金で、保険者支援及び保険税軽減に相当の基盤安定繰入金が2億1,909万4,000円、事務費としての職員給与費繰入金が1,203万9,000円、出産者1人に対する20万円の出産育児一時繰入金が1,900万円、交付税に算入される財政安定化支援事業繰入金が7,316万5,000円を計上しております。

18ページをお開きください。9款の繰越金は、前年度繰越金を4,952万9,000円を計上しております。

10款諸収入中、上段の延滞金は保険税の滞納に係る分であり、条例に沿って対応をしております。

予算では、一般被保険者分を100万円計上しております。3項の貸付金元利収入は、16年度まで国保連合会への委託金の元利金を計上しておりましたが、4月からのペイオフ制度の発足に伴って、費目のみ計上をいたしております。

20ページをお開きください。4項雑入の第三者行為納付金は、交通事故等による納付金です。以上が歳入に関する分です。

続いて歳出について説明いたします。

22ページをお開きください。22ページから24ページの1款総務費は、経常的な予算です。

22ページの下段の2款保険給付費は、国保事業会計では診療費については、3月診療分から翌年の2月診療分について1会計年度へ処理されます。一般被保険者療養給付費が昨年度と同額の年間分18億2,296万5,000円を、同じく退職被保険者分が3億円を、以下26ページにかけて療養費、レセプト審査支払い手数料等についてそれぞれ計上しております。

26ページをお開きください。中段の2款2項の高額療養費については一般、退職、それぞれ計上しております。3項の移送費についても一般分、退職分をそれぞれ計上をしております。

28ページをお開きください。4項の出産育児一時金は1人当たり30万円の95人分、2,850万円を、5項の葬祭費については1人当たり2万円の580万円を、3款老人保健拠出金、4款介護納付金は、それぞれ今年度の支払い額を見込んで計上しております。

5款の共同事業拠出金は国保連合会に支払う分で、歳入財源として国、県から4分の1ずつが補てんされる仕組みとなっております。

30ページをお開きください。6款の保健事業費は、国保事業の啓発普及に充てる費用で、無受診世帯の商品代や医療費通知、郵便料が主なものです。

7款の基金積立金は、財政調整基金積み立てと出産資金貸付金の利息の積み立てです。

8款の公債費は、一時借入金の利子を見込んでおります。

9款諸支出金中、1項の償還金及び還付金は、誤って保険税が納付された場合に還付する分です。

32ページをお開きください。2段目の2項貸付金は、昨年度まで国保連合会に預託金として貸し付けをしておりましたもので、歳入の関係で説明いたしましたペイオフの関係により、17年度は費目のみの計上のみとなっております。

10款の予備費については、昨年度と同額の4,920万円を計上しております。

以上が事業勘定です。

次に、診療施設勘定について説明いたします。

旧勝本町にあります2カ所の国民健康保険直営診療所の勝本診療所及び湯ノ本診療所は、市民の身近な医療機関として毎日午前と午後の半日交代で、毎週月曜日から土曜日まで診療業務をいたしております。また、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの診療も委託しており、経営内容も堅実な内容にあります。

35ページから37ページには、歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額の内容を掲載しており

ます。

38ページをお開きください。1款は、診療収入の内容を年間分の収入を見込んで計上しております。手数料は、診断書等の手数料132万円です。

40ページをお開きください。5款繰入金は、歳入財源として479万5,000円を計上しております。

6款の雑入は、老人ホーム、特別養護老人ホームの受診委託料等です。

次に、歳出について説明いたします。

42ページをお開きください。1款総務費の施設管理費は経常的なもので、13節の委託料は医師、看護師、医療事務員等の業務委託料です。

44ページをお開きください。18節の備品購入費は、両診療所の薬品管理システムソフト導入分等でございます。

2款の医療費の需用費では、医薬材料費が年間分7,099万6,000円、委託料は診療所であるがゆえの必要最低限の各委託に必要な予算内容です。

14節の使用料及び賃借料は、在宅患者の濃縮酸素の借り上げ料です。

46ページをお開きください。4款の公債費は、地方債の元利償還金分です。

49ページをお開きください。給与費明細書は、両診療所の看護師2名分です。

54ページをお開きください。一番下段の合計の欄、17年度末地方債の見込み残高は1,318万9,000円です。

以上で平成17年度国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わります。

次に、議案第33号平成17年度吉野市老人保健特別会計予算について説明いたします。

初めに、老人保健の受給者は1月末現在、6,007人であります。平成17年度は平成14年度の制度改正から4年目となり、交付金と公費の負担割合は徐々に国、県、市町村のウエートが高くなり、予算上でもその影響があらわれておりまして、平成18年10月からは両者の費用負担割合は2分の1ずつとなります。

1ページをお開きください。平成17年度吉野市の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42億4,074万6,000円と定めるといたしております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額等の内容は、2ページから7ページに掲載のとおりです。

8ページをお開きください。歳入予算の主なものについて説明いたします。1款の支払い基金交付金は、支払い基金から交付される現年度分24億1,904万4,000円を、審査支払い手

数料交付金 1,413万5,000円を計上しております。

2 款の国庫支出金中、国庫負担金は、医療費負担金現年度分 11億9,570万4,000円を、国庫補助金の医療費適正化事業補助金として 194万4,000円を計上しております。この補助金はレセプト等審査に係るものです。

3 款の県支出金は 2億9,892万6,000円を計上しております。

10 ページをお開きください。4 款の繰入金は、一般会計からの市町村負担分を含めた 3億1,078万3,000円を計上しております。

続いて、歳出の予算の主なものについて説明いたします。

12 ページをお開きください。1 款総務管理費は経常的な予算です。13 節委託料の 317万9,000円は、国保連合会の電算処理等に対する分です。

2 款医療諸費は、老人保健は 3 月診療から 2 月診療分までが 1 会計年度で処理されます。医療給付費が扶助費として年間分の 41億5,800万円を、医療費支給費が療養費、高額療養費等扶助費として 5,460万円を、審査支払い手数料は 1,431万5,000円をそれぞれ計上しております。

以上で老人保健特別会計予算の説明を終わります。

次に、議案第 34 号平成 17 年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について説明いたします。

初めに、1 月末現在の介護保険の 1 号被保険者数は 9,441 人で、認定者数は 2 号被保険者の 36 人を加えると 1,702 人であり、1 号被保険者の認定率は 17.64% となっています。介護保険制度は平成 12 年 4 月にスタートし、6 年目を迎えました。平成 17 年度は、平成 18 年度から 20 年度にわたる第 3 期介護保険事業計画の見直しの年度に当たります。国では、先月上旬に介護保険制度改革関連法案が通常国会に提出されております。改正法案の内容を見ますと、制度の持続可能性、明るく活力ある超高齢化社会の構築、社会保障の総合化を見直しの視点に置いた大幅な改正案となっております。

それでは、予算説明に入ります。

1 ページをお開きください。平成 17 年度壱岐市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 24億628万1,000円と定めるといたしております。

地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2 億円と定めるとしております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額等の内容は、2 ページから 7 ページに掲載のとおりです。

歳入予算について説明いたします。

8ページをお開きください。1款介護保険料については、基準となる1号被保険者、第3段階の保険料の月額が3,300円で、この金額は今年度が最後となります。1号被保険者現年度分として、特別徴収が年6回支給される年金からの支給分からの徴収分2億9,381万3,000円と、直接納付される普通徴収分4,994万円を、滞納繰越分50万円を合わせて3億4,425万3,000円を、3款の国庫支出金中、1項の国庫負担金は現年度4億6,952万円を、2項の国庫補助金は介護保険の交付税とされる普通調整交付金1億7,935万6,000円を、4款支払い基金交付金は現年度交付分の7億5,123万2,000円をそれぞれ計上しております。

10ページをお開きください。5款県支出金は、現年度分2億9,345万円を、7款1項の一般会計繰入金は、事務費を含めた一般会計からの繰入金3億4,708万3,000円を、2項の基金繰入金は、介護給付費の増加が見込まれますので準備基金から2,102万4,000円を取り崩し、それぞれ計上しております。

続いて、歳出について説明いたします。

14ページをお開きください。14ページから17ページの総務費は経常的な経費の予算ですが、14ページ中段2項の13委託料については、冒頭に申し上げましたように、今年度は制度見直しの年度となりますので、電算システムの改修業務委託料として1,609万7,000円を計上しております。下段の報酬は介護認定審査会委員の報酬としての分で、この委員会は14名で構成しています。

16ページをお開きください。3項の介護認定審査会の12節役務費の事務処理手数料992万3,000円は、認定審査を受けるための主治医意見書に係る分です。

13節委託料879万9,000円は、介護認定に係るシステムの改修業務の委託分です。

4項の事業計画作成委員会費は、第3期介護保険事業計画と老人福祉計画とをあわせて作成するための予算内容で、事業計画作成委員会の委員数は15名を見込んでいます。

18ページをお開きください。18ページの2款介護給付費は、介護保険給付は3月分から翌年の2月分までを1会計年度で処理され、介護サービス給付費として年間分23億2,899万4,000円を計上しております。介護給付費は昨年度より大幅な伸びとなっておりますが、これは自然増の分と新しく開設が予定されております特別養護老人ホームの分を見込んだものです。

2款の審査支払い手数料は、国保連合会への支払い手数料です。

2款3項の高額介護サービス費は、1,438万8,000円を計上しています。

3款の財政安定基金拠出金218万5,000円は、保険料の不足に無償貸し付けを受けるときの拠出金として、長崎県介護保険財政安定基金へ拠出する分です。

20ページをお開きください。4款の基金積立金3万7,000円は、介護保険準備基金に係

る利息の積み立て分です。

5 款の公債費中、財政安定基金償還金は、250 万円は旧芦辺町の借り入れ償還分です。

以上で介護保険事業特別会計予算の説明を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 水道課長。

水道課長（松本 徳博君） 議案第35号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算について説明いたします。

1 ページをお開き願います。議案第35号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算、平成17年度壱岐市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億9,764万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表、地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、3億円と定める。平成17年3月4日提出、壱岐市長。

次のページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算につきましては、記載のとおりでございます。

4 ページをお開き願います。第2表、地方債でございますが、起債の目的は簡易水道事業債で限度額を9,380万円としております。

次に、歳入歳出事項別明細書につきましては、歳入を5ページに歳出を6ページに記載のとおりでございます。

8 ページをお願いいたします。2、歳入でございますが、1款分担金及び負担金、2款使用料及び手数料につきましては、現年度分をもとに予算計上をいたしております。

3款国庫支出金1目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金1億8,750万円につきましては、郷ノ浦支所管内におきます沼津柳田地区簡易水道、芦辺支所管内におきます八幡諸吉地区簡易水道、勝本支所管内におきます勝本浦地区簡易水道の3地区の増改良事業に対する補助金でございます。

4款県支出金1目衛生費県補助金250万円につきましては、芦辺支所管内におきまして既設ボーリングの取水に濁りが発生するため、今回、隣接地にボーリング掘削を計画しておりますが、その掘削に対しての県からの補助金でございます。

10 ページをお開き願います。5款繰入金1目一般会計繰入金3億2,064万2,000円につきましては、一般会計より繰り入れをお願いするものでございます。2項基金繰入金につま

しては、合併をした関係により廃目といたしております。

6 款繰越金、7 款諸収入 1 目市預金利子につきましては存目としております。

次の 2 項の雑入 6,036 万 5,000 円につきましては、道路改良工事等によります工事補償金 4,936 万 4,000 円、消費税還付金 1,100 万円と建物災害共済金を見込んでおります。

8 款市債 1 目簡易水道事業債 9,380 万円を計上しております。

次ページをお開き願います。3、歳出、1 款総務費 1 項総務管理費 1 億 1,376 万 4,000 円につきましては、人件費等経常経費的なものを計上しております。2 目施設管理費 2 億 8,058 万 7,000 円につきましては、水道施設各種維持管理費でございます。

1 1 節需用費 1 億 3,908 万 2,000 円につきましては、主なものといたしまして配水管の漏水修理代、施設及びポンプ類等の電気料、滅菌消毒用医療材料代でございます。

1 2 節役務費 6 93 万 4,000 円につきましては、テレメーター類及び異常警報装置等の電話回線使用料でございます。それと、雷害等建物に対する建物災害保険料等を含んでおります。

1 3 節委託料 5,616 万円の内容は、施設管理業務委託料 9 2 万 4,000 円につきましては石田支所船舶給水施設管理業務委託、緊急時維持管理委託料等でございます。電気設備保守管理委託料 5 8 1 万 9,000 円につきましては、簡易水道施設電気計装設備、高圧受電設備などの保守点検を委託するものでございます。施設周辺環境管理委託料 1 1 0 万円につきましては、郷ノ浦支所、石田支所の浄水場の植栽等草刈り業務委託料でございます。施設清掃業務委託料 1,819 万 2,000 円につきましては、4 支所管内におきます水道施設配水池等の草刈り等の清掃業務委託でございます。

機械器具保守管理委託料 3 2 万 4,000 円につきましては、芦辺支所におきます水源地中継ポンプ所等におきますポンプの保守管理委託料でございます。特殊設備保守管理委託料 5 2 9 万 1,000 円につきましては、水道水滅菌消毒用機械設備の保守管理委託料でございます。汚泥処分業務委託料 1,382 万 4,000 円につきましては、浄水場で発生する汚泥を島外に搬出する委託料でございます。積算システム保守委託料 6 8 万 6,000 円につきましては、郷ノ浦、芦辺支所において水道管工事における工事設計作成電算システム保守管理委託料でございます。管路管理システム整備業務委託料 1,000 万円につきましては、配管図台帳の未整備支所がございますので配管図台帳整備を実施するものでございます。

1 4 節使用料及び賃借料 1,093 万円につきましては、土地建物借り上げ料 2 4 万 6,000 円、これは水道施設用地及び電柱使用料でございます。機械類借り上げ料 1,068 万 4,000 円につきましては、永田ダム水質改善装置の借り上げ料と、その他ポンプ借り上げ料を委託しております。

1 5 節工事請負費 6,216 万 2,000 円につきましては量水器取りかえ工事、これは郷ノ浦

支所、勝本支所、石田支所、3カ所を実施することにしております。水道管布設工事、これは芦辺支所、石田支所の2地区でやるようにしております。水道管布設替え補償工事、これは郷ノ浦支所4カ所、勝本支所8カ所、芦辺支所7カ所を実施することにしてしております。簡易水道施設改修工事につきましては、勝本支所、芦辺支所の2カ所を実施することにしてしております。

16節原材料費40万円につきましては、浄水場内の維持補修用材料費代としております。

18節備品購入費386万2,000円につきましては、機械器具費として水道水の残留塩素計、それから検定期間満了による量水器の購入を計画しております。

18ページをお開き願います。2款施設整備費1目簡易水道施設整備事業費7節賃金143万8,000円につきましては、補助事業に対する事務量がふえることから臨時雇の賃金を計上いたしております。

13節委託料1,337万7,000円につきましては、八幡諸吉地区、沼津柳田地区、勝本浦地区の測量設計業務委託料と認可申請書作成業務委託料50万円、これは八幡諸吉地区の水源変更認可申請委託料でございます。

次に、水源地調査委託料200万円につきましては、国分の碎石場跡地の貯水池を水源地としての方向づけを御協議いただきましたので、水源地確保に向けて、貯水池の湧水量等の調査を委託したいと計画いたしております。

14節使用料及び賃借料75万6,000円につきましては、工事設計積算システムの借り上げ料でございます。

15節工事請負費3億7,431万5,000円につきましては、八幡諸吉地区、沼津柳田地区、勝本浦地区の増改良工事を計画をしているところであります。

17節公有財産購入費12万5,000円につきましては、八幡諸吉地区の水道用ボーリングに濁り水が発生するため、隣接地にボーリング掘削をするための用地を購入する予定でございます。

19節負担金補助及び交付金135万4,000円につきましては、水道事業を実施した場合に、長崎県水道協会に特別会費としての負担金でございます。

次ページをお開き願います。3款公債費1項公債費3億6,810万円につきましては、借入れに対する償還金でございます。

4款予備費につきましては50万円を計上いたしております。

以上で議案第35号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の説明を終ります。

続きまして、議案第36号平成17年度壱岐市下水道事業特別会計予算について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。議案第36号平成17年度壱岐市下水道事業特別会計予算、平

成 17 年度壱岐市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 億 8,571 万 9,000 円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表、歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表、債務負担行為」による。

地方債、第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表、地方債」による。

一時借入金、第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、3 億円と定める。

歳出予算の流用、第 5 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成 17 年 3 月 4 日提出、壱岐市長。

次ページをお開き願います。第 1 表、歳入歳出予算につきましては記載のとおりでございます。

次ページをお開き願います。第 2 表、債務負担行為の説明をいたします。第 2 表、債務負担行為、事項、水洗便所改造資金に係る金融機関の損失補償、平成 17 年度融資に係る金融機関の損失額。平成 17 年度水洗便所改造資金利子補給、借り入れ総額 1,050 万円、平成 18 年度から平成 22 年度、限度額が 70 万円でございます。

それから、第 3 表、地方債、起債の目的、下水道事業債、限度額を 1 億 6,720 万円としております。

7 ページをお開き願います。歳入歳出事項別明細書につきましては、歳入を 7 ページに歳出を 8 ページに記載しております。

10 ページをお願いいたします。2、歳入、1 款分担金及び負担金 1 目建設費負担金 1 節下水道建設費負担金 7 万 5,000 円を見込んでおります。これは受益者負担金分割納入によるものでございます。

2 款使用料及び手数料 1 目下水道使用料 1 節、現年度分 1,976 万 9,000 円を見込んでおります。2 節滞納繰越分につきましては、72 万 1,000 円を見込んでおります。2 目行政財産使用料 1 節土地使用料につきましては、4 万 7,000 円を見込んでおります。2 項手数料 1 節登録手数料 1 7 万 5,000 円を見込んでおります。

3 款国庫支出金 1 目土木費補助金 1 節都市計画費補助金 2 億 4,600 万円、これは下水道事業に対する補助金で、管渠工事、処理場建設に対するものでございます。

4 款繰入金 1 目一般会計繰入金につきましては、3 億 8 3 8 万 8 , 0 0 0 円につきましては一般会計からの繰り入れをお願いすることにいたしております。

1 2 ページをお開き願います。5 款繰越金、6 款諸収入 1 項延滞金加算及び過料の 1 項過料、次の 2 項の市預金利子については存目として計上しております。3 項雑入 4 3 1 万 8 , 0 0 0 円につきましては、消費税、還付金等を見込んでおります。

7 款市債 1 節下水道事業債 1 億 6 , 7 2 0 万円につきましては、公共下水道事業、漁業集落環境整備事業、それぞれを予定しております。

1 4 ページをお開き願います。8 款県支出金 1 節漁業集落排水整備事業費補助金 1 億 3 , 9 0 2 万円につきましては、漁業集落環境整備費補助金、漁村生活環境整備事業費交付金を見込んでおります。

1 6 ページをお開き願います。3、歳出、1 款下水道事業費 1 項管理費 1 目一般管理費につきましては、経常経費的なものでございます。

1 3 節委託料 2 9 2 万 1 , 0 0 0 円の内容につきましては、水質検査委託料 1 4 2 万 8 , 0 0 0 円、これは郷ノ浦港内の 5 カ所の水質検査を実施しております。下水道管理システム保守委託料 2 4 万 3 , 0 0 0 円につきましては、下水道台帳管理システム保守委託料でございます。下水道台帳追加修正業務委託料 1 2 5 万円につきましては、管渠工事完了後の台帳の修正をするための委託料でございます。

1 4 節使用料及び賃借料 3 2 万円につきましては、下水道台帳管理システムの借り上げでございます。1 8 節備品購入費 3 万円につきましては、下水道加入で井戸水ボーリング水量の場合に量水器が必要なため、別途量水器を購入するものでございます。次に、施設管理費 1 , 4 8 2 万円につきましては、水処理施設維持管理費でございます。

次のページをお開き願います。1 3 委託料 1 , 0 4 5 万 6 , 0 0 0 円の内容につきましては、施設管理業務委託料 9 7 0 万円でございます。それから、電気設備保守管理委託料として 3 5 万 6 , 0 0 0 円。次に、汚泥収集運搬処分業務委託料として 4 0 万円を計上しております。

1 款下水道事業費 1 目施設整備費 5 億 1 , 2 1 5 万 1 , 0 0 0 円につきましては、人件費及び中央水処理施設建設工事の必要経費といたしております。

次に、1 3 節委託料 6 3 8 万 9 , 0 0 0 円の内容につきましては、積算システム委託料として 3 8 万 9 , 0 0 0 円、1 4 節使用料及び賃借料として 1 5 4 万円でございますが、これは積算システムの賃借料でございます。

1 5 節工事請負費 4 億 7 , 9 2 8 万 5 , 0 0 0 円につきましては、下水道建設工事請負費でございます。単独分といたしましてはマンホールポンプの改修工事、それから起債につきましては補助対象外で実施する管渠工事、舗装工事でございます。下水道建設工事のこの補助につきまして

は、管渠工事及び施設の工事でございます。

次に、1款下水道事業費、3款公債費につきましては、建設工事に対する償還金でございます。

次に、2款漁業集落排水整備事業費1目一般管理費456万6,000円につきましては、経常経費的なものでございます。

13節委託料285万2,000円の内容につきましては、恵美須地区、山崎地区の水質検査の委託料でございます。次に、18節備品購入費1万5,000円につきましては、新規に下水道加入者の場合に量水器をつけるものでございます。19節負担金補助及び交付金138万2,000円につきましては、水洗便所等改造資金利子補給費補助金13万2,000円。次に、下水道加入促進費補助金として125万円を計上しております。

次のページをお開き願います。2款漁業集落排水整備事業費2目施設管理費858万6,000円につきましては、恵美須地区漁集、山崎地区漁集の維持管理費の経常経費でございます。13節委託料489万7,000円の内容につきましては、施設の管理業務委託料として463万7,000円、それから施設周辺の管理委託料として26万円を計上しております。次に、15節工事請負費10万円につきましては、処理区域内の新規家屋につきましの排水管工事でございます。

次に、2款漁業集落排水整備事業費1目施設整備費2億4,473万9,000円につきましては、施設整備事業に関する人件費、その他必要経費を計上しております。

次ページをお開き願います。15節工事請負費2億1,427万8,000円につきましては、排水管工事、処理場建設工事を予定しております。

次に、2款漁業集落排水整備事業費公債費につきましては、起債の償還金でございます。

3款予備費29節予備費といたしまして、20万円を計上いたしております。

以上で議案第36号平成17年度壱岐市下水道事業特別会計予算の説明を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 市民福祉課長。

市民福祉課長（川畑 文隆君） 議案第37号平成17年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算についての説明をいたします。

予算書の1ページをお願いします。平成17年度壱岐市の特別養護老人ホーム事業特別会計の予算は、次の定めによるところでございます。

まず第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億3,892万4,000円と定めま
す。

第2条に一時借入金、第3条に歳出予算の流用について説明いたしております。平成17年
3月4日提出、壱岐市長。

次のページをお願いします。第1表、歳入歳出予算は記載のとおりでございます。

8 ページ、9 ページをお開きください。歳入で主なものを御説明いたします。第1款介護サービス収入1項介護給付費収入につきまして、介護サービス費につきましては3億7,235万5,000円を予定いたしております。内容は、特別養護老人ホームの介護サービス費、ショートステイの介護サービス費、デイサービスセンターの介護サービス費でございます。

続きまして、2目の利用者負担金収入につきましては、4,013万6,000円を計上いたしております。これは特養の入所者の利用負担金、それからショートステイのサービスの利用、デイサービスセンターの介護サービスの利用料金でございます。

3目介護サービス計画費収入234万7,000円でございますが、これはケアマネジャーが昨年から欠員いたしております、今年度定数条例によりまして1名増員いたしますが、45名でございましたけども、当初は20名で出発する予定でございますので、この金額で計上をいたしております。

次のページをお願いします。4款の繰越金としまして1,693万2,000円を計上いたしております。

それから、6款の繰入金でございますが、財政調整基金繰入金から672万6,000円を繰り入れておりますが、これは、今、申しあげました居宅介護サービスにおきます正規職員の配置によりまして、人件費のための予算として計上いたしております。

12ページ、13ページをお願いします。歳出の主なものを申し上げます。第1款の介護サービス事業費でございますが、1項施設介護サービス事業費事務費でございます。2億9,072万9,000円で報酬、それから給与につきまして計上いたしております。それから、賃金につきまして4,449万円につきましては、介護員の賃金でございますが、重症の利用者が増加をしております、介護員としての臨時雇いの増強を図っております。

続きまして、次のページの14、15ページをお願いします。2目の介護費でございますけども、この中で需用費の7,217万8,000円につきましては、これは入所者等の賄い材料として、主なものは3,285万3,000円を計上いたしております。13節の委託料でございます。664万7,000円につきましては、主なもので施設清掃業務委託料528万円を、実は、これは従来までは職員対応というのができましたですけども、重症者等の増加によりまして清掃等が隔々までできなくなりまして、これを徹底を図るために業者委託をいたしております。それから、18節の備品購入費につきまして、1,020万円につきましては、主にはストレッチャー等の備品購入費でございます。

16、17ページをお開きください。2項の短期入所介護サービス事業費でございます。事業費としまして535万1,000円を計上いたしておりますが、主なもので賃金で介護員の臨時雇い賃金でございます。

次に、3項の通所介護サービス事業費について御説明いたします。通所介護サービス事業費3,312万9,000円を計上いたしております。報酬、給与、そして賃金の702万円でございますが、この主なものは介護員の臨時雇い賃金として393万5,000円を計上いたしております。

18、19ページをお願いいたします。同じく、3項の通所介護サービス事業費でございますけども、主なもので11節の需用費590万円4,000円でございますが、主なものは賄い材料として199万2,000円を計上いたしております。続きまして、下の方の4項居宅介護サービス事業費でございますが、居宅介護サービス事業費としまして1,037万3,000円を計上いたしております。これは、先ほど申し上げましたが、給与に正規職員、ケアマネジャーとして正規職員1名を配置しておりますので、主なものでございます。

それから、20、21ページをお願いいたします。2款の基金積立金といたしまして27万5,000円、財政調整基金積立金、それから施設整備基金積立金から計上いたしております。

3款の公債費でございますが、元利619万円を計上いたしております。

22ページに4款予備費を計上いたしております。予備費といたしまして210万円を特養、ショートステイ、通所介護、それぞれの予備費として計上いたしております。

それから、最後の30ページに、当年度末の起債残高として2,252万9,000円を計上いたしております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 郷ノ浦支所長。

郷ノ浦支所長（吉永 正司君） 議案第38号平成17年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について説明いたします。

1ページをお願いします。平成17年度壱岐市の三島航路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,246万3,000円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000万円と定める。平成17年3月4日提出、壱岐市長。

2ページから3ページに、第1表、歳入歳出予算は記載のとおりでございます。

8ページをお願いします。歳入、1款使用料1目の船舶使用料、乗船使用料、航送運賃等2,800万円、これは前年度並みを予定をいたしております。

2款の国庫支出金、航路補助金3,100万円を予定をいたしております。

3款県支出金、県補助金、航路補助金1,800万円を見込んでおります。

第5款繰入金1項の一般会計の繰入金、歳入不足として3,510万円を予定いたしております。

次に、12ページをお願いします。歳出、1款運行費一般管理費8,481万5,000円、前年度と比較しまして152万9,000円の減となっております。これは事務職員1人減が主な要因でございます。給料、一般職3名、海事職6名、計9名の給与、3項の職員手当、共済費等9名分を計上いたしております。7節の賃金、労務賃金、甲板員1人分と船員の年休分の臨時雇い賃金分でございます。12節の役務費、主なものは、総合賠償補償保険料、船体、自動車航送、船客分でございます。

次に、14ページ、2目の業務管理費11節需用費2,063万2,000円、主なものは、燃料費755万2,000円、修繕料1,265万円は中間検査、合入梁、一般修繕料を見込んでおります。13委託料372万円は、4つの港の綱取り委託料でございます。14節使用料及び賃借料、これは中間検査、合入梁の際の台船借り上げ料でございます。

2款の公債費1項の償還金利子及び割引料720万円は、三島建造費1億630万円の利子の償還が始まったところでございます。

22ページ、地方債の現在見込み高1億630万円でございます。

以上で三島航路事業会計を終わります。

次に、議案第39号平成17年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について説明をいたします。

1ページをお願いします。平成17年度壱岐市の農業機械銀行特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,481万5,000円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。平成17年3月4日提出、壱岐市長。

次のページ、2ページ、3ページが、第1表、歳入歳出予算は記載のとおりでございます。

8ページをお願いします。歳入、1款使用料及び手数料、使用料4,136万2,000円、前年に比べて519万4,000円の減となっております。これは農業関係分の使用料175万7,000円、施設管理分として道路維持管理分が約340万円の減が主なものでございます。

第3款繰入金、基金の繰入金、減価償却の基金繰入金334万1,000円を見込んでおります。これは歳出で、機械購入のための繰り入れでございます。

次に、12ページ、歳出、1款総務費の一般管理費4,476万2,000円で、前年度より862万6,000円の減となっております。これは、備品購入費が624万9,000円の減となったものが主なものでございます。それから、賃金228万7,000円、これは収入に見合う賃金を計上いたしております。前年度に比べて、約240万円の減となっております。18節

備品購入費 334万1,000円、これはミニパワーショベル、排水路の整備用のショベル1台の購入、軽トラックの平成7年購入の更新を予定をいたしております。

次に、14、15ページ、2款基金積立金、減価償却の基金積立金でございますが、今年度予算は、使用料の減等で減価償却費を積み立てができないという厳しい予算編成となっております。

以上、説明を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） お諮りします。時間も大分経過しておりますが、このまま説明を続行したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） では、引き続き、続けて説明を実施します。水産課長。

水産課長（今村 光一君） 平成17年度芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算の内容について御説明を申し上げます。

1ページ目をお開き願います。議案第40号平成17年度吉岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算、平成17年度吉岐市の芦辺港ターミナルビル事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,269万1,000円と定めるものでございます。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」によります。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表、債務負担行為」によります。平成17年3月4日提出、吉岐市長。

次のページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算につきましては、2ページ、3ページに記載のとおりでございます。

それでは、歳入の方から御説明を申し上げます。

8ページをお開き願います。歳入、使用料及び手数料でございますが、まず使用料につきましては、現在、仮待合所が供用開始をしておりますが、これの使用料と第1ターミナルの使用料、それに自動販売機の使用料を計上をいたしております。額としては160万5,000円でございます。

2款県支出金でございます。農林水産業費補助金でございますが、新コミュニティー基盤整備事業による補助金を歳入で上げております。事業費1億5,600万円に対し、国50%、県17.5%を、計の67.5%で1億530万円の補助金を歳入に計上いたしております。

それから、3款の繰入金につきましては、一般会計より繰入金を5,578万3,000円お願いをいたしております。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

次のページ、10ページをお開き願います。1款総務費の総務管理費でございますが、一般管理費につきましては、第2ターミナルと仮待合室の管理費でございます。この中で、12役務費のくみ取り手数料600万円ございますが、これは仮待合所におきまして、くみ取り手数料が600万円必要となっております。この算出の根拠につきましては、現在、解体が進んでおります第1ターミナルの14年度から16年度の検針推量から割り出したものでございます。

次に、総務費施設整備でございますが、旅費、需用費、役務費につきましては、工事を事業を進める上での事務費でございます。工事請負費はターミナルビル建設工事、ボーディングブリッジの24メートルの建設費用でございます。これを1億5,500万円計上をいたしておりますが、これを16年度に予定しておりました基礎補強工事2,600万円を含んで、1億5,500万円といたしております。

以上、御説明を終わらせていただきます。

議長（瀬戸口和幸君） 公立病院事務長。

公立病院事務長（竹下 立喜君） 平成17年度壱岐市病院事業会計予算の説明をさせていただきます。

1ページ目をお開きください。議案第41号平成17年度壱岐市病院事業会計予算、第1条、平成17年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおり定めております。

壱岐公立病院事業といたしまして、病床数200床、一般病床120床、精神病床70床、感染症病床4床、結核病床6床でスタートいたしております。これは、今年度から一応かたばる病院の方から26床移譲ということになっております。

2の年間患者数でございます。入院患者6万3,875人、外来患者10万9,800人を見込んでおります。1日平均患者数、入院患者175人、外来患者450人を見込んでおります。主要な建設改良事業といたしまして、固定資産の購入費、これ医療機械でございますけど、6,310万円計上いたしております。

2のかたばる病院事業、1、病床数でございますが、療養型の病床といたしまして48床。年間患者数、入院患者数延べ1万7,270人、外来5,124人を見込んでおります。1日平均患者数、入院患者47.3人、外来患者21人。

次のページをお願いします。収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めております。

収入、第1款の壱岐公立病院事業収益では26億9,796万円、第1項医業収益23億8,354万6,000円、第2項医業外収益で3億1,341万2,000円、第3項特別利益

100万2,000円。

第2款かたばる病院事業収益4億5,082万4,000円、第1項医業収益3億3,252万6,000円、第2項医業外収益1億1,829万5,000円、第3項特別利益3,000円を見込んでおります。

支出といたしまして、第1款壱岐公立病院事業費用では31億5,936万9,000円、第1項医業費用で26億4,805万8,000円、第2項医業外費用1億2,156万7,000円、第3項特別損失3億7,974万4,000円、第4項予備費といたしまして1,000万円組んでおります。

第2款かたばる病院事業費用4億5,082万4,000円、第1項医業費用といたしまして4億4,893万9,000円、第2項医業外費用69万1,000円、第3項特別損失19万4,000円、第4項予備費といたしまして100万円計上いたしております。

公立病院といたしまして、今年度の収支予算は約4億6,000万円の赤字予算でございます。公営企業会計では、一般に赤字予算は通常、許されておりませんけども、やむない事情の場合によりましてはこの限りではないとされておりまして、したがって今年度の場合、病院建築物の取り壊し、財産処分が発生いたしております。それに減価償却も加えますと、約5億8,000万円ほど臨時損失、特別損失が発生いたしております。これは赤字額を上回っておるところでございます。今年度はこうした特例事由でございますので、御理解を賜りますよう御報告を申し上げておきます。

それから、次のページでございますが、資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

壱岐公立病院において、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額1億3,635万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てんいたしております。

収入、第1款壱岐公立病院資本的収入9,988万8,000円、第1項固定資産売却代金1,000円、第2項出資金5,188万7,000円、第3項企業債4,800万円、第4項補助金はございません。

第2款かたばる病院資本的収入1,000円。かたばる病院の資本的収入はございません。存目でございます。

次は支出でございますが、第1款壱岐公立病院資本的支出2億3,624万2,000円、第1項建設改良費7,204万7,000円、第2項企業債償還金1億6,383万5,000円、第3項施設利用金36万円を計上いたしております。

第2款でございますが、かたばる病院の資本的支出はございません。存目でございます。

次のページをお願いします。企業債でございます。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的といたしまして、医療機械の購入でございます。限度額は4,800万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

一時借入金でございますが、第6条、一時借入金の限度額は、次のとおりと定める。

沓岐公立病院事業2億円、かたばる病院事業を1億円計上いたしております。

予定支出の各項の経費の金額の流用ということで第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合は、次のとおり定める。

1、沓岐公立病院、(1)といたしまして収益的収支の項間の流用、次は資本的収支の項間の流用。

かたばる病院事業についても同様でございます。

次に、議会の議決を得なければ流用することのできない経費、第8条、次に掲げる経費はこれらの経費の金額をこれらの以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならない。

1、沓岐公立病院事業、職員給与費14億9,334万8,000円、交際費200万円。

かたばる病院事業でございますけど、職員給与費3億609万5,000円、交際費100万円でございます。

たな卸し資産購入限度額、第9条、たな卸し資産購入限度額は、次のとおり定める。

沓岐公立病院事業6億4,917万5,000円、これは主に薬品とか診療材料等でございます。

2のかたばる病院事業、4,747万3,000円。

第10条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

これは処分でございます。種類といたしまして有形固定資産、沓岐公立病院の建物といたしまして本館病棟、鉄筋コンクリートづくりの3階建て1棟、4,176平米、取り壊し廃棄処分でございます。それから、精神病棟といたしまして鉄筋コンクリートづくりの2階建て1棟、1,096.3平米、取り壊しの廃棄処分といたしております。伝染病棟、鉄筋コンクリートづくりの1階建て1棟、228平米、取り壊しの廃棄処分と一応計画を立てております。平成17年3月4日提出、沓岐市長名。

次、6ページをお願いいたします。平成17年度沓岐市沓岐公立病院事業会計予算の実施計画書の説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出、収入でございます。沓岐公立病院事業収益でございます。本年度予算額26億9,796万円、前年度に比較いたしまして4億3,365万5,000円、19.1%の増でございます。これはかたばる病院の方からも、一般病床として20床増床となるところでござ

います。

医業収益 23億8,354万6,000円、比較前年度といたしまして3億9,574万1,000円、19.9%の増でございます。ちなみに、医業収益23億8,354万6,000円は、全体の収入から見ますと88.3%を占めております。これは入院、外来、主たるものでございます。医業外収益でございますが3億1,341万2,000円、これは全体からいいますと11.6%を占めております。

それから、負担金交付金でございます。4の負担金交付金でございます。これこの医業外収益の中に入っておるわけでございますが、3億2,018万5,000円、これは11.2%でございます。実際といたしまして13%前後以内ぐらいが適当かとされております。比較といたしまして6,052万7,000円増額をいたしておりますけれども、これは主に結核医療の運営費補助金、企業債利子の償還金、それから救急医療運営費の負担金がふえております。

それで、下の5の補助金でございますけれども、これは今年度、計上をいたしておりませんけれども、税制移譲によります国、県から補助金があったわけでございますけれども、そういうことで市の方に負担金が回っておりまして、補助金の方がなくなっております。

次のページをお願いします。支出でございます。壱岐公立病院事業費用といたしまして31億5,936万9,000円計上いたしております。前年度に比較いたしまして8億9,506万4,000円計上いたしております。これは39.5%の増でございます。

給与費の占める割合でございますけれども、医業収益に占める割合といたしまして52.6%、それから2の材料費でございますが6億2,997万3,000円、医業収益に占める割合でございますけれども、26%。

次、3の経費でございますけれども2億3,512万7,000円計上いたしておりますが、医業収益に占める割合は9.8%。次の4の減価償却でございますけれども、2億5,710万8,000円計上いたしております。これは医業収益に占める割合10.8%でございます。今、申し上げました1から4まで合計いたしますと、大体99.2%の割合を占めております。

次のページをお願いします。特別損失でございます。臨時損失が発生いたしております。内容といたしましては3億6,974万3,000円でございます。これは病院建築の取り壊し処分ということでございます。

次のページでございます。次は資本的収入及び支出でございますが、一般会計の出資金ということで5,188万7,000円組んで計上いたしております。これにつきましては企業債の償還金、一般会計の出資金でございます。

3の企業債でございます。4,800万でございますが、これは医療器械の購入に充当する分の企業債でございます。

次のページをお願いします。支出でございます。建設改良費、固定資産購入6,310万円計上いたしております。これは医療器械等の購入の10項目ほどでございます。

次の2の企業債償還金でございますけども、これ1億6,383万5,000円、ちょっと普通通常よりか上がっておりますが、これは企業債償還元金の償還通常のものを取り壊し分の繰り上げ償還金が計上いたしております。それから、3の施設利用金でございますが36万円計上いたしております。これは医師住宅が不足するのではなからうかと計画をいたしまして2軒分の家賃の敷金として見込んで計上いたしております。

次のページをお願いします。資金計画書でございますけども受け入れ資金、要するに当年度の予定といたしまして36億3,474万円、支払い資金といたしまして30億5,366万4,000円、差し引きといたしまして5億8,107万6,000円となっております。これは貸借対照表の現金預金と一致するものでございます。

次のページでございます。給与明細書でございますが23人今年度増を組んでおりますけども、これは20床の増床に伴うものと新設また拡張のものに伴います、内容といたしましては病棟看護単位が1単位ふえたということと人工透析もふえました。それからリハビリも拡張いたしております。それから放射線科もMRI等がふえております。外来分を除きまして泌尿器科、諸支出、そうしたものはふえております。そうしたものに対しましての医療法の配置基準を計画いたしまして計上をいたしておるところでございます。

次は19ページをお願いします。18年の3月31日の予定貸借対照表でございますが、固定資産の有形固定資産のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘのへのところの建設仮勘定でございますけども、17年3月31日末現在におきましては病院建築の分といたしまして37億2,296万3,679円計上いたしておりましたけども、ここでは今年度におきましてはそれぞれの要するに固定資産に分配をいたしておるところでございます。で、ゼロというふうになっておるところでございます。

2の流動資産でございますまして現金預金、先ほど申し上げました現金が45万円そして預金が5億8,062万6,051円を見込んでおります。

次のページをお願いします。利益剰余金の下のイの当年度未処理欠損金でございますけども6億9,034万7,456円、前年度は2億3,000万程度でございますけども急にふえておりますけども、これは前年度の未処理欠損金に対しまして雑損失といたしまして建物等の先ほど申しました取り壊し等を含めると約3億7,000万程度加わっております。そうしたところで累積欠損金といたしましてはふえておりますけども現金預金等は変わりませんので、運営上にはさほど影響はないものと考えております。

次のページをお願いします。損益計算書でございます。次のページでございますが、今年度の純

利益といたしまして約800万程度を見込んでおりますけども、これ作成後少しインフルエンザの方もはやっておるようございまして、患者数も若干ふえておりますので、これより若干上乘せが見込まれるのではなかろうかと考えております。

25ページお願いします。平成17年度かたばる病院事業会計の予算の実績計画書でございます。収益的収入及び支出、収入でございます。かたばる病院事業収益といたしまして本年度4億5,082万4,000円見込んでおります。前年度に比較いたしますと1億3,330万5,000円減額となっております。22.8%の減でございます。

それから3の負担金交付金でございますけども9,822万円これ計上いたしておりますけども、繰り出し基準に基づく一般会計の負担金でございます。補助金といたしまして2,000万計上いたしておりますけども、運用資金等に充当いたします一般会計からの見込みを計上いたしております。

26ページでございます。支出でございますけども、病院事業費用といたしまして本年度予算額4億5,082万4,000円計上いたしております。比較といたしまして三角の1億3,330万5,000円、22.8%減となっております。給与費、医業収益に対する割合といたしましては65.6%でございます。材料費といたしましては医業収益に対します割合といたしましては12.8%、それから経費といたしましては医業収益に対する割合は24.5%でございます。経費といたしましては10%以内ぐらいが適当かと思っておりますけども、その分収入がやはり減っておるかと思うので経費の費用が、パーセントが上がるものかと思っております。

それから30ページお願いします。資金計画書でございますけれども受け入れ資金が当年度予定額で8億1,826万円、支払い資金といたしまして7億9,532万7,000円、差し引きますと2,293万3,000円の現金預金の運転資金があるということでございます。

次のページお願いします。給与費明細書でございます。今年度は三角の11人とそういったところで、20床の減少に伴います看護師、看護助師の異動の減を見込んでおります。

次36ページをお願いします。予定貸借対照表でございます。18年の3月31日現在でございますけども、流動資産といたしまして現金を4万円、預金を2,289万3,000円を見込んでおります。

それから38ページでございますが損益計算書でございます。17年3月31日まででございます。ここで申しわけございませんですが、一番下の経常損失となっておりますけども、ミスプリントでございまして、経常利益の方に訂正をお願いをいたします。経常利益でございます。1,771万3,926円の黒字を見込んでおります。ちなみに申し上げまして、非常に病床の利用率が90%弱ではございますけども、非常にベッド使用率、効率がよかったということでございます。

議長（瀬戸口和幸君） 郷ノ浦支所長。

郷ノ浦支所長（吉永 正司君） 議案第42号平成17年度吉岐市水道事業会計予算について説明いたします。

1ページお願いします。第1条、平成17年度吉岐市水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。給水戸数2,555戸、年間総給水量113万3,000トン、1日平均給水量3,104トン、1日最大給水量3,830トン。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。収入、第1款水道事業収益1億6,343万9,000円、第1項営業収益1億6,316万5,000円、第2項営業外収益27万4,000円、支出、第1款水道事業費用1億3,977万5,000円、第1項営業費用1億2,656万5,000円、第2項営業外費用1,151万円、第3項特別損失20万円、第4項予備費1,500万円。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,930万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金33万6,000円、当年度分損益勘定留保資金3,754万2,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額142万5,000円で補てんするものとする。

収入、第1款資本的収入432万2,000円、1項工事負担金432万2,000円、支出、第1款資本的支出4,364万5,000円、第1項建設改良費3,427万円、第2項企業債償還金937万5,000円。

2ページ、議会の議決を得なければ流用することのできない経費として第5条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならない。職員給与費1,950万円。

第6条、棚卸し資産の購入限度額は224万1,000円と定める。平成17年3月4日提出、吉岐市長。

4ページ、5ページは平成17年度の吉岐市水道事業会計予算実施計画書でございます。記載のとおりでございます。内容については後のページで説明をいたします。

6ページ、吉岐市水道事業会計の予算資金計画書でございます。区分として受け入れ資金、支払い資金、差し引き額、前年度の決算見込み額で差し引き額2億9,914万7,000円は16年度予定貸借対照表の現金の欄と一致するところでございます。当年度の予定額の受け入れ資金4億6,544万8,000円、支払い資金1億3,634万2,000円、差し引き額3億2,910万6,000円は、17年度の予定貸借対照表の現金残と一致するところでございます。

7ページの給与費明細書、一般職、本年度、前年度比較して1名の減となっております。合計

額483万8,000円の減と手当の内訳264万円の減、合わせて747万8,000円の減となっております。

次に12ページお願いします。16年度の壱岐市水道事業の予定損益計算書、今年3月31日までの分で最後の欄、経常利益2,311万円を予定をいたしております。

14ページ、15ページが16年度の予定貸借対照表でございます。16ページ、17ページが17年度の予定貸借対照表でございます。

18ページ、19ページお願いします。収益的収入及び支出、収入、水道事業収益、給水収益で水道使用料1億6,200万円を予定をいたしております。これは前年に比べまして1,350万円の増となっております。これは16年度から各月検針、検針の方法が変わったために16年度は11カ月分を計上いたしておったためでございます。収入の主な増減は以上です。

次に20ページ、21ページ、支出、水道事業費用で営業費用、1の原水及び浄水費は前年度と大差ございません。2の配水及び給水費で2,596万8,000円、345万6,000円の増となっております。これは次の23ページ、8節の修繕費、ここで配水装置の修理費が約200万円前年度より増となっております。それから9の路面復旧費、配水装置修理跡の路面復旧費が約300万ほど増を計上いたしております。

22ページの総係費2,537万2,000円で、前年度に比べて657万5,000円の減となっておりますのは、先ほどの一般職1人分の減が主なものでございます。

24ページ、4目の減価償却費4,687万6,000円、273万4,000円の増となっております。これは16年度に資本的支出によります配水管等の改良工事によります構築物、機械及び装置の減価償却の増が主なものでございます。

営業外費用で24ページ、最後の欄でございますが、消費税この分が357万円で151万2,000円の増となっております。これは消費税が本則課税となったための増でございます。

28ページお願いします。資本的収入及び支出、工事の負担金、配水管移転補償費これは道路改良に伴う補償金の収入でございます。434万2,000円。県道渡良線、新郷ノ浦港線が主なものでございます。

次に30、31ページ、支出、資本的支出でございます。建設改良費では配水管の整備改良工事、これは道路改良に伴う工事が主なもので、県道渡良線、新郷ノ浦港線が主なものでございます。資産購入費、有形固定資産の購入費434万1,000円。201万円は量水器、これは計量法に基づく検定期限切れを取りかえ分の購入でございます。2款の企業債の償還金937万5,000円、これは元金の償還金分でございます。

以上、説明を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 議案第43号について御説明を申し上げます。

長崎市市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成17年3月31日をもって長崎市市町村総合事務組合から西彼町、西海町、大島町、崎戸町、大瀬戸町、吉井町、世知原町、西彼杵郡町村組合、大崎保健福祉組合及び西彼北部斎場組合を脱退せしめる。平成17年3月4日提出、壱岐市長。

提案理由でございますが、本年4月1日に西海市が設置をされることに伴いまして、西彼杵郡の西彼町を含む5町が廃止をされます。この廃置分合に伴いまして、3月31日をもって大崎保健福祉組合及び西彼北部斎場組合が解散をすることになります。また、4月1日に北松浦郡の吉井町及び世知原町が佐世保市に編入をされることに伴いまして、これらの町が廃止をされます。また、西彼杵郡町村組合が3月31日をもって解散ということでございます。よって、当組合を構成する地方公共団体からこれらの市町村及び組合を減じる必要がありますが、その協議については地方自治法第290条の規定により、議会の議決を必要とするものでございます。

続きまして、議案第44号長崎市市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成17年4月1日から長崎市市町村総合事務組合に佐世保市及び西海市を加入せしめ、長崎市市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。平成17年3月4日提出、壱岐市長。

提案理由でございますが、4月1日から佐世保市と新たに設置される西海市が当組合に加入をすることになります。よって、組合を組織する団体の数が増加をすることになりまして規約の変更が生じることになりますので、その協議について議会の議決をお願いするものであります。

次のページお願いをいたします。長崎市市町村総合事務組合の規約の一部を次のように変更する。別表第1は、組合を組織する組合市町村でございますが佐世保市と西海市両市を新たに加えるものでございます。

次の別表第2につきましては、組合の共同処理する事務と団体を示すものでございますが、佐世保市が新たに加わることになりませんが、佐世保市の退職手当制度が本組合と一部異なっておりまして、組合条例に一本化するには協議が必要ですので、当分の間、資金管理及び出納事務のみを行うというものでございます。長崎市と同様の取り扱いということでございます。

次に、議案第45号長崎市市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成17年3月31日をもって長崎市市町村議会議員公務災害補償等組合から西彼町、西海町、大島町、崎戸町、大瀬戸町、吉井町及び世知原町を脱退せしめる。平成17年3月4日提出、壱岐市長。

提案理由でございますが、これも同様の理由でございますが、西海市が設置をされることに伴いまして、西彼町を初め5町が廃止をされます。また、佐世保市に編入をされます吉井町、世知

原町が廃止をされるということで、組合を構成する団体からこれらの町を減ずるということでございます。その協議について議会の議決をお願いをするものでございます。

次に、議案第46号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてでございます。地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成17年4月1日から長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合に西海市を加入せしめ、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。平成17年3月4日提出、壱岐市長。

本年4月1日に西海市が設置をされることに伴いまして、本組合へ加入をすることになっております。組合を組織する団体の数が増加をすることになりまして規約の変更が生じますが、その協議について議会の議決をお願いをするものでございます。

次のページでございますが、組合規約の一部を次のように変更するというので、別表については西海市を加えるということになります。

次に、議案第47号長崎県市町村土地開発公社定款の変更について、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定に基づき議会の議決を求める。平成17年3月4日提出、壱岐市長。

提案理由でございますが、市町村の廃置分合に伴い、本公社の設立団体である西彼町を含む5町が17年4月1日に西海市として施行をされ、市制施行後も引き続き本公社に加入をし、また、4月1日に佐世保市と合併する吉井町、世知原町については佐世保市土地開発公社として単独で設立運営しており、当該2町については本公社を脱退することになりますので、本公社の定款を変更するものであります。

次のページでございますが、長崎県市町村土地開発公社定款の変更についてでございますが、第24条第2項中「1億435万8,000円」を「1億272万1,000円」に改める。これにつきましては、24条は資産についての条項でございます。吉井町、世知原町が脱退することに伴いまして基本財産が変更となるものでございます。

それから別表第1につきましては、公社の設立団体を示すものでございまして、吉井町、世知原町が脱退となりますので、設立団体から外れることとなります。また、西彼5町については西海市として改めて加入することになります。

次の別表第2については、各団体の出資額を示すものでございます。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 土木課長。

土木課長（長山 栄君） 議案第48号について説明いたします。

市道路線の廃止について、道路法第10条の規定に基づき、市道路線を別紙のとおり廃止する。

平成17年3月4日提出、壱岐市長。

提案理由といたしましては、県道改良工事により付け替えをいたしたために、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次のページをお願いします。路線名といたしまして中田線、あと起点、終点を記載しております。

次のページをお願いいたします。場所は沼津中学校前で、県道の改良により取り付け位置を変えております。この道路はもともと幅員が狭く車の通行も不可能であったために市道の認定を廃止して、その廃止後につきましては法定外公共物として管理をしていきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 以上で議案に対する説明を終わります。

次に、日程57、陳情第1号「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の採択を求める陳情については、お手元に写しを配付いたしておりますので、説明にかえさせていただきます。

・

議長（瀬戸口和幸君） 以上で本日の日程は終了いたしました。これで散会いたします。

午後6時15分散会